第７次韓・日会談　法的地位委員会
会議録及び訓令、1964－65. 全２巻
(V. １第 1－24 次、1964.12.7－65.4.16)

分類番号　723. 1 JA
登録番号　　1457

P2.　索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル番号	フレイム番号
723. 1 JA	1457	東北亜州課	1965	主題　番号		始まり　終り
法 1964－65 V.1				C1－ 0012	07	0001～ 0322

機能名称 ：　第７次韓日会談　法的地位委員会 会議録及び訓令、1964－65. 全２巻
(V. １第 1－24 次、1964.12.7－65.4.16)

一連番号	内　容	頁
1.	１次 1964.12.7	0005
2.	２次 1964.12.8	0012
3.	３次 1964.12.10	0021
4.	４次 1964.12.15	0030
5.	５次 1964.12.17	0038
6.	６次 1965.1.21	0049
7.	７次 1965.1.27	0062
8.	８次 1965.1.29	0083
9.	９次 1965.2.2	0096
10.	10 次 1965.2.5	0104
11.	11 次 1965.2.9	0117
12.	12 次 1965.2.12	0128
13.	13 次 1965.2.23	0140
14.	14 次 1965.2.26	0151
15.	15 次 1965.3.1	0174
16.	16 次 1965.3.4	0183
17.	17 次 1965.3.8	0199
18.	18 次 1965.3.10	0212
19.	19 次 1965.3.15	0219
20.	20 次 1965.3.17	0224
21.	21 次 1965.3.18	0248
22.	22 次 1965.3.22	0256
23.	23 次 1965.3.23	0276
24.	24 次 1965.4.16	0291

P4　分類番号　723. 1 JA　　登録番号　1457　　保存期間　　永久
法 1964－65　V.1
機能名称 ：　第７次　韓日会談 (1964.12.3－65.6.22) 法的地位委員会会議録及び訓令、1964－65. 全２巻　(1－24 次、1964.12.7－65.4.16)

生産課　東北亜州課　　生産年度　1965
V.1　1－24 次、1964.12.7－65.4.16

内容

1.　1 次　1964.12.7　　　　13. 13 次 1965.2.23
2.　2 次　1964.12.8　　　　14. 14 次 1965.2.26
3.　3 次　1964.12.10　　　15. 15 次 1965.3.1
4.　4 次　1964.12.15　　　16. 16 次 1965.3.4
5.　5 次　1964.12.17　　　17. 17 次　1965.3.8
6.　6 次　1965.1.21　　　　18. 18 次　1965.3.10
7.　7 次　1965.1.27　　　　19. 19 次　1965.3.15
8.　8 次　1965.1.29　　　　20. 20 次 1965.3.17
9.　9 次　1965.2.2　　　　21. 21 次　1965.3.18
10. 10 次 1965.2.5　　　　22. 22 次　1965.3.22
11. 11 次 1965.2.9　　　　23. 23 次　1965.3.23
12. 12 次 1965.2.12　　　24. 24 次　1965.4.16

*　1965.4.3. 法的地位問題に関する合意事項仮調印

P5　　1.　1 次　1964.12.7

P6　　駐日代表部

駐日政　722-506　　　　1964.12.8.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次韓日会談　第 1 次法的地位委員会　会議録　送付

1964.12.7.に開催された第 7 次韓日会談第 1 次法的地位委員会会議録を別添送付します。

別添 : 同会議録　2 部。　終

駐日大使　　金東祚

P7.　　第 7 次全面会談　法的地位委員会
会議録

1.日時 :　1964.12.7. 15:00-15:40
2.場所 :　　外務省会議室
3.出席者:

韓国側　方　熙　代表
延河亀　代表
李坰浩　代表
権　逸　顧問
崔侊洙　専門委員
李敬壎　専門委員
姜尚璜　補佐
安世勲　補佐

日本側　平賀健太　民事局長
八木正男　入管局長

富田正典　入管次長
家弓吉巳　民事局第五課長
池上努　入管局参事官
中江勇介　条約局法規課長
浜本康也　　条約局法規課事務官
谷口禛一　　条約課事務官
柳谷謙介　北東ア課事務官
鶴田剛　　北東ア課事務官

4. 討議内容

（会議劈頭両側首席代表により各各自分の代表団員の紹介があった後、両側首席代表から各各挨拶の言葉があった）

八木 ： 久し振りに会談が再開され、お会いできて嬉しい。過去法的地位委員会は相互間友好的な雰囲気の中で多く進展して来たと、前任首席委員の小川局長から聞いている。日本側が今年 3 月 9 日協定案の提案があった後、４月２２日韓国側の協定案が提出されたが、韓国側案が日本側と会議で論議して合意された内容と距離が遠い提案なので、当時日本側としては局長と条約局長等がとても遺憾に思ったと聞いたことがある。

今回新しい雰囲気の中で会議を再開するに至り友好的な雰囲気の中で論議することを希望しているので、今後は今まで韓日両国間で大体合意を見た点を基礎にして会談に臨みたいが、韓国側の意見はどうなのか聞いてみたい。

方代表 ： 去る12月3日韓日両国の新しい歴史を創造しようと第７次韓日全面会談が開催され、自国国民は勿論、自由陣営諸国も渇望していたところであります。今次会談の実現は相互理解と努力の結果して、実に慶賀するものであります。

今日はここで在日韓人の法的地位委員会の第1次会議が開かれ、日本側代表団と一緒に席を共にして、過去の不幸だった両国関係を清算し、両国の親善と繁栄に寄与する在日韓人の法的地位を確立して、特殊な地位にある彼らの安住と幸福のために真摯に討議を交換し、将来において彼らに禍根を残さないよう根本的解決が要望されるものです。

回顧しますと第6次会談までにおいて、未合意点がありながらも幸い多くの進展が垣間見られ、今次においては互いに知っている相互間の主張と間隔をお互いに狭めて解決すると同時に、その重要度において永住権や退去強制事由に劣らない処遇の問題も一緒に解決して、僑胞の福祉のため明確な道票が、共に虚心坦懐な理解と謙譲と協調の精神に立脚して、誠実に討議を始終することで、在日韓人の将来が幸福になるよう念願しながら挨拶に代えます。(挨拶の言葉を終え、続けて)今後の会談では両側が相互討議した結果を確認することから始めると良いが、日本側の意向はどうか?

八木 ： 良い。そして会議の進行方法には公示、非公式会合があるがどうするか?

方代表 ： 公式会合の形式を取るが、内容は非公式会合で開催するようにしよう。

八木 ： 会談後、発表する問題はどうか? 会議終了後相互話された点を発表するようにすれば良い。

方代表 ： 適切に会合に沿って発表するようにしよう。ただ会合の新聞発表担当官は、今決めよう。

八木 ： 日本側は前田北東ア課長を指定する。

方代表 ： 韓国側は崔侊洙政務課長を指定する。

八木 ： 次の会議は何時開催するのか。

方代表 ： 過般本会談でわが側首席代表が話したように、会議の能率を上げるためにも最少、毎週2回以上開催するようにするのはどうか。わが側は何時でも準備ができるが、日本側がどうなのか。

八木 ： 日本側は臨時国会等で困難だからその時その時毎に決めよう。

方代表 ： 今日漁業委員会は実質的討議に入ったが、本委員会も内容に関する討議をしたら良いが

どうか。
八木 : 今日討議するのが良いのかどうか(ためらいながら)、漁業問題違い何からすれば良いのか。
方代表 : 日本側の事情がそうなら、明日から論議することにしよう。
八木 : よい。ところで日本側としては過般 3 月9日提案したものが、どこまでも両側が論議した線を基礎にしたが、韓国側が 4 月 22 日に提案したものは、前に相互論議した線から相当距離が遠い提案なのだが、その理由は何であり、その後韓国側提案に変化があるのか聞いてみたい。
方代表 : それが韓国の最終的案として当時、李坰浩代表が提案しながら説明したと聞いている。日本側が必要と言うなら、後で追って充分にこれに対して説明する。ところでわが側としては永住権、退去強制は充分に論議したが、処遇に関しては別に論議したことがなく、新しくこの問題を論議したらと思う。
八木 : 過般 4 月 22 日の韓国側提案を見るとその最後の頭に、処遇に関する提案は後に提出するようになっているがどうするのか。
方代表 : 処遇に関する提案は今後、ある程度論議して行って提出しなければならない。
八木 : 今後実質的討議を頻繁に開催するのが良いが、公式会合は堅苦しいので非公式会合を開催して、Free Talking をしたら良い。そして今日はこの程度で終わればと思う。
方代表 : 日本側の意見に同感だ。それなら明日、何時が良いのか。
八木 : 明日午後3時霞友会館で開催したら良い。
方代表 : 良い。既に言ったように明日の会談は、形式は公式会合とするが、非公式内容で会合をしよう。新聞発表はどうするのか。
八木 : 両側代表団の紹介、各首席代表の挨拶交換、会議の進行方法を協議し、明日会談を開催することにしたという内容にしたらどうか。
方代表 : よい。

P12 2. 2 次 1964.12.8

P13 駐日代表部

駐日政 722-515 1964.12.10.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次韓日会談 第 2 次法的地位委員会 会議録 送付

1964.12.8.に開催された第 7 次韓日会談第 2 次法的地位委員会会議録を別添送付します。

別添 : 同会議録 2 部。 終

駐日大使 金東祚

P14. 第 7 次全面会談 法的地位委員会 第 2 次会議

会議録

1.日時 : 1964.12.8. 15:00-16:45
2.場所 : 霞友会館
3.出席者:

韓国側 方 熙 代表
李坰浩 代表
延河亀 代表
権 逸 顧問

崔侊洙　専門委員
李敬壎　専門委員
姜尚瓚　補佐
安世勲　補佐

日本側　平賀健太　民事局長
八木正男　入管局長
富田正典　入管次長
家弓吉巳　民事局第五課長
池上努　入管局参事官
柳谷謙介　北東ア課事務官
浜本康也　条約局法規課事務官

4.討議内容

八木 ： これまでの会談経緯を Review する意味から、第6次会談当時の日本側の立場を申し上げる。今年3月まで日本側が会談で論議して大体合意に到達したので、日本側はこれを基礎にして案を提出したが、韓国側も4.22に案を提出して、5月6日に李坰浩局長からこれに対する説明があった。韓国案に対して日本側から富田次長が意見を陳述したが、その要旨は韓国側案の協定上永住権の範囲が事実上広くて、これを受け入れられない。協定上永住権の範囲を広げれば広げる程、一般永住権とその権利の内容を区別するのが困難で、特殊な永住権としての意義がないとして、「永住権の範囲の実質的拡大」に反対の意思を表明したことがあった。5月7日の首席代表間非公式会合でも中川条約局長が韓国側の提案は Shock だと述べ、これによって1年有余の努力が虚事に戻り、出発点に帰ってしまったと言った。また後宮アジア局長は日本側が内部的に、法務省の強硬な理論を抑えて当時会談の妥結雰囲気のために、韓国側と意見が一致した点を基礎にして提出するに至ったのに、韓国側案が提出されると法務省側では態度を硬化させるに至ったと言及したことがあった。

5月14日小川局長が韓国側案は、日本側案から長点だけを除いて、それに追加した程度にしか見られなく失望するしかない。韓国側も日本側の抗議を本国に報告したと言ったが、本国の別な違う指示があるのか教えて欲しいと言ったことがある。以上が6次会談当時の大体の経緯だが、今は第7次会談に入りわれわれが肝に銘じるのは、過去相互会議席上で論議をくり返し合意した点を基礎に、会議の妥結に寄与するようになるのを望む。

方代表 ： 今初めの挨拶で述べたように、その間両側が永住権、退去強制等に対して充分な検討をして来て、その対立点も余りに良く分かるので、今後はこの間隔を狭めて行けば良いのだから、処遇問題も相互討議して行きながらその対立点を探り出し、これを狭めて行こうというのがわれわれの主張で、これまた会談進行を能率的に運営すれば良いだろう。

富田 ：しかしわが側としては永住権の範囲が、まず決定されなければならないと思う。今の韓国側案から見る時には協定上永住権を事実上子子孫孫に付与しようというものだが、前に李天祥代表の時も子孫の永住権範囲は子子孫孫とは主張せずに、20年以後に再び交渉して決めようと言っていた。だから日本側としては永住権範囲、即ち対象をまず決めなければならないと思う。

方代表 ： まず今週は処遇に関して論議し、来週に永住権等を論議しても良いのではないか。

池上 ： 文書では提出できなくても大体話されたことではないか。教育問題も財産問題も互いに良く話したではないか。

方代表 ： 話した程度では駄目だ。一時互いに Review しよう。

富田 ： しかし永住権の範囲が決定しないと他の問題も協議できない。

李代表 ： 協定上の永住権の付与範囲は、第一 1945 年戦争終了当時から居住し続けている者と、第二協定発効後 5 年までに出生した永住権者の子に協定上永住権を付与するというのに対しては意

見が一致したが、第三その後に出生した者は(第一、第二項目の子孫)出入国管理法の永住権を付与するが、その退去強制事由を1.2項目該当者に対する退去強制事由と同一にすることで、韓国側が事実上協定上永住権を彼らにも付与せよというのに対して、日本側の反対で未合意中である。ししたがって協定永住権を受けられない子孫の退去強制問題をどうするのか、両国の意見対立点になっている。

池上 ： 韓国側案5条3項に規定されたことが問題だ。

富田 ： 韓国側が従前に合意できたものを未表示することになった経緯を説明してくれないか。

崔専門委員 ： 永住権の範囲について、もう一度韓国側の立場を話す。今年の3月中旬李参事官と本人が本国に政務協議のため帰国した時、事務的打ち合わせをしたことがあるが、その時韓国側案を作成するときに日本側案を参考にして法律専門家、在日僑胞代表と議論して決めたものだ。勿論韓国側案でも永住権の範囲が一番基礎になった。最初、韓国側は協定発効20年以内に出生した者にも協定上永住権を付与するように主張したが、その後協定発効5年以内に出生した者に韓日両国が合意するに至ったので、日本の出入国管理令上の退去強制事由だけは協定永住者の子に適用しないようにしてくれるように望んだ。即ち親子の間で退去強制において差をなくそうというのだ。特にこれに対しては、在日僑胞の間で輿論が沸騰し、期待が大きかった関係で、韓国政府としては長期的立場から協議して退去強制だけは親子が同一に規定されなければならないと見るに至ったのだ。また騒擾罪に対しては、最初両側の論議時には政治的騒擾、即ち狭義の騒擾罪だけを論議して来たのに、日本側は一般的、即ち非政治的騒擾罪まで含めようという可能性を見せるに至り、騒擾罪をわが側の案から削除するに至ったのだ。各般本委員会に出席していた李天祥、文仁亀代表も、日本側の立場が騒擾罪を退去強制事由に認めないものと理解している。これに対しては次後具体的に説明する。

池上 ： それならわれわれがひとつ質問するが、それならば退去強制において親と子どもが同じなら、その処遇においては違っても構わないと考えるのか。

崔専門委員: 処遇に対してはそうなっても不満はない。

富田 ： 協定上永住権は一代に限らなくてはならないので、親と子どもが別個の地位を持つことになる事情はわれわれも理解できるが、協定上永住権を受けられなかった子孫に対しては、成人になり外国人の地位を選択する場合、一般外国人のように規定しなければなるべきで、一般外国人より優越な持つことを不合理に見るのがわれわれの立場だ。

崔専門委員:しかし在日韓人の特殊な歴史的背景を考慮する時、強硬に反対するしかない。子々孫々降りて行く程に、権利の性質や量が萎縮するからだ。

八木 ： それなら在日韓人は将来、特殊地位を持つ少数民族として日本に残るようになるではないか。一代においては構わないが、二代以後に降りて行けば民族意識も薄弱になり、逆に迫害を受けないか。韓国側は協定ができると在日韓人の退去強制を心配するが、これは日本に不信だから来るもので、われわれが今もこれを厳格に施行しようと思えばできるものを、相互良いようにしようと自制しているのだ。また国際通念に照らしても、不遇な少数の人を他国に残して置くのは恥ずかしいことだと考える。

平賀 ： 最初、日本側の立場は、永住権の付与範囲を協定発効の線で主張したのを、その後に申請期間5年の線まで譲歩したのであり、2世に対しては成人に達する時まで永住できるようにしたし、その地位を成年時に選択するようにしたが、退去強制において貧困、疾病を理由にしないと譲歩したのである。それなのに韓国側が提案したものを見ると、その表現が子々孫々に付与されるようになっているのだから、今まで長時間論議したことが無駄になった。

李代表 ： 日本側が譲歩したのは事実だ。昨年1月に本人がこの会談に出席した時、既に韓日両側は1945年終戦以前から続けて居住する者に対して協定上永住権を付与するのに合意したし、その子孫に対しては日本側が、サンフランシスコ平和条約時までに出生した子孫だけに協定上

永住権を与えると主張したのに対して、韓国側が協定発効20年までに出生した者に付与し、その後出生した者はその者が成年に達した時、20年後に両側が協議しようと主張した。私はその時、日本側が平和条約を基準にして永住権を付与するのは理解できないので、その理論的根拠を説明して欲しいとすると、日本側の説明によると 1952 年のサンフランシスコ平和条約時まで在日韓人は日本国籍を保有したという理論に起因したものだった。しかし私はその理論的矛盾を指摘し、1945年終戦当時から1952年米日平和条約時まで在日韓人は参政権もなく、外国人として登録されたし、また当時の日本統治の主権者である連合軍司令官も在日韓人を日本人として取り扱わなかった。したがって在日韓人はその当時も外国人だった。したがって日本側の主張には合理性がないと言った。その後両側が相互譲歩して、協定発効5年までの線で合意したのではないか。それなのに日本側が協定発効5年以後に出生した者に対しては日本の入管令上の永住権を付与するが、その孫からは付与できないとした。これに対してわが側は子々孫々にこれを付与しようとした。こうして現在、永住権の範囲に関しても両側の意見対立が生じたが、退去強制事由に関しても日本側は、協定上永住権を受けられない子孫には貧困、疾病を理由に退去させないとして、協定上永住権者に対する退去強制事由とその子孫の入管令上の永住権者に対する退去強制事由と、一般外国人に対する退去強制事由を区別しているが、韓国側は入管令上の永住権を持つ者にも協定上の退去強制事由を適用せよとして、対立した意見を主張している。また日本側は処遇問題に対しても論議したと言うが、過般本委員会で本人が問い合わせたのに対して、小川局長は難しい表情で笑っているだけで、鶴田事務官は処遇問題は協定に含まれないと言った。今後処遇に関する問題も、相互主張を明らかにして検討して行き、間隔を狭め一緒に討議を合理的に進行する方法だと考える。

方代表 ： 日本側は永住権の範囲の再論だけにこだわるが、能率的な会議の進行のために今週は処遇問題を、来週は永住権問題を論議するのが良いのではないかと思う。

池上 ： 処遇問題は協定本文に含まれず、付属文書に含まれるというのがわれわれの主張だ。そして永住権問題が論議されずに処遇を論じられないのは、永住権の付与範囲が基本だからだ。基本問題で両側があまりに距離が離れているので、処遇問題を論議する必要はないと思う。

李代表 ： それなら処遇問題を付属文書に含ませて提出できるのか。

方代表 ： 処遇に対して論議すると言っても、形式上今残っているものがない。僑胞の一番の関心事なので論議しよう。

平賀 ： 永住権の範囲が決まらなくては退去強制が決まらず、進んで処遇も定められないではないか。

池上 ： 現在日本の内部事情で、外務省、法務省の他にも通産、大蔵、厚生、文部省の実務者も、永住権の範囲が定まらなくてはその他の問題を問い合わせできないという態度だ。

李代表 ： 処遇問題は教育、財産、職業に関する権利であり、社会保障、財産搬出及び送金問題も論議する余地が多い。

池上 ： 社会保障問題は地方自治団体の条例、規則で定めるところによって運営されているが、協定で規定すると却って現在に比べて不利な場合が多いと思う。

李代表 ： しかし相互主張点をまだ明白に掲げていないのに、主張点を羅列するようになるだけでも大きな意義があるのではないか。

柳谷 ：各省の実務者の態度が、永住権の範囲が定まらずには具体的な協議を嫌がる状態だ。

池上 ：各省では現在、永住権の付与範囲が協定発効当時までと思っていて、発効以後5年で合意したことも知らないでいる状態だ。

李代表 ： 処遇問題の内、教育権、職業権、社会保障などに関しては永住権の範囲と関連なく論議できるものだ。過般日本側と論議したが、確実でない点が多いので論議しようというのだ。

八木 ： それなら今週一回に限って処遇を論じるのはどうか。
李代表 ：　今週の何時が良いのか。
富田 : 10 日(木)午後 2 時にしよう。
李代表 : 10 日午後 2 時半にしよう。
柳谷 ： 場所は霞友会館にしよう。
李代表 :良い。
池上 ： 新聞発表はどうするのか。
崔専門委員 : 6 次会談の両側の立場を Review したとしよう。
富田 ：　良い。

P21　　3.　3 次 1964.12.10

P22　　駐日代表部
駐日政　722-519　　1964.12.14.
受信 ： 外務部長官
題目 ： 第 7 次韓日会談　第 3 次法的地位委員会　会議録　送付

1964.12.10.に開催された第 7 次韓日会談第 3 次法的地位委員会会議録を別添送付します。
別添 ： 同会議録　2 部。　終
駐日大使　　金東祚

P23.　　第 7 次韓日会談　法的地位委員会　第 3 次会議
会議録

1.日時 ：　1964.12.10. 14:30-16:45
2.場所 ：　　霞友会館
3.出席者:
韓国側　方　熙　代表
李坰浩　代表
崔侊洙　専門委員
李敬壎　専門委員
安世勲　補佐
日本側　八木正男　代表
池上努　入管局参事官
浜本康也　条約局法規課事務官
鶴田剛　北東ア課事務官
4.討議内容
方代表 ： 今日、処遇に関する討議に先立ち、われわれ側の立場を話したい。
第一、　戦前に移住した韓人は日本が日本だけのための政治的、経済的政策により、不本意に来た人たちだという歴史的事実を挙げ、その起源が不幸だったし、その起因が日本側にあることを明確に言うものであり、
第二、　戦後も多くの差別待遇を受けるつらい環境で今日、現実的に 60 万という少なくない比重をもっているが、本人が赴任以後接触した僑胞が皆、差別待遇による困難な境地を話し、早急な韓日会談の妥結と共に差別のない生活になるのを希求している。

第三、　日本政府は早急でも国民に納得の行く妥結を明らかにしているが、特に法的地位問題においては日本国民と一緒に 60 万僑胞が納得の行く線で妥結しなければならないだろうし、

第四、　このための共同の責任と努力は勿論だが、ある意味では日本側がより僑胞の幸福な将来のために、雅量と誠意を施さなければならないだろう。

第五、　永住権を得て日本に居住する僑胞は、その処遇において日本人と同等なもので、善良な僑胞は健全な生活を営為できるようにすると同時に、日本側は少数民族問題として心配しているが、それなら逆に在日韓人が故国に帰るにおいて、全ての財産を自由に持って行ける道を用意しなければならないだろうし、在日韓人の内、帰化を望む人がいる時には容易くできるように、即ち過去の日政の時のように経済的やその他の方法で追い出すことで、日本に怨みを持ちながら暮らしたり、帰ったり、帰化するならば、両国のために不幸なことだと思う。

次に処遇に対する具体的な説明を李代表がするだろう。

李代表 ： 処遇に関して韓国側が今まで主張した点を大体整理して話そう。

第一は教育問題だが、

(1) 永住権者は日本国民と同等に義務教育を受けられるようにし、
(2) 上記した者が上級学校に進学するにおいて同等な機会を付与しなければならないし、
(3) 協定永住権者が設立した私立学校(各種学校)で、大韓民国政府が認可を付与した場合には同学校終了者に対して、日本政府は上級学校進学において外国での同級の終了者と同等な資格を認めなければならないし、
(4) 日本の私立学校法に基づいて私立学校(正規学校)を設立するのにおいて日本政府は協調しなければならない。

第二は社会保障問題で、

(1) 永住権者は日本国民と同等に、日本国民の基本的な社会保障制度の恩恵を付与しなければならず、
(2) 永住権者の内、極貧者には「当分の間続けて」生活保護法による生活保護の保障受けるようにしなくてはならない。

第三は財産搬出及び送還問題で、

(1) 協定永住権者が大韓民国に永住帰国する時は一切の財産を各税なく搬出しなければならず、
(2) その中で職場用具、携帯品、引越し荷物の全量を搬出しなければならず、
(3) 永住帰国者が禁制品を除外いたこれらの物品の搬出のために、日本政府に Export License を申請すれば、日本政府は自動的にこれを承認するようにする。
(4) また送金において、最初送金額を超過する金額は韓銀東京支店に特殊契定を設置して預置し、日本国内費用及び輸入物資代金の決済に使用できるようにして、
(5) 処分できずにこちらに残る不動産などの物品が処分された時には、代金も上記契定に預置して使用できるようにしなくてはならず、その間にその不動産から生じる過失の送金が保障されなければならない。

八木 ： 韓国側の提案に対して、日本側がはっきり良いとした点は何なのか、それでは個別的に応答して行こう。

池上 ： 永住権者が日本内に設立した学校に対する認定問題は(前記教育問題の 3、4 点)は難しい。

八木 ： 現在、韓国の学校修了者を外国学校卒業者と見て、例えば日本で入学するのが難しい早稲田大学なども外国人に与えられた定員の中で多くが入学できていると聞いて

いる。しかし東大のような所は文部大臣の認定を受けた者だけが試験に応じする資格があるのではないか。

李代表 ： 例えば韓国学園の場合、その履修科目が日本の学校と同じで、日本語で教授する以外、ただ韓国の歴史と韓国語を学ぶということしか違う点がないのに、日本政府によって正規学校に認定されていないのは不合理だと思う。朝総連系の学校は民族教育といって日本語も使わず、赤化革命分子などを養成しているのでこれを韓国政府が認可はできないが、韓国学園を韓国政府が認可すれば日本国内でこれを正規学校と認定しないのは不合理なので、韓国政府が認可したら日本も認可してくれるように望む。

方代表 ：韓国政府が日本にある韓国人学校を認可するのに、日本政府が日本にある日本式学校を認可しないのは理解できない。

李代表 ：韓国学園卒業生が上級学校(大学)に進学しようとすれば、現在は Case by case で特別認定を受けなければならないが、これからは一般的にその進学資格が認められなければならないと思う。

池上 ： 私自身も韓国学園に行ってみたが、教員たちが言うには、卒業の時が近づくと辛くなると言うのだ。先生や学生たちが、卒業後の進学が大変で悲観するという話を聞いた。しかし文部省側の意見は強硬で、学校の所在地が日本なので難しく、日本の教育の基本を乱す憂慮があり、 Case by case でしか認められないというものだ。

八木 ：検定試験をうければ良いではないか。

鶴田 ：現在韓人学校で認められているのは大阪の白頭学園と金剛学園だけだが、それは平和条約以前に日本人が設立した学校と見て認定した。日本側としては平和条約で在日韓人が日本国籍を離脱したので、その認可を取り消さなければならないだろう。

李代表 :そうではない。在日韓人が終戦から平和条約発効時まで日本人としての国籍を持っていたのではなく、韓国人としての国籍を持っていて、日本政府も彼らに参政権を与えず外国人登録をさせ、外国人として取扱って来た。だから外国人が設立した学校を認定した先例があるのに、今でもできないことはない。

方代表 :日本側の意見を聞いてみるとその立場も良く分かるが、われわれ僑胞の事情を良く考慮して、われわれの案が採択されるように文部省と良く協議していただきたい。

鶴田 :日本に長期滞留する以上、日本の学校に入るのが当然のことだ。

李代表 ：永住権者の大多数は現在のように、将来にも日本の学校に入るようになると思う。しかしわれわれの一番主張したい点はわが国の国語、歴史を例外的に学んではいるが(在日の教育は例外的に押し込んで、後は全部削ってしまって良いのか?!!!)、日本で日本語で日本の学校と同じ過程を学ぶ学校なら認可して当たり前というのだ。

池上 ：韓国学園のようなものは各種学校と見ていて、外国でも外国人学校はそのように認定するのが原則だと知っている。

李代表 ：韓国では中国人華僑が設立した学校を卒業した者にも、一律に上級学校進学を与えている。韓国と中国は歴史的に友好国家で、隣国で、同じ東洋民族なので、こういう問題も友好的に解決できる。

方代表 :在日僑胞が子息に、民族意識を与えたい意欲を持つのは当然だ。このような点から民族教育をすることになったので、将来に対する根本的な考え方もこのような点から考慮されなければならないだろう。

池上 ： 日本の国・公立学校に進学を望むなら、誰でも就学できるようにしようというのが日本側の考えである。

方代表 :在日韓人の上級学校進学を今のように防ぐのは、却って民族意識を高めることになり、日本に対して悪い影響を与えるものである。

李代表 :昨年 4 月本委員会で文部省担当者が言及したのは、上級系(私立)進学は個別的に同等に進学しても、永住権者が設立する私立学校設立認可は法律上、各都道府県など官庁の許可を得なければならないが、韓国人学校は政治的問題もあったりして難しいと言ったが、そんな必要はないではないか。

池上 :韓国学園を認可すると朝総連の学校も認可してあげなければならなくなるではないか。

李代表 :それは共産党の政治学園であり普通の学校と見る訳に行かない。

池上 :例えば認可事務は地方の県知事が管掌するが、知事の立場が弱い。現在、信用組合も民団系と朝総連系のふたつがあって頭の痛い時が多いという。

八木 : 韓人学校だけ認可したら、将来万一北傀と国交を結ぶようになる場合、どうなるのか。

李代表 : 北傀と国交を結べないと思う。われわれの意見は協定付属文書に優先的に含まれるようにしようというものだ。そうして在日韓人私立学校設置法による設立をすれば、認可申請がある時にはこれに協力してくれるよう flexible な表現をして、将来永住権者が学校を設立する時に、これを協調してくれれば良いだろう。

池上 :実際は難しい問題だ。

李代表 : 社会保障において国民健康保険などにも加入できるようにしなければならないのではないか。

池上 :それは法律、地方自治団体の条令、規則の定める所により同一地方に暮らす全ての韓国人が望むなら、全部が同時に強制加入するようになっている。

鶴田 :市町村など地方自治団体の条令、規則の定める所に従うのだが、大体は強制加入なのだが、貧民者の生活保護は厚生省と合意して当分保障することと知っている。

李代表 : それなら社会保障は協定に含ませるのが困難だというのか。

池上 : 協定に含むのは何の問題もない。生活保護は国家が与えるものなので構わないが、保険問題などは強制加入の問題なので、国家が一方的に規定して命令するのがおかしいというのだ。

李代表 :しかし協定で規定すれば全体的に地方自治団体に appeal するのに意義があるのではないか。

池上 :各法律での規定によって違うのだが、例えば 15 人以上の中小企業体のようなものは韓人経営でも強制加入するようになっている。(健康保険法による健康保険のこと)

李代表 :実際、韓人の場合銀行で借金することが難しい。このような点で協定文書に含まれるのは政治的意義が大きいのだ。

八木 : 具体的に韓国側はどう表現したらと思うのか。

李代表 : われわれの主張は基本的な社会保障制度において日本国民と同等に取扱われるように、具体的な規定は避けて flexible な表現をしようというものだ。

方代表 :実際に実行が困難なら原則だけを定めれば良い。

池上 : 生活保護は大丈夫なのか。

李代表 :貧困者を当分の間保障することは合意できたのでもう討議は止めて、その他恩恵を受けられるものは同一にしてくれというものだ。

鶴田 : 社会保障の恩恵は貰って利になるものもあるが、規定することで却って不利なものもある。

李代表 :有利であれ不利であれ、社会保障の効果を同一に規定するようにすれば良いではないか。ともかく具体的な討議は次にまたしよう。

池上 : 良い。互いに羅列してみよう。

八木 : 財産搬出に対して大蔵、通産省と話さなければならないが。

池上 : 原則は合意したではないか。具体的内容においては未合意だ。即ち財産は没収しないが、日本の外換事情を考慮して漸次的に搬出するというものだ。

八木 ： 財産搬出及び送金においては外換管理法による外換事情を考慮しなければならないだろう。

李代表 ： 永住帰国する韓人の財産は、実際にそれ程多くないから心配する必要ない。

八木 ： 送金の金額は問題が少ない。ただ学校の認可、社会保障問題が大きな問題だ。われわれ自体内で検討して見て、関係者が次の適当な時に出席するようにする。

方代表 :われわれの知るところでは、永住帰国者の財産搬出の件は一ヵ月に 2,3 件に過ぎない。だからそんなに大きい問題ではない。

李代表 ： われわれも財産処分の送金問題で、日本の外貨事情が悪化することを心配するが、現在帰国者の場合 1 人当り平均＄2,000 未満と聞いている。だから最終送金額を 1 万ドルにしても別に問題なく、また財産が多い人が持って行く場合にも、物品売却代金を外貨で持って行くより、日本にも助けになるように特殊計定を設置し、日本内での費用及び輸入物資代金清算に使うということだ。

崔委員 ： われわれの主張は最終送金額以外は、日本の外貨事情に影響を与えない限度内で特殊計定を設置するというものだ。

池上 ： 円貨で韓銀東京支店に預置し国内で物資決済代金に使ったり、または国内費用に使うのは無換輸出になるから困難で、日本に入って来る外貨が入れなくする結果になる。

李代表 ： そうではない。韓国から物資を輸入する場合なら池上氏の言葉が正しいが、これは日本国内に住んでいた人が韓国に永住帰国する場合なので、初めから外貨輸入が(日本への)予想されない場合なので、無換輸出と見られない場合だ。

八木 ： 金額問題は技術的問題なので、次の機会に実務者を出席させて話すことにして、来週は永住権問題を話そう。

方代表 ： 今日処遇問題を充分に討議しなかったので、処遇問題をもっと話そう。もっとわれわれの説明に対して、日本側も案があるだろうから一緒に話せば良いと思う。

池上 ： われわれの代案は大体 3 月に案を提出する時、処遇は付属文書で定めるが、
第一、教育問題は(1)義務教育を受けさせ、(2)上級学校進学において国公立学校卒業者は上級学校進学を認定し、その他は付属文書に含める必要がないというのが文部省の見解であり、第二、社会保障は貧困者に対して当分間生活保護をする他にその他のことは確答できないし、第三、財産搬出は原則として自由だが、Export License に対しては通産省の見解が case by case で処理するというもので、$5,000 を認める他は相談できてなく、特殊計定を設置する問題は協議できていない。

八木 ： 3 月までに両側が討議し合意できた点を日本側案は基礎にしたものであり、討議はその程度で終えることにしよう。

李代表 ： 原則だけ大体討議したのだが、原則だけでなく内容に深く入って行っても討議しようというものだ。協定文に財産搬出、物品も職業携帯品は搬出しようとしたらできるのか case by case 云々する必要があるのである。

鶴田 ： しかし通産省見解は財産搬出の Export License は自動的にできないというものだ。

方代表 ： 今日はこの程度で終えて、次の会合は次週の何時開催するのが良いか。

池上 ： 次の週は永住権、退去強制事由に対して討議しよう。

八木 ： 前回まで会合に出席した担当者がたくさん替わって次週は困難だ。

李代表 ： 内容はともかく会合日時を決めよう。

八木 ：14 日(月曜日)14:30 に決めよう。

方代表 ： 過般会合時柳谷事務官が、日本側で準備した案があると言ったので、その案を説明し、日本側の意見を聴取することにしよう。

八木 ： 良い。

P30　　　　4.　4 次 1964.12.15

P31　　　　駐日代表部
駐日政　722-527　　　　　　1964.12.21.
受信 : 外務部長官
題目 : 第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会　第 4 次会議録

1964.12.15.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。
別添 : 同会議録　2 部。
駐日大使　　金東祚

P32.　　　　第 7 次韓日会談法的地位委員会
第 4 次会議　会議録

1.日時 :　1964.12.15. 14:30-16:30
2.場所 :　　霞友会館
3.出席者:

韓国側	方　熙	代表
	李垌浩	代表
	李敬壎	専門委員
	安世勲	補佐
日本側	八木正男	代表
	池上努	入管局参事官
	浜本康也	条約局法規課事務官
	鶴田剛	北東ア課事務官

4.討議内容
李代表 : 前回の会合で処遇に関して話した時、ひとつぬけたことを付加する。処遇において権利の性質上、日本人にだけ付与されるべき権利、例えば参政権のようなものを除いては、在日韓人にも日本国民と同等な権利が付与されなければならないし、特に経済的、社会的な活動をするのにおいて差別待遇を受けてはならないという点だ。
八木 : 具体的にどういうことか話して欲しい。
李代表 :在日韓人が終戦以前から鉱業権や船舶所有権を持っている場合に、そのような既得権が尊重されなければならないが、一般的に言って鉱業権や船舶所有権は参政権等のように、外国人が持てない権利なので、そのような権利まで要求するのではない。しかしそのような権利を除いては職業や社会的活動をするにおいて、日本人と差別待遇をしてはならないということだ。
池上　: 鉱業権は鉱山所有権と鉱産借有権に分けて見ることができるが、1952 年以後 2 年の経過期間を置いて整理され、現在は外国人には一件も認められていない。また船舶所有権も事実上日本人名義だけになっている。このような特別なケースを除いては、この問題に関して事実上外国人に差別を認めていない。
李代表 : 社会保障に関する日本の現行法令を見たが、釈然としない点が多いので社会保障に関する法令の実際の適用に関して聞いてみる。労働基準法第 3 条を見ると「使用者は労働者の国籍、信条または社会的身分を理由に、賃金、労働時間、その他の労働条件に関して差別的待遇をしてはならない」と規定しているが、このような均等待遇条項がすべての社会

保障立法に規定されてないと知っている。
池上：「日本人」と法律に明示されていない限り、一般的に外国人にも適用されるのである。日本の最高裁判所の判例もそうなっている。ただし生活保護法、国民年金法は「日本人」と表示されている。
八木：社会保障において国民健康保険法等は加入において、自意でなく強制性を帯びていないのか?
李代表：国民年金法及び国民健康保険法の関係条項を明示して欲しい。
池上：国民年金法第 7 条は同法が日本国民にだけ適用されるとなっており、国民健康保険法第 3 条第 1 項 8 号と厚生省令である国民健康保険法施行規則第 1 条によれば市町村の条例が定めるところに依拠し、外国人も加入できるように規定されている。
李代表：現在在日僑胞の話によると、現在では在日韓人が不動産を取得する時に通産大臣の許可を受けなくても良いが、万一韓日国交が正常化したら土地売買に至るまで大臣の許可を得るようになり、不便な点が多くなるだろうと言うが、そうならないということを明らかにして、彼らが安心できるよう付属文書にこれに関する原則を大体定め、永住権を取得した在日韓人が不動産取得において、大臣の許可を得なくても良いとすればと思う。特に現在朝総連系は会談の結果が僑胞に不利だと悪宣伝をすることで、民団系からは会談を妨害しているということだ。
八木：そんなに心配になるなら、具体的にどう表現しようと思うのか?
李代表：具体的な表現は避け flexible に表現しようというものだ。後にもっと検討、論議するだろうが、永住権を受けた在日韓人が経済、社会的分野出活動するにおいて、日本国民と差別を受けないようにすると規定しても良いだろうと思う。また財産取得等においての主務大臣の許可を受けないよう、原則だけ決めれば良いと思う。
池上：われわれも内部的に大蔵、通産省実務者と協議してみる。社会保障問題において貧民者の生活保護は当分の間することになっているが、その他の問題は現行法令が適用されなければならないと聞いている。
李代表：永住権者は銀行の融資に関して不当な差別を受けてはならない。
池上 :永住するようになればそんな差別はないだろう。住宅金融のようなものは償還期間において長期間を要する関係で、永住する者に差別はないだろう。われわれも韓国側が、このような権利を禁止する立法を抑えて欲しい、という趣旨は理解する。
鶴田：韓国側が主張する通りにしてあげるのは難しいことで、それなら日本人に帰化するのが良いのではないか?
李代表：しかしわが僑胞、特に一世は民族意識が強く、2 世以後になって選択によって帰化するケースがあっても、われわれが協定で帰化を強要する印象を与えてはならないと思う。
池上 :協定で永住権の範囲が狭まると、在日韓人の帰化を促進すると見るということか?
方代表：われわれの主張は韓日会談で、わが民団僑胞の権益が擁護されなければならず、却って不利になって朝総連系等共産勢力の助長を活発にするのを防ごうというものだ。
鶴田：在日韓人を差別しているのは国民健康保険のケース程度だ。在韓日本人の場合はどうか。
李代表：在韓日本人は大体が韓国人の妻、または内縁の関係にあるので問題にならない。
池上 :われわれももっと内部的に協議して再考してみる。それなら具体的にどう表現したら良いのか? 在日韓人や、在韓日本人や、相互主義の立場で考えられるのではないか?
李代表：協定にこれを明示すればこれに沿って、国内法を制定することになるだろうし、こういう面から協定に含むのは意義がある。
池上 ：現在国民健康保険においてその適用に差別があるが、問題は市町村など地方自治団体役員側、一線で仕事を担当している者が大きな頭痛のタネだ。

われわれの資料によれば平和条約時から 1960 年 9 月まで生活保護法による貧民保護費が 150 億円にもなる。昨年現在、要救護者が 5 万 9 千名だ。年間 32 億、その内国家が 26 億円を補助している。われわれとしては、これは大きな負担であり、地方末端においては摩擦と不平も多い。

八木 : 在日韓人が日本内で設立した各種学校卒業者の進学資格認定問題は、やはり韓国側で重大視するのか?

李代表 : そうだ。特に各種学校の高等学校卒業生に対してその進学認定問題は大きな問題だ。彼らに対しても正規学校卒業者と同等に資格を認定しなければならないだろう。

池上 :しかし韓国人が設立したのでから外国人の各種学校である点は変わりない。文部省側もこれに対して強硬だ。

八木 :しかし文部省側は何の理論的根拠でそうなのか、われわれも来年初め会談の再開時までは内部的によく協議してみる。

李代表 : 両側が最初送金額 5,000 ドルと 10,000 ドルを主張した外は、何の意見の接近がない。特に最初送金額を除いた残余額の特殊計定設置問題に対しては、日本側が無換輸出と見るが、これは当初からここの僑胞が永住帰国時の問題なので、無換輸出云々することにはならない。そして実際においても永住帰国する人が多くないと見る。

方代表 : 次の会議は何時にするのか? 17 日はどうか。

八木 : 良い。17 日(木)14:30 にしよう。

鶴田: 新聞発表は何とするのか?

李専門委員: 教育問題と社会保障問題に対して論議したとしよう。

池上 :良い。終り

P38 5. 5 次 1964.12.17

P39 駐日代表部

駐日政 722-529 1964.12.22.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次韓日全面会談 法的地位委員会 第 5 次会議録

1964.12.17.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録 2 部。

駐日大使 金東祚

P40. 第 7 次韓日会談 法的地位委員会
第 5 次会議 会議録

1.日時 : 1964.12.17. 14:30-16:40
2.場所 : 霞友会館
3.出席者:

韓国側 方 熙 代表
李坰浩 代表
延河亀 代表
権 逸 顧問
崔侊洙 専門委員

李敬壎　専門委員
安世勲　 補佐
日本側　 八木正男 代表
家弓吉巳 民事局第五課長
池上努 入管局参事官
浜本康也　 条約局法規課事務官
鶴田剛　 北東ア課事務官

4.討議内容

八木：今日は今年としては最後の会議だが、何を話したら良いか。自由討議をしたらどうだろうか?

池上：戦後入国者の問題をどうしたら良いか。協定に入れるのは困難だから、性質上友好通商航海条約に入れなければならないと思うが･･･

李代表：戦後入国者は二つに区分して見なければいけないが、第一、終戦以前から住んでいて戦後一旦帰国してから、再び入って来た者と、第二、終戦以後入って来たが相当長い間生活していて、生活の根拠がここにある者がいる。第一の範疇に属す人たちは終戦以前から継続在留した者と見なければならないので、「継続」の概念規定において、ここに生活の根拠を持って生活する者と見なければならないだろうし、第二の範疇に属す人たちはその実績を考慮して一般入管令上の永住権を付与せよというのが、わが案の基礎になっている。

池上　：戦後入国者問題を協定に入れるというのは笑い話だ。彼らの生活根拠が日本と言うが、色々なケースがあるから Case by case で処理するものであって、一律的に規定する必要がないと思う。

李代表：戦後入国者に対する原則だけを合意議事録に定め、具体的な解決は協定適用の技術的問題なので Case by case で解決すれば良いのではないか?

崔委員：「継続居住した者」に関連して、在日韓人で終戦以前から居住していた者が旅券なく一時帰国して再び帰って来たが、それが入管令が制定された 1946 年戦後の混乱期に入って来た関係で、密入国者になっている事例があるが、こういう者には協定上の永住権が付与されなければならないのでは？

池上　：そういう人に対しても特別在留許可を付与して居住するようにしている。戦後密入国者の 70%以上が特別在留許可を貰って居住している実情である。

李代表 :韓日協定が発効すれば永住権者は韓国に行って来る時、必ず再入国にならなければならず、したがって日本政府は彼らに再入国許可をしてあげなければならない義務を負うことになるが、永住権を受けた者が一時本国に行き再入国する時、その期間において制限があるのか?

池上：永住権者も再入国許可期間以内に戻って来なければ、日本国に入国できない。大体最高 1 年の再入国許可期間が付与される。

八木 :勿論永住権者が再入国許可期間に対して、故意の過失なく無知で期間内に入って来られなくても再び入国許可が付与され、永住許可はそのまま保有するようにする。

李代表：離散家族の再会問題だが、もしも協定上の永住権を受けた者が韓国にいる者と結婚をした場合、自分の配偶者を日本に連れて来て暮そうとする時は、彼らが一緒に居住できるように、これを協定合意議事録に規定したらと思う。

池上：この問題も友好通商航海条約で規定される問題と見る。

八木 :米国では外国人が 3 年以上居住する時は永住権が付与され、永住権者と結婚したその配偶者も移住して一緒に暮せるのではないか?

家弓：今年 6 月の米国大審院の判例を見ると、それが米国憲法に背くという内容のものを見たことがある。

李代表 ： 国籍確認条項に関してわが側は、「在日韓人は大韓民国憲法と国籍法に規定されたのによって規定される」という規定を協定に含めようとするが、どう思うか?

八木 :それは当然な話で、協定に含む必要はないと思う。

権顧問 ： ひとつ質問するが、在日韓人の本国法に関して、その裁判の基準にする法律は何に沿っているのか?

池上 :韓国の民法及び民事訴訟法である。

李代表 ： そうでない事例を、われわれが知っている。例えば裁判する時、国際司法の準拠法に関して韓国法を本国法に適用する場合もあり、北傀の法律に沿っていることもあって、日本の判例が混乱しているのを見ることができる。

池上 ： 裁判に対しては行政府が命令できないものである。そのような関係で、判例によってはそれもあり得る。しかしわれわれが国会での質疑でもこれを明確にしているように、韓国法に依拠しているし、この点野党側が執拗に追求している点だ。

崔委員 ： それなら協定にこれを明白にすれば良いではないか?

李代表 :今日が最終会議でもあり、ひとつ基本的なことを日本側に尋ねるのだが、協定が発効した後、協定によって永住権申請期間内にこれを申請しない者に対して、その者が協定以後退去強制事由に該当した時、その者を一般入管令によって退去強制を執行するのか? なぜこれを質問するのかと言えば、昨年国会で日本の外相が答弁した所によると、協定永住権者の韓国民ではないと自称して協定永住権を貰わなかった者(例え左翼系)の退去強制執行において、同等に待遇するしかないと言ったが、その根拠は何なのか?

八木 ： 情勢によって決定するしかないが、こういう者は何かの機会に送還するしかない。

協定永住権者は権利として在留することで、そうでない者は不安定な在留をすることで、協定永住権者はその処遇において違うではないか? 即ち権利の性質において差異があるのだ。

李代表 :それならば退去強制において、本人が望まない限り退去強制されずに日本に残留できるのではないか?

池上 ： 退去強制を受ける者を引渡し受ける対象がないので、退去強制できないのだ。北傀に行くことを望むが、北傀側で受け取らないので一定期間放って置いてから適当な期間に送還しようというのだ。

李代表 :それなら協定によって永住権者を申請して永住権を得た者より、そうでない者が有利ではないのか? 協定永住権者は退去強制事由がある時退去強制され、左翼系の非協定永住権者は退去されないのなら、協定で有利な法的地位を得るのだと、どうやって民団僑胞を納得させられるのか? だから協定上永住権を受けた者に対しては有利な法的地位が確保され、現在韓日会談を粉砕しようとする左翼分子およびこれら追従者は、秘密協定によってでも退去強制において協定永住権者より不利になるようにしなくてはならないと考える。

八木 ： しかし協定永住権者は自由に本国に往来し、また処遇において日本の内国人待遇を受けるようになるではないか?

池上:今も韓国人は退去強制をしなくても、中国人はしている。これは 1957 年の覚書に沿ってわれわれが自制しているからだ。

李代表 :それなら今後協定発効後、協定永住権を受けられなかった韓国人で退去強制される者が、北傀に行こうとしても北傀で受け取らなければ、われわれに引き渡せば良いではないか?

池上:それは難しい。

李代表 ： 協定で在日韓国人が永住権を申請して貰うと、理論上でも法律上でもその地位が有利になるが、実際上彼らがそうでない者より不利になり、前後矛盾に陥ることになる。

権顧問 ： 今朝日本の新聞に報道された北傀への往来認定問題はどういうことか?

八木 ： あれは根拠のない話で記者たちが一方的に書いたものだ。

崔委員 ： そういう面でもひとつの解決策は、他の委員会でもそうだが、協定に協定対象である在日韓人を包括的に明示し、国籍確認条項を挿入したら良いのではないか?
鶴田 ：しかし日本側としては 1948 年国連決議に沿って現実的に韓国の統治権が及ぶ韓国だけが対象になるのではないか?それでこそわれわれとしては、対国会関係においても批准を受けられる。
八木 ：韓国が 38 度線によって南北に分離されていることから生じる困難な問題だ。今後統一されるか南北が完全に他の国にならない限り、この問題は解決するのが難しいだろう。政治的問題でわれわれとしても現実を無視できない。またわれわれとしては内部的に見た時、社会党、民社党の野党だけが問題ではなく、自民党、または政府の部署内でもわれわれが悩まされている立場なので、われわれが困難な場合が多い。
李代表 ： 累々と主張するのだが、退去強制において協定の結果、却って協定永住権を受けた者が不利な影響を受けるということは理解するのが困難なことだ。
八木 ： われわれとしても困難だ。韓国側の立場も良く分かるが、われわれひとりの力でできる問題ではない。
方代表 ： それでは今日はこの程度の議論にしよう。
鶴田 ： 新聞発表はどうするか?
李委員 ：法的地位全般に対して議論したが、戦後入国者、離散家族問題と永住権に対して話したとしよう。
池上 ：　良い。
崔委員 ：本委員会の 21 日の本会議のための議事整理問題は、当代表部と日本外務省が協議するようにしよう。
八木 ： 良い。

Committee on Legal Status of Korean Residents in Japan

The Committee held five meetings on December 7, 9, 11, 15, and 17, 1964 respectively.

Both sides exchanged views on the various points at issue which had been discussed at the previous Talks, including the scope of those who will be accorded the permanent residence in Japan, the causes for their deportation and their treatment in Japan.

As for the scope of those Koreans who will be accorded the permanent residence in Japan, both sides respectively made explanations on their positions.

The Committee concentrated a major portion of its deliberations on the treatment in Japan of those Koreans falling under the provisions of the proposed agreement, including educational facilities, social securities, property rights and so on. Through these deliberations, the positions of both sides on these issues were made clear.

The Committee also discussed the ways and means regarding the remittance of money and properties to be carried by the repatriating Korean residents in Japan.

The Korean side informally brought up the problems of the treatment in Japan of those Koreans who had entered into Japan after the termination of the World War II and resided in Japan for a considerable period of time, and the reuniting of dispersed families of Korean residents in Japan.

1251

0940

48

P49　　6.　6 次 1965.1.21

P50　　　　　　　　　　　　大韓民国外務部

着信暗号電報　　　　　　　　　　　　　　　　　　番号 : JAW-01234

日時 : 65.1.21.10:15

受信人 : 外務部長官　貴下

発信人 : 駐日大使

65.1.21.から続開される法的地位問題討議において、次の事項を交渉指針としようとするので、これに対する本部の意見を回示して下さるよう願います。

1. 処遇に関するわが側案を文書で日本側に提示しなければならない場合には、外亜北722-234(64.4.17)わが側協定案の内、有添 2 の第 6 条以下のわが側案を提示します。
2. わが側は外亜北(722-234)第 5 条 1 項の協定永住権者の直系卑属の未成年者の退去強制事由に関しては、永住権者の退去強制事由に該当する場合でも成年に達する時までは退去を強制しないという趣旨を新しく規定することを主張した。(本部で作成された文件に関する解決法案が「如何なる場合にも退去を強制されない」というわが側の立場を、日本側案第 4 条 1 項の表現方式に従って表現を中性化しようとするものである)
3. 協定永住権者の直系卑属の成年後の退去強制に関しては、日本入管令第 24 条に規定された事由の内、次の 4 個項の事由を最終段階に行って受諾する方向で交渉する。

(1)麻薬法で有罪判決者(4 の「チ」)

麻薬法の最高刑量が 1 年以上または 2 年以上に規定されているので、2 年以下の刑量規定は実質的な意味がない。

(2)一般犯(4 の「リ」)

1 年以上の有罪判決者になっているが、刑量は 3 年以上と主張する。

(3)日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを企図する破壊活動者。(4 の「オ」)本項は成年後の永住または帰化の付帯条件なので、論理上不可避なものである。

(4)日本国の利益または公安を害した者(4 の「オ」)

本項は協定永住権者の退去強制事由の内、「退去上の重大な利益を害した者」という事由と相互関連性があるので、永住権者の退去強制事由の討議結果に沿って、わが側の立場を変えるものである。

P52　　　　　大韓民国外務部

発信電報

受信人 : 駐日大使

対 : JAW-01234

1. 対号で請訓した法的地位交渉方針を了承する。実際の交渉においては、わが側利益が最大限に反映するよう努力なさるよう望む。
2. 昨年に両側が提示した協定要綱第 4 条は退去強制事由を規定しているが、同 4 条規定とわが側が意図している永住権者の直系卑属に関する退去強制事由を別途文書(例: 議定書等)で規定できるなら

(1)協定体制から見て僑胞が持つかもしれない悪印象を減少させられるし

(2)永住権者とその直系卑属間の差別を必要以上に露出させない結果をもたらすと考えられる。

今回わが側は法的地位問題において、従前の強い立場を緩和することを予定しているが、これを契機にして、退去強制事由を別途文書で規定するようにし、本協定には「別途文書規定に依らない限り退去強制しない」とだけ規定できるように努力されるよう願う。(外亜北)　終

長官

P53　　　　駐日代表部

駐日政　722-15　　　　　　1965.1.22.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 6 次会議　会議録

1965.1.21.に開催された標記会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録　2 部。終り

予告 : 一般文書に再分類(67.12.31.)

駐日大使　　金東祚

P54.　　　　第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 6 次会議

会議録

1.日時 :　1964.12.17. 14:30-16:40

2.場所 :　　霞友会館

3.出席者:

韓国側	方　熙	代表
	李坰浩	代表
	延河亀	代表
	権　逸	顧問
	崔侊洙	専門委員
	李敬壎	専門委員
	安世勲	補佐
日本側	八木正男	代表
	家弓吉巳	民事局第五課長
	池上努	入管局参事官
	浜本康也	条約局法規課事務官
	鶴田剛	北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : 今日は今後の会談進行に関して話そう。わが側は民事局長も新しく任命され、もう少し内部的に研究しなければならない。前回韓国に出張に行ってどうだったか?

方代表 : 韓国に行っている間、大統領、国務総理閣下と関係閣僚の出席の下に何回か会議が開催された。また与党指導者だけでなく野党指導者と会って話しし、大体で諒解する線まで雰囲気を造成した。

昨日の首席代表間会議でも法的地位と基本関係委員会は 2 月中に妥結できるように話ができたと言う。本委員会は相当に友好的な雰囲気の中で運営されて来たので、互いに誠意を見せて大きな成果があることを望む。本委員会で可及的進展を企図し、それでも解決できない問題に対する意見調整は、首席代表間会議に渡して調整できるようになるものと思う。またその間高杉首席代表の発言でバタバタしたが、昨日高杉氏がこれに対する声明を発表したので、われわれが本国に報告したからこれから上手く行くのではないかと思う。

八木 : 同発言がましてや共産党系新聞に報道され悪用されたので困難だった。そんな発言をする人ならば、首席代表としての任命を受諾しなかっただろう。

方代表 : 本人はそういう趣旨で言ったのではないだろう。記者会見の内容が赤旗に報道されたものがわが国東亜日報に掲載されるに至って、もめ事を起こしたのだ。今後このようなことが会談に悪用されるのを見る時にも、われわれは互いに誠意で対処し、このようなことを未然に防止しなければならないだろう。昨日高杉氏の解明以後、東京駐在韓国特派員たちも記事を送ったので上手く行くだろうと信じる。

八木 : 前回朴大統領が記者会見で、できても駄目でも年内には会談を妥結しなければと語ったようだが・・

方代表 : それは大統領の年頭教書でそのように言及されている。それなら具体的な話で、これから会議の進行方法は従来と同一にするようにしたらどうなのか?

八木 : わが側の事情があって・・国会関係がどうなるか?

新谷 : 通常国会での法案審議及び予算編成の関係で 2 月下旬と 3 月下旬が忙しくなりそうだ。

方代表 : 昨日首席代表間会合で椎名外相訪韓時までをまず目標にして、毎週二回程度会議を開催するように話ができたが、われわれの考えでは訪韓時期を 2 月 10 日前後と見て、それ以前において退去強制問題、永住権の範囲を話すとして、1 月下旬頃処遇に関する案を交換してこれを土台に話してみて、最終段階では全般的に Review したらと思うが、日本側としては処遇に関する案が準備できているのか?

池上 : まだできていない。2 月下旬頃になるだろう。

方代表 : 2 月 10 日頃相互案を交換して話すようにしよう。

八木 : 良い。それなら退去強制に対しては専門家会合で検討するのか?

李代表 :退去強制全般に関して双方の主張に大きな差異があった時には、退去強制分科委員会が必要だった。しかし退去強制問題が多く整理されたので、第 6 次会談の時に私は退去強制委員会を他に置く必要がないとして、今まで退去強制事由も本委員会で討議して来たのだ。

方代表 : それなら人員だけ少し減らして開催するようにしよう。

李代表 : それなら今日退去強制に対して具体的にわれわれの意見を述べる。退去強制事由として本委員会で討議されている四個の事項の内で、第一日本側は内乱罪、外患罪と騒擾罪を退去強制事由に挙げたが、過去に騒擾罪に対して相互論議をした結果、韓国側は日本の破壊活動防止法第 4 条 2 項に規定された騒擾罪だけは一旦受け入れることにしたが、その後に再び騒擾罪を退去強制事由として認められないとした。今回わが側はこれを良く考慮した結果、騒擾罪を再び受け入れる方向で考慮しているが、現在日本側案の騒擾罪は一般刑法上の騒擾罪を意味することになり、 破壊活動防止法上の騒擾罪だけでなく、「解散不応罪」までも含むことになり不当だ。このような広義の騒擾罪は本会議席上で討議されたことがなく、また韓国側がこれを受け入れることにしたこともない。このように抗議の騒擾罪をわれわれが受諾するならば、在日僑胞の団体的活動は直接間接に影響を多く受けるようになるので、われわれはこれに反対する。しかしこれを「日本国憲法またはその下で成立した政府を暴力で破壊することを目的とする騒擾罪」と明示したらどうだろう?

八木 : どの国でも「政治的目的」を持つ行動に対しては、互いに嫌がっているではないか? 現在「騒擾罪」は具体的にその刑量がどうだったか?

池上 :「騒擾罪」はそんなに多く適用されていない。韓国側としては民団系と朝総連系が衝突した時、騒擾罪を適用せず憂慮するが、そんなに問題にならない。安保騒動の時とハガチー事件の時にも、これを騒擾罪で起訴しなかった程度だ。

李代表 : 朝総連系が民団系事務所を襲撃した時、騒擾罪で起訴されたことがある。しかしこのような騒擾罪を退去強制事由とするのは不当だと思う。両側が過去の退去強制問題を論議した時には、

日本の憲法やこれに沿って成立した日本政府を暴力で破壊しようという目的を持つ騒擾罪とわれわれは考えている。

池上 :1950 年当時には騒擾罪を適用した者は韓国人関係で、下関、神戸等で米軍憲兵がやたらに捕まえた時にも200名ほどだったし、52年以後にはこの程度では適用しなかった。さらに最近はない。

李代表 :われわれは過去、訓令に従って騒擾罪を削除するに至ったのだが、当時小川局長が相当これに対して憤慨する態度だった。会談進行上相互信頼をもたらすためにも、われわれは騒擾罪を受け入れることにするが、日本側案が騒擾罪を内乱罪、外患罪と共に規定し、内乱罪と外患罪に準じる騒擾罪という趣旨が垣間見えるが、日本側がこの趣旨に沿って騒擾罪を「日本の憲法やこれに沿って成立した日本政府を暴力で破壊しようという目的を持つ騒擾罪」と限定するとか、但し書きを付けるとかして限定するならば、われわれは騒擾罪を受け入れることができる。

八木 : 騒擾罪に関してだけ長く定義をつけられないが、付属文にこれを規定するとかして、技術的に調節すればよいだろう。しかし騒擾罪に対しては、法務省刑事局長と議論しなければならないだろう。

新谷 :「不解散罪」のようなものは朝総連に該当する場合もあり、反対に民団の場合もあるだろう。これに因って騒擾罪を適用することになるとしても、その内容が協議のことなら構わないだろう。

李代表 : 民団と朝総連が衝突した時の騒擾罪を、退去強制事由にはできない。騒擾罪の目的が日本政府を妥当する目的のものならわれわれも受諾できるし、協定本文や付属文書のどこに規定しても良い。内乱罪、外患罪に関連した今後任せる重大な騒擾罪なら、刑期に関する差異点を除き、われわれも受諾する用意がある。

新谷 : それなら内部的にわれわれも刑事局長とこの問題を協議して、次の会議の時に話す。

李代表 :次にアヘン犯に対して、日本側案は「営利の目的を持って麻薬類取締法令に違反し、無期または 2 年以上の刑を受けた者」を退去強制させるとしていて、また常習犯という言葉がなくなった代わりに「協定発効以前の刑を含み、3 回以上の刑を受けた者」となっているが、われわれとしては協定発効以前の前科は不問に付すことにし、これから互いが上手くやって行こうという意味で協定以前の行為は除き、発効以後の行為に因って 3 回以上の刑を受けた者ならば受諾する用意がある。しかし発効以前の刑まで含むなら民団も説得し難いし、このせいで会談妥結を妨害する分子に悪宣伝の口実だけ与えることになる。またわれわれが日本の現行法令を詳細に調査して見ると、営利の目的とした麻薬犯に対する刑が、最低 3 年もあり、1 年以上もある。したがって営利を目的とするアヘン犯においては、3 年以上の刑を受けた者として、その他の者は 3 回以上の刑を受けた者とするが、執行猶予の宣告を受けた者は除外するとするなら、われわれはこれを受諾する用意がある。

池上 : 昨年の刑法改正時に常習犯という語句が削除され、アヘン犯は大体 1 年以上で、無期が含まれた。

李代表 :一昨年 4-7 月には 2 年または 3 年以上と話して来て、日本側が刑法を改正し、営利を目的とした麻薬犯に対する刑の最低刑を引き上げた。それで韓国側は 3 年以上と決めるに至った。

池上 :韓国人で起訴されて判決が出た麻薬犯を見ると、1962 年麻薬を輸入した犯罪の時 4 年だったし、その他は大体 1,2 年だった。麻薬取締法は 1963 年 2 月に改正したが、麻薬輸入犯の刑が一番重く、その他は大体 1 年以上だ。

李代表 :アヘン犯に対しては刑が加重されるのが国際的な立法例であり、われわれもこのように悪質な行為に対しては、処罰するのに協力したいが、営利目的の麻薬犯に対して現行法の最低刑が 1 年または 3 年以上なので、日本側案の 2 年以上を 3 年以上に修正して欲しい。

池上 :われわれの意図は 3 回以上の刑を受けた常習的犯罪者が現れた時、強制退去できるよう協定発効以前の刑を含めようということだ。

李代表 :そういう常習犯は協定発効以後にも出て来るから心配することはない。そしてわれわれの案の麻薬犯に関する規定は、その行為が協定発効以後を言うものである。われわれは日本側が譲歩すればわれわれも譲歩するというものなので、互いに頑張ってみよう。

八木 : 今日論議したことは重要なものなので、われわれも内部的に相談してみる。それなら今日はこれ位にしよう。

李代表 :それなら今日われわれが提案した修正案に対する回答を、次の会議で聞くことにしよう。

方代表 : 次の会議は何時が良いのか?次の月曜日を除いて、26 日(火)はどうなのか?

中村 : 27 日、29 日はどうか?

方代表 :良い。霞友会館でしよう。時間は2時半でどうだろう?

八木 : 良い。新聞発表は?

李代表 :会議進行方法と退去強制事由の内、内乱、外患騒擾罪と麻薬犯に対して論議したとしよう。

池上 :良い。

P62 7. 7 次 1965.1.27

P63 起案紙

起案年月日 1965.1.23.

分類記号 文書番号 外亜北 722-866

経由受信参照 第7次韓日会談首席代表

発信 長官

題目 法的地位問題に関する訓令

対 : JAW-01234

1. 対号で請訓した法的地位交渉方針に関しては貴下の裁量に一任するので、わが側利益が最大限度に反映できるように努力されるよう願います。

2. 昨年に両側が提示した協定要綱第 4 条は退去強制事由を規定しているが、同 4 条規定とわが側が意図している永住権者の直系卑属に関する退去強制事由を別途文書(例: 議定書等)で規定できるなら

(1)協定体制から見て僑胞が持つかもしれない誤解を減少させられるし

(2)永住権者とその直系卑属間にある区別が必要以上に露出させない結果をもたらすと考えられます。

今回わが側は法的地位問題において、従前の強い立場を緩和することを予定しているが、これを契機にして、退去強制事由を別途文書で規定するようにし、本協定には「別途文書規定に依らない限り退去強制しない」とだけ規定できるように努力されるよう願います。 終

P64 外務部

外亜北 722-866 1965.1.23.

受信 第7次韓日会談首席代表

題目 法的地位問題に関する訓令

対 : JAW-01234

1. 対号で請訓した法的地位交渉方針に関しては貴下の裁量に一任するので、わが側利益が最大限度に反映できるように努力されるよう願います。

2. 昨年に両側が提示した協定要綱第 4 条は退去強制事由を規定しているが、同 4 条規定とわが側が意図している永住権者の直系卑属に関する退去強制事由を別途文書(例: 議定書等)で規定で

きるなら
(1)協定体制から見て僑胞が持つかもしれない誤解を減少させられるし
(2)永住権者とその直系卑属間にある区別が必要以上に露出させない結果をもたらすと考えられます。

今回わが側は法的地位問題において、従前の強い立場を緩和することを予定しているが、これを契機にして、退去強制事由を別途文書で規定するようにし、本協定には「別途文書規定に依らない限り退去強制しない」とだけ規定できるように努力されるよう願います。　終

外務部長官　李東元

P65

日本側　提案（64.3.6.）	韓国側　提案（64.4.22.）
日本国に在留する特定の大韓民国国民は **(の)**法的地位に関する協定案	日本国に居住する大韓民国国民の 法的地位と処遇に関する協定案
前文 日本国及び大韓民国は、 日本国に在留する特定の大韓民国国民に対して、特定な事項に関して日本国に在留するその他の外国人と違う、法律上の地位が付与されることが必要だと認めるので、 したがって次のように協定した。	前文 大韓民国及び日本国は、 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民及びその直系卑属が日本国に居住することになった歴史的背景に考慮して、 彼らに特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが必要だと認めるので、 したがって次のように協定した。
	第１条 本協定で「日本国に居住する大韓民国国民」というのは、大韓民国国籍法で規定された要件に該当する者を言う。
第１条 次に列挙する者で、第 22 条の永住許可を得た者は、日本国に永住できる。 (1) 1945 年 9 月 2 日以前から継続して日本国に在留する大韓民国国民 (2) (1)で規定された者の直系卑属である大韓民国国民で、1945 年 9 月 3 日以後この協定の効力発生日から 5 年の期間が経過する日までに日本国で出生し、その後継続して日本国に在留する者	第２条 次に規定された大韓民国国民は、本協定に定めるところにより、日本国に永住できる。 (1) 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する者。 (2) 本条第１項に規定された者の直系卑属で、太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、日本国に継続して居住する者

第2条 (1) 第1条に規定された者で日本国に永住しようとする者は、日本国政府に対して同政府が定める手続きに従って、この協定の効力発生日から 5 年以内に永住許可を申請し、その許可を受けなければならない。前記の申請及び許可に対しては、手数料は徴収しないこととする。 (2) 第 1 条(2)に規定された者で、この協定の効力発生日から4年 11 月を経過する日以後に出生する者に対しては、1 の規定にも係わらず永住許可の申請期間を、出生日から30日以内とする。	第3条 (1) 第 2 条の規定に該当する者で日本国に永住しようとする者は、本協定の効力発生日から 5 年以内に、両国政府が合意する手続きに従って、日本国政府に永住申請書を提出しなければならない。 (2) 本条の規定によって日本国政府に永住申請書を提出するにおいては、如何なる手数料も徴収されない。 (3) 第2条第2項に規定された者で、本協定の効力発生日から 4 年 10 月を経過する日以後に出生した者に対しては、本条 1 の規定にも係わらず永住許可の申請期間を、出生日から6ヵ月以内とする。
第3条 第2条の規定に依拠して永住許可を受けた者は、その者がこの協定の効力発生日以後、次に規定する者の内、どれかひとつに該当する者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。 (1) 内乱に関する罪、外患に関する罪または騒擾罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者 (執行猶予の言い渡しを受けた者及び内乱及び騒擾に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く) (2) 営利の目的を持って麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、無期または 2 年以上の懲役、または禁錮に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く)及び麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、この協定の効力発生日以前に処せられた刑を含み、3 回以上刑に処せられた者。 (3) 1.及び 2.に規定された者を除き、無期または 7 年を超過する禁錮、または懲役の刑に処せられた者。 (4) 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者	第4条 本協定によって日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為によって、次の各号に規定する事由に該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。 (1) 内乱に関する罪または外患に関する罪を犯し、2 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。 (2) 営利の目的で麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、3 年以上の懲役または禁錮の刑を受けた者、または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して2回以上刑に処せられた者で、再び 3 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。 (3) 凶悪な犯罪に因って 10 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。 (4) 国交に関する罪を犯し、2 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。

	(5) 未成年時の行為に依って本条第 1 項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。
<u>第 4 条</u> (1) 第 2 条の規定に依拠して永住許可が付与された者の子で、日本国で出生した大韓民国国民である者は、日本国政府が定める手続きに従うことを条件として、成年に達する時まで継続して日本国に在留できるし、また第 3 条に列挙されたある者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。	<u>第 5 条</u> (1) 本協定第 2 条の規定に依って日本国に永住する者の直系卑属は、成年に達する時まで継続して日本国に在留できる。
(2) (1)の規定に依拠して日本国に在留する者が、成年に達した日から 30 日以内に永住許可を申請した時には、その者は、素行が善良でまた日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを企図したり主張し、またはこれを企図したり主張する政党、その他の団体を結成したり、これに加入したことがない限り永住は許可されるし、また貧困または疾病を事由にして日本国からの退去を強制されない。	(2) 本条第 1 項の者が成年に達した後、1 年以内に日本国での永住許可を申請する場合には、第 4 条第 1 項に規定された事由がない限り、その者の永住は許可される。 (3) 本条第 2 項の規定に依って永住が許可された者の退去強制に関しては、第 4 条の規定に準じる。

P71　大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-01349
日時 : 65.1.28.17:00

受信人 : 長官
発信人 : 駐日大使
連 : JAW-01368

1. 連号で報告した電文第 5 項の請訓に関連して、27 日会議では麻薬犯の内、常習犯の起算問題に対する妥結策として、相互別に内部的に検討し、29 日の午前まで討議を続けることになりましたが、今日 1.28.18:00 に日本側は明日(1.29)会議を開催することを希望すると通告して来たので、同請訓に対していずれにせよ明日 29 日 10:00 まで回示して下さるよう願います。(駐日政一外亜北)

P72　駐日代表部

駐日政　722-24　1965.1.29.
受信 : 外務部長官
題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 7 次会議　会議録　送付

1965.1.27.に開催された標記会議録を別添のように送付します。

別添 ： 同会議録　2 部。終り

駐日大使　　金東祚

P73.　　　　　第７次全面会談　法的地位委員会　第７次会議

会議録

1.日時 ：　1965.1.27. 14:30-16:00

2.場所 ：　　霞友会館

3.出席者:

韓国側　方　熙　代表

李坰浩　代表

権　逸　顧問

権泰雄　専門委員

安世勲　補佐

日本側　八木正男　入管局長

新谷　正夫　民事局長

中村　入管局次長

家弓吉巳　民事局第五課長

川島利雄　入管局総務課長

池上努　入管局参事官

浜本康也　条約局法規課事務官

鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容

八木 ： 前回の会議で退去強制事由に対して韓国側が提案したのに対して、その間われわれ側が内部的に検討した結果、わが側の意見を話そうと思う。騒擾罪に関してまず結論から言えば、制限的な形容詞をつけるのも技術的に困難で、ましてや最近これを適用したことが稀だ。麻薬犯に対しても「営利の目的」を削除する条件で、韓国側案の通りに３年以上にするのに賛成し、常習犯の３回以上という回数計算に関しては、従来われわれの主張通りに協定発効以前から起算しなければならないというものだ。

中村 ： 騒擾罪として適用される刑量は、相当な事件でなければならない。実際適用される事例は稀少だ。

池上:在日韓人に実際に適用されたものとしては、民団系と朝総連系がひどく衝突したケースに適用したことが２件だかあるだけだ。

李代表 ： 最初に騒擾罪が退去強制事由として討議された時は、破防法第４項２項の騒擾罪を意味していたのに、その後提出された日本側案を見ると一般刑法上の騒擾罪を言うようになり、破防法第４項２項の騒擾罪だけでなく、解散不応罪等も含まれるので余りに広範囲なものになった。だから騒擾罪を退去強制事由として認めるなら、破防法で言う騒擾罪の内、この前の会議の時韓国側が提示した内容に修正されなければならない。万一日本側が言うように、これが実際に適用された事例がないのなら、騒擾罪を退去強制事由から外してしまうのが正しいのではないか?

中村 ： 特定な地域の正義(?)と秩序を乱す場合以外には騒擾罪を適用した事例はない。

李代表 :初めに会談で退去強制事由が論議される時には、破防法第４項２項の騒擾罪が討議の対象になったのに、日本側の協定案に表示された騒擾罪は一般刑法上の騒擾罪であり、もしもこれを

修正して規定しないのなら「解散不応罪」まで含まれることになり、例えば集会やデモをした時、警察が解散命令を3回出しても解散しない時にも退去強制をされることになり、韓国側はこれを到底受け入れられない。

中村 :騒擾罪に「解散不応罪」は含まれないというのが、われわれの立場だ。ただし、その表現において騒擾罪を制限する形容詞を付けることは、今後もっと検討してみようと思う。

新谷 : 騒擾罪の場合、判決に目的が表示されないだろうから、韓国側が提案したものを受け入れるのは困難だ。

李代表 :われわれとしては過般の会議で、最終線を話した。なのに日本側の意見が、騒擾罪に関するわれわれの提案を受け入れるのが難しければ、われわれは本国政府や民団に対して納得できる説明をできない。騒擾罪に関しては韓国側が提案した定義を規定することにして、その表現を相互検討することにしよう。そして判決理由の中には騒擾罪の目的が表示されるだろうが、もしもされなければ在日韓人が犯した騒擾罪が日本憲法や、日本政府を打倒する目的を持つ騒擾罪なのか?でないか?を判定するための共同委員会を設置すれば良いだろう。

新谷 : 日本側案で表示された騒擾罪は、他でもなく広義に解釈される可能性がある。日本側は刑法107条の騒擾罪を除き、刑法106条3項の付和随行者に対する条項も除いた騒擾罪を主張する。しかし騒擾罪かどうかの判定のために、共同委員会まで設置する必要はないと思う。

李代表 : 日本側案通りにすると刑法107条は勿論だし、刑法106条に関しては付和随行者以外には日本側では適用すると見るが、日本憲法や、日本政府を打倒する目的を持つ騒擾罪でなければならない。その目的が明確でない騒擾罪は受け入れられない。

池上 : われわれが過般提出した資料を見ても、そんなに杞憂する必要はないと思う。破防法第4条2項と刑法106条程度のことになるだろう。

李代表 :しかし解釈如何によっては、幾らでも適用できると思う。だから日本憲法や、その憲法下に成立した政府を暴力で破壊しようという目的を持つ騒擾罪、即ち内乱、外患に準じる騒擾罪と見て行こう。過般本国に行った時、こちらの長官も「政治的目的を持つ騒擾罪」と言うのにも反対だった。

方代表 : その表現を良く考慮して、もう一度話してみるようにしよう。

李代表 : くり返し言うことになるが、最初に(4、5年前に) 退去強制事由を論議する時には騒擾罪がなかったものが、日本側が破壊活動防止法第4条2項を退去強制事由を提案するようになり騒擾罪が入って来たのだが、これに対して相互検討し破防法第4条2項の13個の内12個を日本側が撤回して、ひとつだけ残したのではないか? だから破防法第4条2項の騒擾罪や、日本の憲法または日本政府を暴力で破壊しようという目的をもつ騒擾罪だけに限定して、受け入れる用意があるというのが韓国側の意見である。

池上: われわれは騒擾罪の適用がこれ以上ないことを知って入れたのだ。

李代表 :国家を破壊活動する騒擾罪は規定しなければならないだろうが、適用されないのなら初めから取ってしまった方が正しくないか?

中村 : 私の私見だが、こうやって表したらどうだろうか?「日本政府の政治上、主義または施策に反対云々」としたらどうか?

李代表 : 施策反対云々言うが、万一社会党が執権した時、在日韓人がその施策に反対する騒擾罪を犯して退去強制するなら難しい。**(訳者注。左派政権ができたら民団が、騒擾罪を犯してでも日本政府に反対するという意思表示?!!)** 施策というのはその範囲が広くて心配なのだ。或いは合法的に共産党が執権した時、その施策に反対する騒擾罪を犯して退去強制することはできない。

池上: 施策に単純に反対するのではなく、暴力を持って破壊活動をすることを言い、実際に適用することはないだろう。

李代表 ： 実際に適用することがないことを条約や協定で規定するということは無意味ではないか? 漠然とした定義は必要ない。
中村 ： われわれも、もっと検討してみる。
方代表 ： 今週金曜日までに返事して貰えるか?
池上 ： 少し難しいかと思う。
李代表 ： 次にそれなら日本側が言った、麻薬犯に対するわれわれの意見を述べる。われわれの案は、営利を目的にしたものは3年以上、非営利的なものは協定以後3回以上法を犯した時になっているが、協定以前のものを含むというのは困難だ。即ち、発効するや否や強制退去しなければならないので、国交樹立でお互いに上手くやろうという意義がないのではないか。
中村 ： われわれの案は麻薬 3 犯の計算に対して、最終の 3 回は協定発効以後のものを言うことになる。
李代表 ： 日本側案を良く見ると、協定発効以後に法を犯さなくても、これだけを持って 3 回法を犯したと見ることもできる。麻薬犯に対しては従来、わが側の態度が強硬で、如何なる場合にもこれを受け入れられないというものだった。その後これを受け入れるとしても、協定発効以後のものを受け入れることにして、協定以前の罪は清算して上げようという当初の意図だった。協定発効後 3 回以上法を犯した者は常習犯として処罰、追放するのはわれわれも賛成だが、協定を契機に友好的見地から考慮しなければならないのではないか。
権顧問 ： わが民団の意見も、協定発効を契機に入管令違反等、すべての事犯に対して大局的に恩赦を施して欲しいというものだ。
中村 ： 麻薬常習犯を終戦後、最近 10 年以内に 2 回以上法を犯した者にすると表現したらどうだろう?
李代表 ： 麻薬犯に対しては、われわれは説得に困難な立場だ。昨年本人が地方出張時にもこれを説得しようと努力したのに、協定以前の刑を加算するならば、これ以上検討する意欲がない。協定以前の刑を加算しないからと、麻薬の取り締まりができないのではないと思う。
方代表 ： 協定以前を含めることになると悪宣伝を免れない。
池上 ： 今後麻薬に対しては、韓国**(両国?)**が共同調査をしようと、除外する時が来ると思う。それ程互いに切実な問題だ。
李代表 ： われわれは中国人の麻薬犯に対しても恩恵的に取扱い、退去強制を留保している。
権顧問 ： 実際アヘン犯としては中国人が多くて、韓国人は少ないことが統計的にも確実だ。
新谷 ： 麻薬常習犯の起算に対して協定発効以後から計算するという韓国側の立場を考慮して、協定発効後 2 回程度にすることに対しては、何とか考えてみることはできるか?
方代表 ： 前回の会議で話したのがわれわれの最終案なので、協定以後 3 回以上もこれ以上考慮する余地がない。
李代表 ： 麻薬犯に対しては最初、営利を目的にした場合 5-6 年以上だったのに、その後麻薬犯は悪性ということに鑑みて、われわれが譲歩するに至ったものだ。
池上 ： 麻薬犯は普通 3 年以上、入管令事犯は 1 年以上だが、われわれが余りに譲歩したものだ。
八木 ： われわれも一旦内部的に話ができたものなので、もっと調整するのは困難だ。
李代表 ： 日本が現在の線から譲歩しない限り、これ以上話すのが困難だ。それなら次の 29 日の会議は止めよう。
中村 ： この次の会議では退去強制事由の内、騒擾罪、麻薬犯を除いた事由を話したらどうだろう?
李代表 ： 騒擾罪と麻薬犯に関する合意からして、次を討議しよう。
方代表 ： 過般会議で話したように各分科委員会で未解決の問題に対しては、首席代表間会議で論議することにしたので、今度金曜日に討議して、駄目なら次の火曜日に論議し、それでも未解決なら次の首席代表間会議に渡すようにしよう。
八木 ： 本委員会の討議は可能な限り、本会議で解決しよう。そんなに高次の政治的折衝に渡せる問

題にはならない。しかし本人が大臣から指示されたのも、韓国側が昨年 4 月に提示した案が、日本が同年 3 月に提出した案より後退したもので、当初相互合意した線と大差があるということだった。既に内部折衝ができているものをまた調整して、今週の金曜日までにできそうもない。

李代表 : 昨年 4 月のわれわれの案は、子孫の退去強制事由を協定永住権者のものに準じるということと、騒擾罪を除外した点を除いては、その時までわれわれが主張して来た線で提案したものであり、日本側案が両側の合意線から出たというのは誤解だ。

方代表 : 日本側案が両側の合意線から出たものであり、これ以上譲歩できないという趣旨ならば、われわれとしては重大な問題だと言わざるを得ない。もう少し日本側が弾力的に考慮して見て欲しい。

李代表 : 日本の昨年 4 月案が最終案ならば、これ以上論議するのが困難だ。

新谷 : 麻薬犯の常習性計算に対して以前か、以後かで樹立されたが、ここまでの話が 3 回以上で起算しようというのには同一意見だったとしたら、回数を調節して解決方案を探れるのではないか?

李代表 : 3 回以上を以下に制限するのは困難だ。再考をするとしたら、日本が譲歩しなければならないだろう。相互間で納得をしなければならないだろうが、われわれは退去をされる人をしょい込んでいるのだから、われわれの側がもっとつらいのである。

池上 : われわれも納得し難い。そんな者(麻薬常習犯)を日本に永住できるよう保障するという、悪い印象を与えるようになるからだ。

新谷 : それならひとつの打開策として、協定発効以前の刑を加算する場合には 5 回以上、または協定発効以後の刑を対象にする時は 3 回以上とするのはどうだろうか?

池上 :5 犯は知らないが現在 4 犯はいる。

権顧問 : 私の私見だが、それならば原則的に協定発効以後 3 回以上とするが、協定発効以前の 3 回以上の常習犯に対しては協定発効後 2 回程度にしたらどうか?

八木 : われわれもそれが合理的だと思うが、新谷局長の提案と権顧問の提案をどう思うのか?われわれももう少し内部的に検討してみる。

李代表 : われわれも内部的に検討してみる。それでは 29 日の会議はどうするのか?

新谷 : 一旦開催することに決めておいて、麻薬犯に対する内部調整ができ、相互準備ができたら予定通りに開催し、準備未備なら次の火曜日(2 月 2 日)に開催しよう。

方代表 : 良い。次は 29 日 14:30、その次は 2 月 2 日(火)10:30 に一旦決めるようにしよう。

鶴田 : 新聞発表はどうするのか?

李代表 : 退去強制事由の内、騒擾罪、麻薬犯に対して討議したとしよう。

八木 : 良い。 終

P83　　　8.　8 次 1965.1.29

P84　　　　　　大韓民国外務部

着信暗号電報　　　　番号 : JAW-01371
日時 : 65.1.29.18:13

受信人 : 外務部長官　貴下
発信人 : 駐日大使

第 8 次法的地位委員会　会議報告

今日 1.29.14:30-16:00 まで開催された第 8 次法的地位委員会の会議内容を次のように報告します。

1. 今日の会議においては退去強制に関する 4 個項目の事由全般に関して、長時間討議を繰り返

したが、日本側は最終段階に行って次のような妥協案を提示した。(詳細な討議の経過に関しては会議録で報告いたします)

(1) 退去強制事由の3項である一般犯に関する日本側案、「7年を超過する」刑量を韓国側が受諾することを条件に、

(イ)第 1 項の内乱、外患、騒擾罪の内、騒擾罪をすべて削除し、その代わり刑量を有罪判決とする。(執行猶予を言い渡された者と付和随行者も除く)

(ロ)第2項の麻薬犯の内、営利犯に関しては韓国側案の通りに「営利を目的にした3年以上」とする。常習犯に関しては協定発効後の3回以上を原則とするが、協定発効前3回以上の犯罪者は協定発効後2回とする。(常習犯に関する問題は合意ができた)

⑵ 退去強制事由第 4 項である「外交上の重大な利益を害した者」に関して日本側から、もっと検討して次の会議の時に日本側の意見を明かす。

2. 日本側が提示した前記1の(1)項に対して、わが側は本国政府に請訓してわが側の立場を明らかにすると述べた。

3. 日本側が提示した1の⑴項の妥協案は、⑴ 騒擾罪がすべて削除されたという点。(2) 内乱、外患に関してわが側案「2 年以上」が「有罪判決」になったが、内乱、外患罪の最低刑が大体で3年もしくは2年以上なので、わが側の2年以上は有罪判決と実質的に同一だという点。(3) 麻薬犯に関する営利犯はわが側案通りに、営利犯は基のわが側案と同一に規定されたという点から鑑み、現地代表団としては日本側の妥協案を受諾するのが可なものと思料されるが、これに対する本部の意見を次の会議の時までに回示してくれることを請訓する。

4. 次の会議は2.2.(火)10:30に開催することにした。(駐日政-外亜北)(首席代表)

P86　　　駐日代表部

駐日政　722-28　　　　1965.2.2.

受信 : 外務部長官

題目 : 第7次韓日全面会談　法的地位委員会　第8次会議　会議録　送付

1965.1.29.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録　2部。終り

駐日大使　　金東祚

P87.　　　第7次韓日全面会談　法的地位委員会

第8次　会議録

1.日時 :　1965.1.29. 14:30-16:00

2.場所 :　霞友会館

3.出席者:

韓国側　方 熙　代表

李坰浩　代表

権泰雄　専門委員

安世勲　補佐

日本側　八木正男　入管局長

新谷 正夫　民事局長

中村　入管局次長

家弓吉巳　民事局第五課長

池上努　入管局参事官
浜本康也　条約局法規課事務官
谷口禛一　条約課事務官
鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : わが側が内部的に意見調節をしてみたが、騒擾罪に関して韓国側の希望通りにその内容を限定する形容詞が適当なものがない。騒擾罪において不解散罪を除き、刑量を5年以上にしたらどうかと思う。麻薬犯に対する妥結策として出た回数、即ち協定以後3回を原則とするが、協定以前に3回の者に対しては協定以後2回程度にするのに対しては異議がない。

李代表 : われわれも本国に請訓した結果、前回の会議で出た妥協案、即ち営利を目的にする以外には、協定発効後3回以上有罪判決を受けた時(ただし執行猶予のケースを除く)を原則とするが、協定以前に3犯以上の者に対しては2回にするという妥協案に対しては良いと指示が来た。それなら非営利の麻薬犯に対しては両側が完全に合意したものとしよう。

新谷 : 良い。

李代表 : しかし麻薬犯において、「営利」という言葉を取ると一律的に3年以上になるので、非営利犯に対する協定以後3回云々というのが無意味になり、前後矛盾に陥ることになる。だから「営利」という言葉を入れて、われわれの案通りに3年以上と規定するようにしよう。

池上 : 麻薬犯はわれわれの調査では3犯目の時、大体は2年もしくは3年以上のものがなかった。それと騒擾罪の内、不解散罪も3年以下なので、そんなに心配することはない。

新谷 : 「営利」という言葉を取って、刑量を高めたらどうだろうか?

李代表 : 「営利」と入れなければならない。騒擾罪の刑量を5年以上にするということは、これからわれわれが考慮して解答するが、「営利」と入れるから区別されるのであって、そうでなければわれわれに実に不利になるから受け入れられない。

八木 : 万一今後刑法が改正され、麻薬犯の刑量が加重したら協定に因って不利になるだろうが、そういうことも考えなければならないのでは?

李代表 : 協定後に麻薬に関する処罰規定を改正する問題のようなものは、日本の国内問題であり、現在においては現在の日本法を基準に討議しなければならないのではないか?

中村: しかし法を運用する側の事情がある。またその他の罪刑と共に併合罪になる時、例えば窃盗犯に麻薬犯罪が併合して判決されるケースもあるのではないか?

李代表 : そういう場合には麻薬に何年、窃盗に何年と分離して判決してくれとすれば良いのではないか?

中村 : 強盗と麻薬にそれぞれ刑罰を加える時は、麻薬犯で退去強制させるのかも問題だ。

李代表 : 併合罪に対する細部的な問題は後に話しして、まず麻薬犯に対して原則的な退去強制事由を論議しよう。

中村 : 「営利」という言葉を入れるなら、2年以上にしなければならない。

新谷 : 要は悪性を区別しようということだが、営利を入れるなら刑量を降ろさなければならないだろう。

李代表 : われわれとしては「営利」という言葉を取ることは考えてもみなかった。麻薬の輸入、製造は普通刑量が3年以上でその他の営利は1年以上だから、「営利」を入れて3年にしても良いのではないか?本委員会で最初に麻薬犯が議論される時、営利と非営利(常習犯)を区別したのは日本側ではないか?

池上 : しかし麻薬犯を起訴する検察から見る時、「営利」という時に起訴するのが難しい実情だ。

李代表 ： 当初麻薬に関しては本委員会で論議した時に、われわれの案にはなく、われわれとしては到底受諾しないようとしたものだった。なのに日本側が「営利を目的にする」麻薬犯と、その他の悪性的な麻薬犯として常習犯を区別して退去強制事由として討議して来たものなのに、今になって「営利」というものを区別し辛いとするなら、そういうことをなぜ最初に日本側案に入れたのか理解できない。

中村 ： 他の罪との併合罪でなくても、裁判判決は大体営利的な麻薬犯と単純な麻薬犯を合わせて刑量を決めるので、この点を考慮して協定においてはっきりしておき法の適用を容易にしようというものだ。それなら「営利」を取って、4 年以上ならどうだろう?

李代表 ： われわれも考慮してみる。

池上 ： 麻薬犯に対する討論経緯を話すと、当初韓国側が反対したものを、悪性なものは入れようと合意ができ、営利を目的にしたものと常習犯を入れて論議していて、その後執行猶予の言い渡しを受けた者は除き、刑量が上って行き 2 年以上になったのだ。

中村 ： その時は他の罪との併合罪は考えなかったのではないか?また悪性に対して、罪名で見るのか、刑(期)量で見るのかが問題だ。

池上 ： 考慮した。悪性は罪名と刑量、両方で見ている。

李代表 ： 現在論議されている、麻薬犯をそのまま 4 年以上と見ることと、騒擾罪 5 年以上問題は、再度われわれも検討する。しかし麻薬犯の内、営利犯を取るのは困難だ。内乱、外患罪に対しては、われわれは 2 年以上を主張し、日本は有罪判決を受けた場合を主張して対立しているが、内乱、外患罪は 1 年刑という例外であり、大体 2 年以上なので合意を見られるのではないか?

池上 ： 内乱、外患罪を犯した者に対して、刑量を 1 年とか 2 年以上と言うのは笑い話ではないか?

中村 ： 外国人が内乱、外患罪まで犯して、退去強制されないということは考えることもできないし、大義名分が立たないではないか?

新谷 ： 退去強制事由の第 3 の範疇である「7 年超過」の問題と、この問題を関連させてみたらどうだろうか?韓国側が一般犯罪に対する 7 年超過を受ける用意があるなら、われわれは内乱、外患、騒擾と麻薬に関する韓国側意見をある程度受け入れる用意がある。

李代表 ： それなら退去強制事由に対するわれわれ側の意見を皆話す。三番目の項目において、「凶悪犯」という言葉を取って、10 年以上の刑を受けた者としなければならないし、日本側の 7 年超過の刑を受け入れられない。四番目の項目関しては、国交に関する罪を犯した者については 2 年以上の刑期にしなければならないというのが、われわれ側の訓令だ。

谷口 ： しかし外国人が国交に関する罪を犯すということは、国家に対して損傷を与えた場合等、希少な場合だけだ。外国人が日本に居住しながら、国際法の慣例上備えるべき態度があるのではないか?

李代表 ： 外国人として備えるべき態度に対してはわれわれも知っている。しかし退去強制する外国人に対して、納得するだけの基準が定められなければならない。その意味で日本側が言う「日本国の重大な外交上の利益を侵害する行為」というのは、第一、外交上の利益という言葉の内容がはっきりせず、第二は「重大な」という程度の基準が曖昧だ。

池上 :外交上の重大利益は、日本政府がその時その時事情によって認めるようにしようということだ。

新谷 ： 韓国側の主張通りに、重大な外交上の利益という言葉は二つの点で曖昧だ。われわれも一度もっと検討してみる。

中村 ： 韓国側が指摘したように「重大な外交上の利益」という言葉が曖昧なので、明確な基準が含まれる適当な表現が問題だが、互いに相互考えてみよう。

李代表 ： 次の会議の時までに日本側から案を提出すれば、われわれも共に検討してみる。

池上 ： 外交上重大利益に対しては、認定自体は日本がするが、退去 30 日前に韓国側に通告し、実質的に協議をする案はどうだろう?

李代表 ： 全般本委員会で累次論議したが、その決定自体を両側が合意しなければならないなら再考しなければならないが、今池上氏が言った案は韓国側として受け入れられない。

新谷 ： 韓国の現行憲法には国交に関する罪があるのか?

李代表 ： 現行憲法に規定されている。

池上 ： 要は認定が問題だ。共同委員会のようなものも考えることはできるが、そこにも難点はある。

李代表 ： われわれの考えもそうだ。基準を最初から確実に決めておこうというのだ。外交上重大な利益が損傷されたなら退去強制をしなければならないから、その基準を決めようというのだ。

八木 ： 互いにその事情は分かるが、文字で表現が困難な問題だ。一度外務省条約局で良く案を考えて、次に提出するようにして欲しい。とにかくこれら 3 個の退去強制事由と結びつけて相互調整してみよう。われわれとしては実務者と協議した結果、「7 年以上」に対してはそれ以上譲歩できないということだった。

李代表 ： それなら万一われわれが「7 年を超過して」を受けて上げるなら、日本側は麻薬犯に対して営利は 3 年以上、内乱、外患と特殊な騒擾罪は 2 年以上で受ける用意があるのか?勿論執行猶予を言い渡された者と付和随行者は除くことで、既に合意できている。

中村 ： 内乱、外患等に刑期を置くのは難しい。

新谷 ： それなら私が妥協案を出してみる。「7 年を超過する刑を受けた者」に対してはわれわれの立場が強硬なのでその通りにして、また内乱、外患罪に刑期を付けるのは大義名分が立たないのでこれも日本案通りにするが、騒擾罪を除き、麻薬日本に対しては営利で 3 年以上を受け入れるようにして、韓国側に譲歩したらどうだろうか?

李代表 ： その程度ならわれわれもある程度考慮する余地があるので、本部に請訓して次の会議でこれに対して再び論議することにしよう。

中村 ： 麻薬犯に対して協定を基準に、以後にする時はその行為時と見るのか?判決時を基準にして見るのか?

李代表 ： それはそれほど重要な問題ではないので、次に話そう。

八木 ： それは次に話して、協定文に入れる時まで討議すれば良いだろう。

方代表 ： 退去強制事由に対しては外交上重大利益を除く他はこの程度に話しし、次の会議の時まで内部調整をして今日出た問題に対して意見を交換しよう。そして処遇に関する案の準備ができたのか?

池上 ： まだできていない。範囲をどの程度につかむべきか、経済活動や金融問題を含むこと等が問題だ。

李代表 ： これまで皆話したことを含めば良い。

新谷 ： 余り詳細に規定すると、条約と法律が抵触する問題がある。勿論条約の効力が優先するので、現行法令に対する考慮が必要だ。

李代表 :処遇に対する大体の原則が決まれば良いだろう。ここまで話しはできたが、案で表示できてないのでまず互いに案を交換して論議しようというものだ。

八木 ： 付属文書程度で表示しても構わないだろう。この程度で今日の会議は終えよう。

鶴田 ： 新聞発表はどうするのか?

李代表 ： 退去強制事由全般に対して話したとしよう。

八木 ： 次の会議は 2 月 2 日(火)10:30 にしよう。

方代表 ： 良い。　終

P96　　　　9.　9次 1965.2.2

P97　　　　大韓民国外務部

着信暗号電報　　　　番号：JAW-02026

日時：65.2.2.15:40

受信人：外務部長官　貴下

発信人：駐日大使

第9次法的地位委員会　会議報告

今日2.2.10:30-12:00まで霞友会館で開催された第9次法的地位委員会の会議内容を次のように報告します。

1. 退去強制事由の内、第1,2,3項に関して次のように両側が合意した。
   (1) 内乱、外患罪で有罪判決を受けた者、ただし付和随行者と執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。
   (2) 営利を目的にした麻薬犯で3年以上の刑を受けた者。麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、協定発効後3回以上刑に処された者。または協定発効前に3回以上刑に処された者は、協定発効後2回以上刑に処された者。ただし執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。
   (3) (1)、(2)を除く7年を超過する刑を受けた者。
2. 日本側案の退去強制事由第4項の「外交上の重大な利益を害した者」に関して、日本側はこのような行政権の単独認定犯を規定した条項は困難だという韓国側の立場を理解できると言い、裁判所の有罪判決という SCREEN にかける用意があることを表明し、次のような日本側案を提示した。「国家の元首、外交使節または公館に対する犯罪行為等外交を阻害する犯罪行為により刑に処された者で、その行為が特に日本国の外交上の重大な利益を害するものと認められる者」
3. これに対してわが側は「国家の元首、外交使節または公館に対する犯罪行為等」という表現は例示的な規定に過ぎず、特に「・・・犯罪行為等」の「等」という漠然とした表現でその範囲が不確定なことを指摘し、「等」の代わりに「国交に関する罪」を規定するようにして、制限的で明確な規定にしなくてはならないのではないかと反問した。
4. 日本側は退去強制事由第4項に関する表現方式に対して、次の会議の時までもっと研究検討することを言い、協定本文には簡単に規定するが、「外交を阻害する犯罪行為」の具体的内容は付属文書等で規定いるのもひとつの方法だと言った。
5. 次の会議で一旦処遇に関する両側の案を交換し、前記退去強制事由第4項に関する討議を続けることにした。
6. 次の会議は65.2.5.(金)14:30に決めた。

P99　　　　駐日代表部

駐日政　722-31　　　　1965.2.3.

受信：外務部長官

題目：第7次全面会談　法的地位委員会　第9次　会議録　送付

1965.2.2.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録　2部。終り

駐日大使　　金東祚

P100　　　　　　第７次韓日全面会談　法的地位委員会

第９次　会議録

1.日時：　1965.2.2. 10:30-12:00

2.場所：　霞友会館

3.出席者:

韓国側　方　熙　代表
李埛浩　代表
呉在熙　条約課長
権泰雄　専門委員
安世勲　補佐

日本側　八木正男　入管局長
新谷　正夫　民事局長
中村　入管局次長
池上努　入管局参事官
浜本康也　条約局法規課事務官
谷口禎一　条約課事務官
鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容

李代表 :過般会議で話した退去強制事由の内、両側が一応合意を見た問題、即ち第一、内乱と外患罪に関しては有罪判決を受けた者とするが、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱罪に関して付和随行した者は除くことにして、第二、麻薬犯に対しては「営利」を目的にする場合３年以上とし、第三、その他の犯罪に関しては７年を超過する刑を受けた者にしようというのに対して、本国に請訓をしたところ、訓令内容がしごく歓迎するという意ではなかったが、そのまま受けるようにしようという要旨だった。

八木：わが側も内部的に話したところ不満だという意見が多かったが、前回話した通りに受けることにした。だとすると相互同じ立場だ。

李代表 :それなら退去強制事由の内、1、2、3 項に対しては相互合意したものと決めよう。これをもう一度整理してみると、

(1) 内乱罪または外患罪を犯し有罪判決を受けた者、ただし執行猶予の言い渡しを受けた者と内乱罪に関して付和随行したことに因って有罪判決を受けた者は除く。

⑵ 麻薬犯においては、営利を目的にした場合には３年以上の刑を受けた者、その他の麻薬犯においては協定発効後３回以上有罪判決を受けた者とするが、協定発効前に３回以上刑を受けた者においては、協定発効後２回以上有罪判決を受けた者とする。麻薬犯の場合にも執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。

(3)その他の犯罪においては７年を超過する刑を受けた者、((2)と ⑶に関してはその家族構成等を考慮して人道的な処遇をすることとする)という問題も考慮にす入れることにすることで韓日両国が合意したものだ。

次に４項の外交上の重大利益に関する問題だが、日本側から内部的に検討した案を今日この会議で提示して欲しい。

中村：外交上の重大利益をどう表現するかについて考えてみた。われわれとしては無電連絡で交信をすることは電波法違反で、また外交文書の窃盗は住居侵入等で処罰しなければならないという点を考慮してみようとするが、どう表現したら良いのか?妙案がない。大体上記したような行為で犯罪を起こした時、裁判所でこれを裁判した判決に対して、法務大臣が外交上に重大な利益と認

めたことと見ようと思う。

李代表 :それでもはっきりしないので、どういうものが具体的に日本国の重大な外交上に利益に該当するのか検討してみよう。

池上 : 退去強制は裁判官の認定だけを持っては不合理なので、裁判判決を一旦受けさせ、判決文書に表れたことをもう一度、大臣が外交上の重大な利益を侵害したのか認定を貰おうというものだ。

李代表 :しかしわれわれとしてはその外交上重大な利益というものがはっきりしないので、国交に関する罪を除き、どういうものを日本側が規定しようとするのか?一緒に話すことにしよう。

池上 : 国交に関する罪目は刑法改正で、国旗、国章に関する侮辱罪だけが残ることになり、われわれとしては外交上重大利益を上記言った範囲に拡大して見るしかない。

八木 : われわれが列挙したものは韓国側から見る時は、受けるのに不利なものがあるとも思う。

新谷 : われわれとしてはどこまでも外交に関する犯罪行為で有罪判決を受けた者の中でも、もう一度検討して日本国に重大な外交上の利益を侵害したのか再検討して、そうでないものは除外しようという趣旨だ。

中村 : 窃盗罪は一般犯罪だが、外交上機密文書の窃盗のようなものは一般犯罪よりは、外交上重大利益を損傷した面から見なけれはならない。それも判決を受けた犯罪行為に対して主務大臣の認定を受けるから大丈夫だ。

李代表 :退去強制事由の内、他のものは皆上手く解決したので、外交上の重大利益を侵害した行為も重要なものだけを具体的に規定して表現することにしよう。1945 年以後現在まで在日韓人が外交上重大利益を害したことがあるのか?そういうことを考慮して見ても良いのではないか?

池上 : 実際そのような事例はなかった。また入管令である程度できると言うかも知れないが、同法令で処罰できないものがある。わが側としては外交上の重大利益を、次のように規定して見ようと思う。

「国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為等、外交を阻害する犯罪行為により刑に処された者で、その行為が特に日本国の外交上の重大な利益を害したことと認定される者」にしようと思う。

李代表 :「国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為等」という表現は明確だが、「・・・等の外交を阻害する犯罪行為」は漠然とした表現なので困難だ。

中村 : われわれとしては外交機密の窃盗等スパイ行為のようなものは、これに含めて見ようと思う。現行日本法令にはスパイ行為を処罰する規定がない。しかしスパイ行為をした者まで退去強制できないということはあり得ない。

八木 : 表現が問題ならば外交上の重大利益に対して原則だけ大体決め、細かいことは付属文書で定めるとか、spy に対しては秘密交換公文に表示したらどうだろう?

鶴田 : 安保条約の時にも対国会関係において秘密交換公文があるか?と追及されたことがあった。それでこれは困難だ。

李代表 :日本側の説明を聞いてみると、スパイ行為を規定する現行法律もないというのに、強いてこれを退去強制事由に規定する必要もないようだから spy 関係はここから抜いて、そういうものは入管令で規定するようにしたら良いのではないか?

池上 : しかし実際スパイ行為に因って外交上重大利益が損傷する危険性がある。外交上重大利益に対しては当初、われわれは認定だけで退去させようとしたものを、韓国側が固く反対してわれわれの線を有罪判決の線まで譲歩したものだった。

方代表 : それならばこの問題はまず国交に関する罪、そして日本側がさっき提示した案におい

て、スパイ行為まで見る程度でまず対立させておいてもっと話ししよう。
新谷：具体的表現は再度検討してみることにしよう。
中村：外交上重大利益は現在は予測できないが、今後に現われることをことを考えてだ。
新谷：例えば住居侵入罪で逮捕して調査した結果、spy 行為があるような事例がある時、韓国側がこれを受け入れられるのか?
方代表：次にもっと話して、次の会議では処遇に関する案を交換することにしよう。そして両側で互いに検討することにして、今日の会議はこの程度で終えよう。次の会議は?
八木：2 月 5 日(金)14:30 にしよう。
方代表：良い。

P104　　10.　10 次 1965.2.5

P105　　大韓民国外務部

着信暗号電報　　番号：JAW-02106
日時：65.2.5.16:46

受信人：外務部長官　貴下
発信人：駐日大使

第 10 次法的地位委員会　会議報告
65.2.5.14:30-15:30 まで霞友会館で開催された第 10 次法的地位委員会の会議内容を下のように報告する。

1. 退去強制事由第 4 項に関して討議を続けた結果、日本側は次のような修正案を提示した。
「国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為、その他国交に関する罪に依って禁固以上の刑に処された者で、外交上の重大な利益を阻害することと認められる者」
これに対してわが側は本国政府に請訓し、わが側の立場を次の会議時に明かすと述べた。
2. 現在代表団の意見としては前記 1 の日本側修正案は、(1)その範囲が明確に限定されたという点。(2)禁固以上の刑に処された者にして、裁判所の有罪判決が出る審査過程を説明した点。(3)現在のわが側立場に比べて、別に不利な点がないだけでなく、日本側としては最大限にわが側案に接近して来た点から推して前記日本側修正案を受諾するのが良いものと思料できるが、これに対する本部の意見を次の会議時まで回示してくれることを請訓します。
3. 続いて両側は処遇に関する協定案を相互交換した。わが側は外亜北 722-234 有添 2 と財産搬出及び送金に関するわが側立場を、文書にして手渡した。日本側の処遇に関する付属文書及びわが側が提示した案は、今日パウチ便で送付します。
4. 次の会議は 65.2.9.14:30 に開催することにした。(駐日政-外亜北)

P107　　大韓民国外務部

着信暗号電報　　番号：JAW-02111
日時：65.2.5.17:39

受信人：外務部長官　貴下
発信人：駐日大使
連：JAW-02106

今日 65.2.5.17:00 頃に日本側新谷民事局長は電話で李法務局長へ、退去強制事由第 4 項に関する連号電文 1 項の日本側修正案に関して日本側内部での強い反発で「・・・禁固以上の刑に処された者」に限定し、「外交上の重大な利益を阻害することと認められる者」を削除してくれ

るように要請して来た。これに対して李局長は既に本国政府に請訓したことと、日本側の要請通りに「外交上の重大な利益を阻害することと認められる者」を削除する場合には、単純な窃盗、傷害行為に因っても退去強制されることにもあるようになり、韓国側としては受諾できないことを指摘し、日本側が最初の修正案通りの立場を続けて維持してくれることを要請したことを報告します。(外亜北)(首席代表)

P108　　　駐日代表部
　駐日政　722-34　　　　　1965.2.5.
　受信 : 外務部長官
　題目 : 法的地位委員会に関する両側案　送付

　第7次韓日全面会談法的地位委員会第 10 次会議で両側が交換した「処遇」に関する案を別添のように送付します。
　有添 : 1. 「処遇」に関する案(日本側)　2部
　　　　2. 「処遇」に関する案(わが側)　1部
　　　　　　駐日大使　　金東祚

極秘

（討議用資料）（昭和四〇・二・五）

附属文書の骨子（案）（処遇に関する部分）

次の趣旨を合意議事録にとどめることにする。

一、教育

日本国政府は、協定第二条の規定に基づいて永住の許可を受けた大韓民国国民で引き続き日本国に在留するものが日本国の公立の小学校および中学校への入学を希望する場合には、原則としてその入学が認められるよう措置する用意がある。

二、生活保護

(1) 日本国政府は、協定第二条の規定に基づいて永住の許可を受けた大韓民国国民で引き続き日本国に在留するものに対し、生活保護に関する日本国法令に規定すると同様の利益を引き続き当分の間享受させる用意がある。

(2) 大韓民国政府は、在日韓国人の生活を安定させ、貧困者を救済するためできる限りの措置を講ずる用意がある。

1317

169

1001

三、持帰り財産

協定第一条に掲げる者で永住の目的で大韓民国に帰還するものに対しては、

(1) その所有する携帯品、引越荷物及び職業用具の携行が認められる。ただし、麻薬、火薬類、風俗を害するおそれのある文書、国宝等いわゆる輸出禁制品についてはこの限りではない。

(2) その所有する資金について一世帯当り百八十万円までを携行することが認められ、百八十万円を超えるものについては日本国法令の認める範囲内で追つて送金することが認められる。

1318

1002

極秘

（討議用資料）

附属文書の骨子（案）（処遇に関する部分）　（昭和四〇・二・五）

次の趣旨を合意議事録にとどめることにする。

一、教育

日本国政府は、協定第二条の規定に基づいて永住の許可を受けた大韓民国国民で引き続き日本国に在留するものが日本国の公立の小学校および中学校への入学を希望する場合には、原則としてその入学が認められるよう措置する用意がある。

二、生活保護

(1) 日本国政府は、協定第二条の規定に基づいて永住の許可を受けた大韓民国国民で引き続き日本国に在留するものに対し、生活保護に関する日本国法令に規定すると同様の利益を引き続き当分の間享受させる用意がある。

(2) 大韓民国政府は、在日韓国人の生活を安定させ、貧困者を救済するためできる限りの措置を講ずる用意がある。

1319

1003

三、持帰り財産

協定第一条に掲げる者で永住の目的で大韓民国に帰還するものに対しては、

(1) その所有する携帯品、引越荷物及び職業用具の携行が認められる。ただし、麻薬、火薬類、風俗を害するおそれのある文書、国宝等いわゆる輸出禁制品については、この限りではない。

(2) その所有する資金について一世帯当り百八十万円までを携行することが認められ、百八十万円を超えるものについては日本国法令の認める範囲内で追つて送金することが認められる。

1004　1320

112

P113　　　　　日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と処遇に関する協定(案)

1965.2.5.

第 6 条

本協定によって日本国に永住する者は権利自体の性質上、日本国民だけに許容される権利を除いては日本国民と同等な処遇を受ける。

第 7 条

1. 本協定によって日本国に永住する者は、日本国民と同等に義務教育を受けることができる。
2. 本条第 1 項の規定により義務教育を受けた者が上級学校へ進学するにおいては、日本国民と均等な機会が付与される。
3. 本協定によって日本国に永住する者が設立する私立学校で、大韓民国の指定を受ける場合には、同学校終了者に対して日本国政府は上級学校進学において、外国での同級な学校終了者と同等な資格を認定することとする。

第 8 条

1. 本協定によって日本国に永住する者は、日本国民と同等な社会保障の恩恵を受けられる。
2. 本協定によって日本国に永住する者の内、極貧者は当分間「生活保護法」の適用を続けて受けられる。

第 9 条

1. 本協定によって日本国に永住する者が大韓民国に永住する目的で帰国する時には、そのすべての財産を課税なく搬出できる。
2. 本条第 1 項に規定された帰国者の財産搬出及び送金の具体的方法に関しては、別途に両国政府が協議して定める。

P115　　　　　永住帰国者の財産搬出及び送金

1965.2.5.

1. 携帯品、職業用具、引越し荷物は全部制限なく搬出する。
2. 前記 1.以外の財産は禁制品を除き、日本政府に輸出許可を申請し搬出するようにするが、輸出許可は自動的に付与されるようにする。
3. 最初送金額は 1 世帯当たり米貨 1 万ドルとする。
4. 1) 最初送金額を超過する金額は、韓国銀行東京支店に特殊計定を設定して預置し、
   イ) 日本国内費用及び日本国からの輸入物資代金の決済に使用できるし、
   ロ) 日本国関係法令の範囲内で送金を保障する。
   2) 処分ができず日本国内に残して置く財産(有債、無債の財産を含む)は何時でも処分した時には前記 1)の適用を受けるようにし、処分する前に発生する過失の送金は保障する。

P116　　　　　大韓民国外務部

発信電報　　　　　番号 : WJA-02118
　　　　　　　　　日時 : 65.2.9.10:35

受信人 : 駐日大使

対 : JAW-02106

対号請訓の件に関しては日本側修正案の「国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為、その他国交に関する罪に依って禁固以上の刑に処された者で、外交上の重大な利益を阻害することと認められる者」にすることを原則的に諒承するが、「ただし、執行猶予の言い渡

しを受けた者を除く」という規定を添加することを望む。(外亜北)
長官

P108　　11.　11 次 1965.2.9

P109　　駐日代表部
駐日政　722-46　　1965.2.12.
受信 : 外務部長官
題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 11 次　会議録

1965.2.9.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。
別添 : 同会議録　2 部。終り
駐日大使　金東祚

P119　　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会
第 11 次　会議録

1.日時 :　1965.2.9. 14:30-17:00
2.場所 :　霞友会館
3.出席者:

韓国側	方　熙	代表
	李坰浩	代表
	呉在熙	条約課長
	崔侊洙	政務課長
	権泰雄	専門委員
	安世勲	補佐
日本側	八木正男	入管局長
	新谷　正夫	民事局長
	中村	入管局次長
	家弓吉巳	民事局第五課長
	菅沼	入管局総務課長
	池上努	入管局参事官
	谷口禛一	条約課事務官
	浜本康也	条約局法規課事務官
	鶴田剛	北東ア課事務官

4.討議内容
八木 : 退去強制事由の内第 4 項目の外交上の重大な利益に関して新谷局長が「国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為、または国交に関する罪に依って禁固以上の刑に処された者で、その行為が特に日本国の外交上の重大な利益を害することと認められる者」と表現すると提示したと聞いているが、後段の「・・・その行為が特に日本国の外交上の重大な利益を害することと認められる者」という文句を削除して、上記のような犯罪行為があり、有罪判決を受ければ退去させるとしたらと思う。日本に対する外交上の重大利益を損傷した犯罪行為は有罪判決と規定されなければならず、今一度行政権が認定するというのは曖昧な点がある。またそのような犯罪行為があっても、それが日本の外交上の重大

な利益を侵害してかの余否が判決文に表示されない難点がある。法務大臣が外交上の重大利益を認定する基準も明白ではない。

李代表：前回の会合後、新谷局長が本人にわざわざ電話をかけて来て説明するのを聞き、日本側の立場も知っている。今、八木局長の話を聞くと、第一、外交上重大利益を侵害する退去強制事由に関して、上で言った犯罪行為に対する判決があり、判決文だけ見てもその理由がわからないことに対しては判決の全趣旨を総合して見ることになるから心配する必要がなく、第二、法務大臣が認定するのが困難だとと言うが、如何なる犯罪行為の中から、特に日本国の外交上の重大な利益を侵害したことだけ選択し認定するのだから、心配する必要がないと思う。日本側がそのような犯罪行為で、「その行為が特に日本国の外交上の重大な利益を害することと認められる者」を削除するなら、「単純な犯罪行為(業務用過失、傷害や単純な窃盗)をした者も当然退去されることになり、日本の外交上の重大な利益を侵害していないのに退去強制される矛盾が生じる。犯罪行為から見て、その刑が重くても外交上何の意義がないものもあり、反面、刑から見ては軽くても外交上の利益から見て重大なケースがあるだろう。だから前回の会議で合意した通りに決めて、後段を削除しないことにしよう。

八木：しかしわれわれとして考える時には、判決において時間がかかる。これに対して外務省とも協議したが、強硬な立場だ。

李代表：われわれの考えも在日韓人が日本に対して外交上の重大な利益を損傷させたなら当然退去されるべきだと思う。しかし互いが納得できる論理と基準で退去されなければならない。現在日本の入管令にも、退去において法務大臣が認定することになっているではないか?新谷局長が言ったことが、われわれから見る時にも論理的に妥当だと思う。

方代表：外務省が強硬論なら、その理由を具体的に説明してくれ。

八木：外交上の重大利益に対して最初の案を出した時に戻って行って言ってみたらどうだろうか?

方代表：われわれも日本側の立場を理解する。しかし「認定」を削除しなければならない合理的な理由を説明して欲しいということだ。

新谷：われわれとして国内事情もある。退去強制事由において内乱、外患罪等全てが刑期で区分されているが、外交上重大利益に対してその判決という Screen に法務大臣の認定というものが加重され、われわれが退去しようとする対象が時間的に余りに長くかかる問題がある。

李代表：そうだから当初われわれは共同委員会のようなものを設置して協議しようとしたのではなかったか?

八木：外交上重大利益に対して刑期で切る問題も考えられるのではないか?

池上：そうなると韓国側主張と同一になる。韓国側が国交の罪で 2 年以上の刑期を主張していた。それなら外交上重大利益に対して、公館に対する犯罪行為刑期何年以上、他のことは禁錮以上にするのもひとつの解決方法だ。

李代表 :われわれとして過般の会議後、新谷局長が話した内容通りに本部に請訓したところ、訓令が来たが大体良いという内容だったし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除けという訓令だった。ところが今になって日本側が叛案し、前段は置いて後段は削除しようて出るならば、われわれとしてはとても立場が困難だ。だから前段の刑期を高めて、刑期で切って論議しようと言うのなら、われわれも参考にする。何年で切れば良いと考えるのか?

八木：この問題に対して外務省と再びもっと協議してみる。

中村：外交上重大利益の損傷に対しては関係大臣の認定に任せるようにしよう。

谷口：しかし同一な事件が主務大臣の認定如何によっては変わることもあり、同一性の問題が

あるのではないか?

李代表：条約や法律の制定においては、施行後に法適用が色々と変わるということを予想しなければならないものだ。われわれから見る時この問題は、例えば窃盗でも単純な窃盗と、外交上重大な利益を害する窃盗も見られるように、外交上重大利益を害したか?しなかったか?ということを判決を受けるようにして、その上に日本側の主務大臣により認定するのだから、日本が心配する必要はないと思う。

池上：従来に比べたら韓国側の考えが大きく前進したのだ。最初は外交上重大利益の存在余否の認定を両側でしようと主張したのに、今は有罪判決があった後に認定は日本側に任せると言うのだから、大きな進展と見なければならないだろう。

八木：われわれから見る時には相互議論した当事者なので理解できるが、将来この規定を運営する当事者を考慮する時は、明白にするものはしなければならない。

李代表：だから一定刑期以上に見るのか、主務大臣の認定を置くのか、二者択一する方法で考慮してみよう。しかしこの項目が外交上の重大利益を侵害する者を退去させるものであることを考える時には、前回の会議で決めた通りにするのが合理的だろう。

谷口：これは一般法に対する特別法制定のようなことなので、客観的判断基準がなくてはならないだろう。

池上：それなら外交上重大利益に対してはこの程度に論議して、処遇に対して話そう。

李代表：次の会議時まで、この問題に対する日本側の回答を望む。

池上：韓国側案を見ると、6 条では原則を表示し、7 条以下は重複した規定のように見える。

李代表：重複する規定もあるが、7 条以下は重要だと見たものを例示したものだ。

池上：6 条は協定本文に、それ以下は合意議事録に規定したらどうだろうか?

李代表：それもひとつの方法だ。

権委員：6 条は原則を提示し、9 条は財産搬出及び送金の原則を提示したものなので、6 条、9 条だけ協定本文で表示しても良いだろう。

池上：そうしても良い。ところで韓国側案 6 条の「・・・権利自体の性質上・・・」というのは、実情法的なことを意味するのか? 自然法的な意味で見るものなのか?

李代表：われわれの考えは、実情法または国際慣例上一般的に外国人に許容されないものを抜いて、その他は適用するようにしてくれということだ、即ち、参政権以外にも鉱業所有権、船舶所有権、水路案内人等を除いては、一律的に日本国民と同一な処遇をしてくれというものだ。

八木：韓国側案、7、8、9 条が規定されれば、6 条は不必要ではないか?

李代表：そうではない、原則を明らかにしなければならないので 6 条は規定しなければならない。また現在、在日韓人の不動産売買に対しては主務大臣の許可が必要ないが、協定ができると通常財産の売買に対する許可を受けるようになると、虚偽宣伝をして会談を妨害する者もいるので、こういうことも別途に規定するか、6 条で持って解決しなければならない。

谷口：協定の技術的問題で最恵国待遇で規定すれば良いのではないか?

崔委員：友好通商航海条約にして最恵国規定を挿入するという日本側の考えに一理はあるが、在日韓人は特殊な立場にあり、内国民待遇にならないと不安感を与える。当初 4 次会談でわれわれは、これに対して National Treatment Except Franchise だった。

中村：韓国側案 6 条でいう権利が色々あるだろうが、韓国側で主張するものを提示するなら、検討して 6 条のような一般規定を置くようにする用意がある。

池上: 現在も、貧困者に対する生活保護と教育問題は、一般外国人に付与されないというのが立法の根本趣旨である。

新谷：韓国側が主張することだが、われわれの立場ももっと検討して表現を上手くすれば良い。
池上：韓国側案第7条1項の「・・・同等に義務教育の・・・」の「同等」というのは、何を意味するのか?
李代表：一般日本人のように教育の機会均等等を持つよう保障してくれということで、必ずそう表現しなくても内容が通じれば良いものだ。
池上：韓国側案第7条2項は無意味だと思う。第7条3項の「指定」は何を意味するのか?
李代表：表現はともかく、そういう趣旨のことだから後に相互検討して表現を直すものは直すようにしよう。第7条3項の「指定」とは、認可が国内に限る意で使われ、「指定」と表現したもので、大韓民国政府が指定した学校に対して進学資格を認定して欲しいというものだ。
新谷：教育問題に対して文部省と論議してみたのか?
池上：ある程度話した。しかし根本的に文部省は、日本国内の学校体系を乱す学校設立認可は駄目だということだ。
新谷：日本政府と韓国政府が協議して、認可する韓国系学校は構わないのではないか?
李代表：良い。それもひとつの方法になるだろう。韓国学園は各種学校として取り扱われている。
新谷：日本の法令に依拠して設立した、学校法人による学校は構わないのではないか?
崔委員：われわれの主張は従来学校設立において日本政府の認可を貰おうというものだが、日本政府が文教政策上学校体系を乱すと反対するに至って、わが政府が指定した学校修了者に対して上級学校進学において、日本政府が同級学校修了者と同じ学歴認定をしてくれというように態度が変更されたものだ。従来は日本側が Case by Case の立場を取って来たものだ。
八木：韓国学園の履修課程はどうなのか?
李代表：全て日本の一般同等学校と同一な内容だ。ただ韓国語と韓国歴史をもっと学ぶだけだ。
池上：大体趣旨はわかるので再度検討してみる。どこの国も、外国学校の設立を認定しないでいる。そして韓国側案第8条2項の生活保護は「・・・生活保護法の適用を継続して受けられる。」を「・・・生活保護を継続して受けられる。」と表現するようにしよう。
李代表：良いようにしよう。
池上：韓国側案第8条1項の「社会保障」は何を意味するのか?
李代表：われわれとしてはわが僑胞が日本で税金を納付しているので、日本国民と同一な社会保障立法の適用を貰うようにしてくれというのだ。
池上：国民健康保険、年金法、母子支援法等に定められたものを除いては、在日韓人にも適用されている。だから韓国側案で言う「社会保障」とは具体的にどういうものか?列挙してくれるように願う。
李代表：われわれも具体的なものを提示する。そして日本側案生活保護(2)項の「大韓民国政府は・・・措置を講じる用意を持つ」は削除するようにしよう。
方代表：次の会議時で「外交上重大利益」に対して結論を出し、処遇をに対して整理することになるのか?
谷木: そうなるだろうと思う。
池上：しかし「社会保障」問題は各市町村で条令で定めるようになっていて、一律的に決めるのは難しい。
崔委員：社会保障問題はわれわれとして重要なので、日本人と同等な待遇をしてくれるように望む。われわれの考えとしては日本人だけに適用される「社会保障」内容を話してくれれば、検討において相互助けになると思う。わが案7、8、9条に対しても例示的な話が進展

すれば、6 条の原則もこれに沿って規定できる。
池上 : 検討してみる。
李代表 : それなら日本側から外国人に適用するのが困難なものを提示して、われわれもわれわれが希望する制度を列挙して、双方で接近して行けば進展するだろうと思う。
池上 : よい。そうしよう。ところで社会保障の適用を第一、地方自治団体の条例、第二、強制加入性、第三、加入金が必要な、この 3 条件があって一筋縄では行かない。
李代表 : 地方自治団体に対しては、協定で規定されれば違反事項がある時、制裁すればよいのではないか?
八木 : 次の会議は 12 日(金)にして、来週にまたするのか?
方代表 : 日本外相の訪韓で日本側の準備がどうなのか?
池上 : まず今週金曜日にして、その時になって協議しよう。
中村 : 次には違うことも話ししよう。永住権や申請期間等々・・・
池上 : 既に皆合意できている。
李代表 : 子孫の強制退去事由、永住権付与範囲に対して論議しよう。
池上 : よい。
鶴田 : 新聞発表は?
李代表 : 処遇に関して相互意見交換したとしよう。
池上 : よい。

P128　　12.　12 次 1965.2.12

P129　　駐日代表部
駐日政　722-61　　1965.2.15.
受信 : 外務部長官
題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 12 次　会議録

1965.2.12.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。
別添 : 同会議録　2 部。
駐日大使　　金東祚

P130　　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会
第１２次会議　会議録

1.日時 :　1965.2.12. 10:30-12:30
2.場所 :　霞友会館
3.出席者:
韓国側　方 熙　代表
李埛浩　代表
呉在熙　条約課長
李敬壎　専門委員
権泰雄　専門委員
安世勲　補佐
日本側　八木正男　入管局長

中村　入管局次長
家弓吉巳　民事局第五課長
池上努　入管局参事官
谷口禛一　　条約課事務官
浜本康也　　条約局法規課事務官
鶴田剛　　北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : 退去強制事項の内、第4項目の外交上の重大利益を侵害する場合に対しては、過般会議時まで累次論議したが結論が出ず、われわれも内部的に再検討したがそれでも内部的に結論が出なかった。互いに立場が同じで内部的には話せば分かるのだが、表現が問題なので、一応この程度に話すことにして、この問題は最終段階に行って討議したらどうかと思う。

李代表 : 相互間で話して、既に合意した点は合理的な合意だと思うが、それを確認しないでこれを最終段階に廻すのは不可だから決定をした方がよい。

方代表 : この問題を首席代表間会議にまで持って行くのも何だし・・・もう少し検討して見るようにしよう。

八木 : 退去強制事項の内、その他の 3 項目のものを除き、この項目は政治的に弾力性を持って解決しなければならない問題だが、外交上重大利益に対して余り制限的に規定するということは不合理だと思う。

李代表 : 過般の会議でこの問題に対しては外国の元首、外交使節もしくはその公館に対する犯罪行為、または国交に関する犯罪で禁固以上の刑に処された者に対して、日本政府が「外交上重大な利益が侵害されたかの認定」をするとか、または後段の部分を削除する場合には前段の刑量を加重するとかという、二者択一をせよと日本側に要請したのだ。しかしわれわれの考えでは、このような犯罪行為の中には単純な窃盗、業務上過失致傷等の、外交上の重大利益と関係ない事項が含まれているので、刑期で切って一定な刑量以上を受けた者を退去させるのは不合理だと見られるから、やはり日本政府が外交上の重大利益が侵害された余否を認定するのが合理的なようだ、この問題に対して日本側で困難に考えるなら、何がそんなに困難なのか説明して欲しい。

八木 : 今日午後の首席代表間会合でこの問題を論議してみるようにするのはどうだろう?

方代表 : 今日の首席代表間会合で論議するなら、互いにその理由を確実にしてから上げるべきではないか?

浜本 : 韓国側が心配するように公館に対する犯罪行為で単純窃盗もあり得る。しかしこの問題に関して韓国側には納得するだけの客観的判断基準を規定するのは難しい。われわれの立場は現行入管令でのように、将来この協定の運営に支障を与えない程度に弾力的な規定を置かなければならないし、単純窃盗のようなものは実際の運営において情状を酌量することになると思う。

李代表 : われわれが互いに話す目標は同一だが、単純な窃盗や業務上過失傷害等は「外交上重大利益を侵害」しないと明白に規定されるようにしなければならない。

八木 : この問題に対しては最初に論議することになった線に帰って、「日本国の重大な外交上利益を侵害した者」とするようにしよう。

李代表 : われわれもそれなら従前のわれわれの主張通りに、国交に関する罪で 2 年以上の有罪の言い渡しを受けた者とみなければならないと主張せざるを得ない。

中村 : 協定条文だけ見ても、単純なものは含まれないということが分かるのではないか?

李代表 : そうは考えられない。外交上重大利益を侵害した余否に対する判定を日本がするとか、または例えば公館に対する犯罪行為の内、外交上の利益を侵害する犯罪行為とそうでない

犯罪行為を区別して詳細に限定するとか、または初めから公館に対する犯罪行為がはっきりしない概念なので削除するとかしよう。即ち刑法法規のように明確に規定する前には、われわれとしては受け入れられない。

池上：われわれもこれに対しては限定しなければならないと思う。

方代表：今日の首席代表間会合にこの問題を提起してみると言っても、今日は主に基本関係委員会問題を上程するようになると思うが、どのように限定をする表現をするのか、外務省側で言ってみろ。

谷口：外務省側としては意義を限定して見るのには、原則的に異議ない。

八木：最初の討議した線に行ってみたらどうだろう?

李代表：それは会談において、合意しようと前進して行くのではなく、合意ができないように後退しようというのではないか? 外交上の利益を侵害する犯罪行為を大体決定して置いて、その中から外交上の重大利益を侵害するのではない行為だけ削除することにして、両側の意見が接近して来ることがなかったことをもう一度思い起こしてみよ。

谷口：外交上の重大利益を侵害する犯罪行為をした者を退去させようという原則は同じながら、見解の差異がある。

李代表 :同じ外国公館に対する犯罪行為でも、外交上の重大な利益を侵害するものと、単純な窃盗行為で終わるものがあるので、この認定を日本側がするのだが、これを困難だと言うのでわれわれが逆に理解できない。本人が３年間本委員会に出て見ても、こんなに理解が難しい時は初めてだ。問題は明白だ。外交上重大な利益を侵害したのか、余否の認定を日本側が独自でするのではないのか?

八木：だから最初に討議した線に戻ろう。

李代表：日本側はくり返し最初の線に戻ろうと言うが、それならわれわれは国交の罪の線に戻り、会談を壊すのと同じだ。

八木：この問題だけ後で決定するようにしよう。われわれも一度考えてみる。

池上：協定本文には「日韓両国の外交上の利益を侵害する行為」をした者を退去させるとして、今論議された退去強制事由は全部付属文書で規定したらどうか?

李代表：現在協定本文に入れることにした退去強制事由を付属文書に入れ、本文には簡単に「韓日両国の外交上の利益を侵害する者を退去させる」と規定しようという提起には原則的に異議がない。しかしその原則に沿って退去させる者を決定する事項、即ち付属文書に規定する事項の中で、(1)から(3)までは既に合意できたが、(4)をどうしようと言うのだ? これをどうしようかという問題が決定できないと、そうでなければこの問題はそれで解決できないではないか?

方代表：外交上重大利益に対しては現在、双方の立場が平行線を走っている。民団でも今回開催された中央委員会で、法的地位に対して相当な関心を傾注していた。外交上重大利益に対しても、勿論反対する立場だ。だからこの問題に対してやたら長く引っ張るのではなく、今日議論して限定的な表現をつけるようにして結末を出そう。そして今日は協定発効 5 年以後に生まれる協定永住権者の子孫の永住権の範囲に関して論議しよう。

八木：しかし外交上重大な利益に対して充分に論議したが、結論が出ていないからもっと話ししよう。

池上：実はこの問題を首席代表間会合にまで上げる必要はなく、この会合で決定するようにしよう。

方代表 :3 回会合を経て論議しても結論が出ないのだから時間の消費ではないか?

谷口：われわれも一度内部的に、今までの会合の経緯を整理検討してみる。

八木：会談の最終期に論議するようにしよう。

李代表：それは困難だ。
方代表：退去事由に対してはそれなら今日はこの程度話し、協定発効 5 年以後に生まれる協定永住権者の子孫の永住権の範囲に対して話そう。
八木：協定永住権者の子孫に対する永住権の付与範囲に対するわれわれの基本的な態度は「権利の内容が大きければその付与範囲が狭くなり、その付与範囲が広くなれば権利の内容は小さくなる」という考えだ。

協定永住権者の子孫は現在産まれてもいない対象の者たちだ。以前に協定発効後 5 年以内に生まれる者までは、協定永住権を付与することにした。しかしその後に生まれる者たちに対しては、どこで切るかというのが問題だ。韓国側はその子が成年に達する時までは続けて居住しても、それ以後はその時になって両国政府が協議することにしている。それなら今年協定がなされても協定発効後 5 年は 1970 年、その時からまた 20 年後は 1990 年頃になるだろう。1990 年になって協議するということは、決定を後回しにし困難な問題なので、1990 年で切るとかどこかの世代で切る方法を考えてみよう。
方代表：世代で切るという日本側の真意は、子で切ろうということか?
池上：当初、本委員会で論議の対象だったのは、戦前から居住する在日韓人だった。そうだったのがその後に出生した韓人の処理問題が現実化し、われわれの主張点が戦争終了の線から一歩後退して協定発効後 5 年まで譲歩したのに、協定発効 5 年以後に出生する者に対しては、その者が成年に達する時までは親と同等な待遇をして、その子が成年に達すれば永住権者を与えても、それ以後に出生した孫にまで永住権者を与えるのは到底できないことだ。
李代表：しかしわれわれの立場も考慮しなくてはならない。親は協定永住権者を付与されたのに子までだけに永住権が付与され、孫以降には永住権が付与されないなら、孫以降からは安心して居住できない不安定な地位になるので、親に与えた永住権に準じる永住権を孫以降にも与えなければならない。昨年本委員会でわが側が子々孫々に永住権を付与し、退去強制事由も協定永住権者の場合を準用するようにしなくてはならないと、小川局長が大きく興奮したことがあった。われわれも子孫の退去強制事由に対しては、われわれが以前主張した点も修正する用意がある。万一日本側が孫の代になって、在日韓人を全部追放しようという意思でないのなら、在日韓人が安心感を持って暮らせるようにしてあげなければならないのではないか?

だから協定永住権者の子だからと 1 代だけに限ってみるのではなく、われわれの主張通りに直系卑属に対して永住権者を与えるが、彼らの退去強制事由において双方が弾力性を持って考慮すれば良いのではないか?
方代表：協定永住権者の直系卑属に対しては、成年に達する時までは続けて居住し、成年に達した後に永住権を申請する場合には、日本政府に対する政治的破壊活動をしない限り、永住権が付与されることを望む。
中村：韓国側の主張通りにすると、協定永住権者の子の地位は協定永住権者と一般永住権者の中間に置かれる、特殊な永住権が付与されるものだ。卑近な例をとれば、協定永住権は 1 等、一般永住権は 3 等としたら 2 等とみることができる。
八木：それならそういう者の子はまたどうなるのか?
李代表：それは勿論、直系卑属なのだから当然、中間の永住権が付与されなければならない。2 等の者も 2 等の待遇を受けなければ行けないのではないか?
八木：われわれも在日韓人を、そのまま追い出そうとするのではない。
李代表：現在会談を反対する側ではこれを悪宣伝の材料にして、父親と息子の法的地位が変わって、息子の代に対しては皆追い出すと悪宣伝している。だからこういうのに便乗して

利用されないようにはっきり、良くやってあげなければならないと思う。
池上： しかしわれわれから見る時子々孫々の問題は、協定発効後新しく締結される韓日間の友好通商航海条約で規定される問題で、本委員会で論議する性質ではないと思う。
李代表： 孫以降に永住権を与えるのは、名目的に見てくれれば良いことだ。実質的には 2、3 代が経つと事情も変わったりするのだから心配する必要がない。
池上： われわれも名目的でだけでも体内的に納得されなければならないので、どちらも同じだ。われわれも子孫の永住権に対しては強硬だから、子の退去強制事由は弾力性を持って考慮できる。例えば入管令第 24 条の内、麻薬犯、1 年を超過する刑、破壊活動法による犯罪などを除いた些少な退去強制事由は弾力性を持って考えられる。
方代表： しかしわれわれとしては、確実にしておかなくてはならないことは、しなくてはならないと思う。直系卑属なのかどうか、明白にしなければならないだろう。次の会議は何時するのか?2 月 19 日(金)14：30 に一応決めよう。そして協定永住権者の子に対する退去強制事由等に対して話そう。
中村: よい。永住権者の付与範囲を切った後に、その範囲内での退去強制事由を論議しよう。
鶴田: 新聞発表は?
李代表：退去強制事由の内、外交上重大利益にかんすることと協定永住権者の子に対して論議したとしよう。
池上：よい。

P139 大韓民国外務部

発信電報 番号：WJA-02157
日時：65.2.18.09:15

受信人：駐日大使
対：駐日政 722-43

対号公文「在日韓人の法的地位に関する日本側協定案の検討」と関連して次のように指示します。

1. 在日韓人の法的地位問題に関する韓国側協定案は現在本部で作成中であるが、これが成案し次第、対号公文末尾に代表団で建議したように日本側に、韓国側対案として提示するつもりである。
2. したがって法的地位関係会合では、日本側協定案に対するわが側の質疑または意見を提示する形式で討議を進行させるよう願い、日本側案を協定案作成の基礎にするかのように修正、または削除を提議する方式は避けて下さるよう願う。(外亜北)

P140 13. 13 次 1965.2.23

P141 起案紙

管理番号 65-38
起案者 東北アジア課 宣俊英
起案年月日 1965.2.23.
分類記号 文書番号 外亜北 722-847
経由受信参照 駐日大使
発信 長官
題目 法的地位に関する訓令

法的地位問題において協定上の永住権者の子孫に関する問題に対しては、外亜北

722-766(65.1.23.)訓令でわが側の立場を指示したが、今後の交渉においては本問題に関しては、下の指針に沿って交渉することを訓令する。

1. 協定上の永住権者の子孫に対する永住権は、外亜北 722-767(65.1.25.)別添の 4 項指示を堅持しながら、特定の時点を設定することなく、子子孫孫に付与されるようにする。
2. 協定上永住権者の子孫の退去強制事由に関しては、代表団が JAW−01234(65.1.21.)で請訓したし、本部が外亜北 722-766(65.1.23.)で訓令した立場が貫徹されるよう努力し、処遇に関しては協定上の永住権者と同じ処遇になるよう努力するが、日本側と最終段階まで合意を見られない時には、永住権は上記 1 項のようにして、退去強制事由及び処遇に関しては一般外国人より実質的に有利な保障をするという原則を、協定文または付属文書で規定し、この問題に関しては両国政府が、協定成立後も継続折衝するという合意を行う方法で処理する。 終

P143 駐日代表部

駐日政 722-66 1965.2.23.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次全面会談 法的地位委員会 第 13 次 会議録

1965.2.23.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録 2 部。

駐日大使 金東祚

P144. 第 7 次韓日全面会談 法的地位委員会

第 13 次会議 会議録

1.日時 : 1965.2.23. 14:30-16:30

2.場所 : 霞友会館

3.出席者:

韓国側 方 熙 代表

李坰浩 代表

崔侊洙 専門委員

権泰雄 専門委員

安世勲 補佐

日本側 八木正男 入管局長

新谷 正夫 民事局長

中村 入管局次長

家弓吉巳 民事局第五課長

池上努 入管局参事官

谷口禛一 条約課事務官

浜本康也 条約局法規課事務官

鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : 過般の会議から続いて、今日の会議では処遇問題を論議するのか?

李代表 : 退去強制事由第 4 項目である「外国の元首、外交使節、またはその公館に対する犯罪行為と国交に関する罪を犯し、禁錮以上の刑を受けた者の内、日本国の外交上重大な利益を害した者を退去させると、一旦合意した点に対する日本側の結論は出たのか?

八木： それは決定できなかった。もう少し冷却期間を置いて、最終段階で決定するようにしよう。時間節約のために、合意に到達するのが容易な問題から、話をして進展させて行こう。ところで、処遇において韓国側案の第 6 条の規定は包括的な規定なので、われわれとしては受け入れ難い。

李代表：社会保障に関して、日本側で到底在日韓人には適用できないものを具体的に列挙してくれれば、それを相互検討して決定して行く事にしよう。

池上 ：われわれとして外国人に適用するのが難しいものを列挙すると、1. 生活保護法、2. 戦傷病者戦没者遺家族保護法、3. 母子福祉法、4. 未帰還者留守家族援護法、5. 国民年金法、6. 国民健康保険法の六つだが、この内生活保護法に対しては既に両側が当分の間、貧困者に対して生活保護をしてあげると合意できているし、その他のものは日本国民だけに適用するように規定されていたり、地方自治団体の条例によって規定されているので、在日韓人には適用できなくなっている。

李代表： 国民健康保険法の適用に関して日本側は終始、市町村の条例によるので難しいと言うが、国家がこれを適用するように指導できるのではないか? また戦傷病者戦没者遺家族保護法は、日本国民として第 2 次世界大戦に出兵した人たちに対する遺家族保護法なのだから、これを在日韓人だからと適用できないのはおかしくないか? それなら参考に、外国人に適用している社会保障制度も列挙して欲しい。

池上 ：一般外国人に適用しているのは精神薄弱者福祉法、健康保険法、労働者災害補償保険法、船員保険法、失業保険法、厚生年金健康保険法、日雇い労働者健康保険法などがある。

中村：今、列挙した社会保障の適用が外国人にも適用されると明文で規定されているのか?また民団系の人たちもこれを知っているのか?

池上：立法の根本趣旨が日本国民にだけ適用すると明示されていない以上、一般外国人にも適用される。

李代表： われわれの立場は、適用されないものを必ず適用しろというのではなく、日本側が在日韓人に適用できるものと、適用しないものを共に話してくれる時、相互検討してみようということだ。

中村：在日韓人の中には戦傷病のような者もいるのではないか?

李代表： そうだ。戦傷病者戦没者遺家族等援護法と未帰還者留守家族等援護法は、当然適用されなければならない。日本のための戦争で戦傷を受けたり、戦死した者がいて、徴用され今まで生死も判らない人も数多い。

池上：彼らに対しては生活保護法で、「生活保護」の見地から救済してやっている。

李代表： しかし生活保護法の適用と戦傷病者戦没者や未帰還者に対する関係法適用とは内容上違うのではないか?

八木：戦争傷病者のようなのは見てあげなければならないのではないか?

家弓：従来、戦傷病者で日本人に帰化して恩恵を受けた例もある。

池上：戦傷病者に対して関係法を適用するようになる時は、生活保護法の適用はなくなる。

八木：恩恵を与えるようにしなければならないだろう。もしも彼らにこの規定を適用するようになれば、法律を改正しなければならないのか?また請求権との関連はどうなるのか?

崔委員 ：請求権の内容には支払われていない給料、戦死者、徴用者に対する補償給与、支払いを受けたのに持って行けなかったものなどが含まれるので、上で言った範疇の人には日本側が続けて恩恵を施さなければならないだろう。例えば、韓国に一旦帰った者は分からなくても、続けて日本に在留する者で、今後永住権を受けるこういう者に対しては日本側が考慮しなくてはならないだろう。

方代表：実際にこのような人で陳情して来た人だけでも 16−7 人いる。

池上 :一度、関係省の関係者と妥協**(打ち合わせ?)**はしてみる。

崔委員 :5 年前だったか、オランダ領タイから送還されて来た者の中には相当の人が韓国人だという話を聞いた。
池上 : そうだ。とにかく一度厚生省関係者と議論してみる。
李代表 :　国民年金法の適用内容はどうか?
池上 :　これは職場に関係なく毎月 100 円だか出した者で、65 歳に達した後、毎月 1,000 円位あげるというものだが、余りに少ないといって約 10,000 円に上げようとするのだが、その他の保険との関係及び国家負担の問題があって取扱が難しい。失業保険も北海道の冷害でその金額が 10 倍余り増額しなければならない有様だという。
李代表 : 日本で税金を出しながら暮らしているのだから国民年金位は面倒見てあげたら良いではないか?
池上 :　この問題は政治的折衝で解決する問題ではないと思う。
八木 : 一度関係省と話して整理してみよう。
浜本 : 協定で規定すれば将来において、その施行を約束する趣旨が新しく立法をしなければならないものもあり、第 6 条のような包括的なものを規定するのは困難だ。
新谷 : 法律と協定が接触したら条約が優先するのではないか?規定することを規定するのが良いでないか?
李代表 : 各国が一律的ではない。韓国は条約と法規を同一に国内法で取扱い、英国は条約で規定したら法律改正の義務を政府が負担すると解釈している。要は法で規定したらこれに抵触する法を執行する義務が生じることになり、条約が法律に優先する結果になる。
池上 : 条約と法律が接触した時、その効力において日本は憲法に同一なものとなっており、条約に従って別途に法律の制定、または改正をせずに施行できるものもある。
李代表 : 法律が条約に抵触するとその抵触した部分は無効になるので、施行は後の問題で、まずわれわれが主張するもので規定するべきものは規定しようと言うのだ。
池上 : とにかく具体的にどう列挙するかには、関係省と論議してみる。
李代表 : いちいち列挙しなくても、原則だけ決めればよい。社会保障のための厚生立法は、どこまでも経済的弱者を生かそうというものだから、全く駄目なものはないと思う。
新谷 : それでは関係省と協議してみて韓国側に納得できるよう説明してあげる。
方代表 :基本条約は過般、椎名外相訪韓時、仮調印までした。漁業問題も 3 月初めに両国農相会談が開かれることになった。本委員会でも問題の論議の pitch を上げて、早急に妥結するようになることを望む。次の会議の時まで各省と協議した結果を話してくれるのか?
池上 : 国会予算審議関係で各省の実務者、特に課長級以上が国会に出ていて困難だ。
方代表 :「外交上の重大な利益を害する者」に対しては累次協議しても結論が出なかったので、次の 24 日の首席代表間会合に上げて論議したらどうだろう?
八木: よい。そうしよう。
　次に永住権の付与範囲に対して、協定発効後 5 年までに生まれた者に対して永住権を付与することに対し法務次官に問い合わせたところ、内部的にそういう合意をした記憶がないと答えた。
李代表 : それは日本側の内部問題だ。そのように双方が合意したし、日本側の案にもそう明示されている。
池上 : それなら今後は財産搬出及び送金、処遇、子の永住権問題を論議するのか?
崔委員 : そうだ。財産搬出及び送金問題は整理できる。
池上 : 財産搬出及び送金問題において、韓国側が言う最初送金額から残るお金に対して、韓銀東京支店に特殊計定を置く問題は困難だと考える。
崔委員 : われわれとしては日本でお金を使う時 transfer されるので、その運営において同じだ

と思う。
池上：財産搬出及び送金問題に対しては大蔵、通産省と一度論議してみる。ところでわれわれとしては韓国側が内国民待遇を望み、第 6 条と第 8 条 1 項のような包括的な規定を置こうとするが、余りに包括的なのでこれを外して、社会保障として在日韓人に特別に考慮するものを列挙するようにしようと思う。
崔委員：しかしわれわれとしては原則を重視するので、6 条、8 条 1 項のようなもの置かなくてはならないと思う。
池上：しかし 61 年度だったか、予備折衝で両側が合意事項を確認した時、韓国側は処遇問題としては「生活保護」だけを提起したのだった。
崔委員 :そうではない。その時まで一応合意を見たのは、生活保護だけだった。その後多くの進展があったではないか?
李代表： われわれとしては「在日韓人が社会的、経済的活動をするにおいて、日本人に比べて差別待遇を受けない」と規定しようというのだ。
方代表 :次の金曜日(26 日)2:30 にするか?
池上：よい。
鶴田：新聞発表は?
李代表：処遇の内、社会保障問題に対して論議し、会談を急速に進展させるようにしようと話したとしよう。
八木：よい。

P151　　　14.　14 次 1965.2.26

P152　　　駐日代表部

駐日政　722-72　　　1965.3.3.

受信：外務部長官

題目：第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 14 次　会議録

1965.2.28.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録　2 部。

駐日大使　金東祚

P153.　　　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会
第 14 次会議　会議録

1.日時：　1965.2.28. 14:30-16:30
2.場所：　霞友会館
3.出席者:

韓国側　方　熙　代表
李坰浩　代表
権　逸　顧問
呉在熙　条約課長
権泰雄　専門委員
安世勲　補佐
日本側　八木正男　入管局長

新谷　正夫　民事局長
中村　入管局次長
家弓吉巳　民事局第五課長
池上努　入管局参事官
谷口禛一　　条約課事務官
佐伯　　法規課事務官
鶴田剛　　北東ア課事務官

4.討議内容

八木 ： 今般外務省側と一連の会合を持ったが、「日本国の外交上重大な利益を阻害」することに対しては前回の会議でわれわれが提案したものの内で、国交に関する罪は現在、国旗、国章に対する冒涜罪程度なので、これに対して日本国の重大な外交上の利益を侵害する余否を再び認定する必要がないので、国交の罪に対しては禁錮以上の刑を受けた者は退去させることにして、
国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為に対してだけ、「日本国の重大な外交上利益を阻害した者」なのかを行政権が判断することにするようにしたらと思う。われわれの考えではもっと国交の罪を退去強制事由第 4 項と別に外して、第 1 項に追加するのはどうかと思う。そして前回首席代表間会合(2 月 24 日)で金大使が法的地位に対して言及したものを、正式文書にして提出したらどうかと思う。

李代表 ： 今言った日本側の提案内容を本国政府に報告して請訓をし、訓令に沿って受諾の余否を決定することになる。しかしわれわれとしては第一、日本側の考えのように国交の罪を、禁固以上の刑を受けた者を分離してこれを退去強制第 1 項に追加するのは不合理だと思う。何故ならばやはり国交に関する罪は外交上の問題で退去させるのだから、これを第 4 項に入れなければならず、「外交上の重大な利益が阻害」されたか余否の認定が論理上必要だと見るからだ。
　とにかく日本側の提案を本国に請訓し一度検討する。日本側の提案を整理するなら、「国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の重大な利益を阻害したものと認められる者、もしくは国交に関する罪によって禁固以上の刑を受けた者」となるだろう。第二、金大使が話したものに対しては次に文書で詳細に提出するが、その趣旨は次の通りだ。今までの会合では両側が戦争終了以前から継続して日本に居住した在日韓人とその直系卑属で、協定発効以後 5 年までに出生した者で一応合意できている。これに対してわれわれとしては、協定発効以後 5 年になるその二日目から生まれた者に対しても、永住権を付与することとするが、成年になる時までは父母と同一な待遇をし、彼らが成年に達した以後の退去強制事由と処遇に対しては、協定後両国政府が継続して協議するようにしようというものだ。

池上 ： 今まで話したこととは非常に違う内容になるが・・・

李代表 :勿論そうだ。

池上 ： 卑近な例を挙げれば、今までわれわれが話して来た対象は色があったとしたら、即ちわれわれが互いの間で合意した協定永住権を付与する範囲が色が赤かったなら、これは色が白いという話のようだ。

八木 ： 万一こういう者に対して永住権だけ付与して、その退去強制事由と処遇に対して両国政府が協議をしたが、合意できない時は彼らに永住権は付与されるが、その処遇と退去強制事由は入管令のものになるのではないか?

李代表 ： そうだ。永住権は 1945.8.15. 以前から日本国に継続して居住して来た者とその子孫に一律的に付与する。しかし協定発効後 5 年までに出生した子孫までに永住権を与える問題は、完全に合意できたし、彼らに対する退去強制事由と処遇も合意ができつつある。し

かし協定発効発効後 5 年以後に出生した者に対して、子子孫孫永住権を与えるのに合意するならば、彼らに対する退去強制事由と処遇は協定発効後に再び協議して決定しようというのが、韓国側の新提案の粗筋だ。だから「協定発効後 5 年以後に出生した者の強制退去事由と処遇に対する協議は協定発効後にも続けるだろうが、その者たちが成年に達する最初の日である 25 年後までにこの協議ができない限り、勿論日本側が指摘する通り彼らに協定上の処遇と退去強制事由が適用されないだろう。しかしわれわれは協議しようと努力しなければならないし、駄目だという予想はする必要がない。

権顧問 :わが民団としては第一、終戦日を基準にするのではなくサンフランシスコ講和条約を基準にして、その時から継続して日本国に居住する韓人に、協定永住権を与えなければならないと主張要求する。第二にその子孫は、父母の永住権者としての地位を相続継承すると考える。しかし今、韓国側の提案内容が一応永住権付与はするとしても、協定発効後 5 年以後になった翌日から生まれた者は退去強制と処遇が確実でない以上不安定だ。しかし私の私見では協定永住権者の子息及び孫まで協定永住権を付与するように望む。私たち在日韓人の 2 世に対して日本政府が、もう少し誠意を持って解決してくれる前には、彼らを不幸なところに置くことになる。反動的世代を養成するということは、両国のためにもよいことではないと思う。

八木 : それなら父母の地位を子息も継承して待遇するようにした時、反対に父が退去強制されたら子息も退去強制されるようになるではないか?

池上 : 韓国側は退去強制に相当気を遣っている様子だが、そういうことを余り心配する必要ない。またわれわれとしては何代に亘って協定永住権を付与する内容の協定を締結しようとする時は、国会関係において納得をさせられないだろう。

李代表 : わが案の内容は 1965 年今年協定が締結され発効し、1970 年 1 月 1 日が協定発効後 5 年になる日だと仮定する時、これ以後に生まれた者も永住権はあるが、退去強制や処遇の内容が裏付けされていないので内容がない。だから、成年に達する時までは一応父母と同一に待遇し、協定後遅くても 1990 年 1 月 1 日になる前にこれらに対して退去強制と処遇を協議しようというのだから、論議して行けば互いに納得できると信じる。しかし協議の内容が一般外国人よりは有利な内容のものにならなければならないだろう。次の会議の時は書面で提出する。

池上 : それなら協定発効 5 年以後に生まれた者の子も未成年の間は父母と同一なのか?

李代表 :そうだ。父母と同一な内容の永住権だ。

池上 : 協定に「両国政府が継続協議する」という規定をするのは少し笑われそうだが・・

李代表 : くり返し話するが、われわれの提案通りにするようになれば、永住権の付与範囲においては、協定発効後 5 年になる日以後に生まれた子にも永住権を付与し、彼らが成年に達する以前に両国政府が再協議して、成年後の待遇等を決めるということなので笑われることはない。

権顧問: 金大使の意見通りになれば、協定発効以後 5 年が経過した翌日から出生した者に対して、事後に対する何の保証がなくなるのである。だから何か事後保証がなければならない。

李代表 : 一般外国人よりは有利な条件で処遇が合意するだろうから、そんなに心配する必要ない。

中村 : 在日韓人は退去強制を怖がるが、入国管理令を見れば第 50 条法務大臣の裁決の特例を見ても、第 1 項に永住権を受けた者や、第 2 項に過去に日本国に本籍を持った者に対しては日本国民が外国人になって、再び日本国民になったのと同一に取扱うようになっているから、在日韓人が今後余程でないとすぐに退去されると心配する必要ない。

権顧問: 現在特別在留許可を受けている在日韓人がどれ位いるのか?知っているか?

池上 : 密入国者を含めれば 2 万名位になる。
権顧問: 在日韓人の処遇に対して、特に将来において在日韓人を追い出すことが目的でなかったら、もう少し日本側が誠意を持って臨まなければならないだろう。
池上 : これに対しては相互間、長期間協議して来たのではないか?そして代代子子孫孫に永住権を付与せよというのは少し困難な話だ。
李代表 : 前回金大使が色々な人に会って永住権の範囲に対して話したところ、皆賛成する意思を表明していたという話だ。
方代表 : われわれの考えは大体以上のような内容なので、その討議は次の会議時するようにしよう。
八木 : 次の会議の時まで簡単にそのように案が準備できるのか?われわれも内部的に検討する必要があるので、今李代表が言った内容を文書で書いて貰えないか?
池上 : 金大使が過般首席代表間会合で言及した案を、次の会議の時までに提出できるか?そして今日李代表が言った内容を簡単に要約して書いてくれ。
李代表 : よい。それなら今、われわれの提案の内容を書いてあげる。

(白紙に記録し、日本側に手渡した。内容は次の通り)

「1.協定第　条の者(1945 年の終戦の日以前から継続して日本国に在留する者、及びその子孫で本協定発効後 5 年までに出生した者)の直系卑属で、本協定発効後 5 年以後に出生した者は日本国に永住できる。

2.1 項の子が成年に達する時までは、その子の父または母と同等な待遇をする。

3. 1 項の子が成年に達した後の退去強制事由と処遇に関しては、本協定発効後継続して両国政府が協議して決める。ただし、一般外国人よりは有利な地位が付与されるようにする」

方代表 : 次の議題を討議しよう。戦争終了日に対する両側の解釈が違うが?
池上 : 戦争終了の日は 1945.9.2.に決めるが、異議があるのか?
李代表 : 協定文には太平洋戦争の戦闘が終了した日として、その解釈において韓国は 8.15、日本は 9.2 にしても良いだろう。何故ならばそうしても現実問題解決には支障がない。
池上 : 条約当局で納得が行かないからだ。
八木 : こんな問題は枝葉末端の問題だから、次に話ししよう。条約局でも問題に多くなるだろう。
方代表 : 明日からでも論議することにしよう。明日会議はできるのか?
鶴田 : われわれの内部事情で、帰って協議して連絡してあげる。
方代表 :明日は前文と戦争終了日に対して論議しよう。それなら 3.1 日(月)14:30 にしよう。
池上 : よい。新聞発表は?
李代表 : 子孫の永住権の範囲に対して話したとしよう。
池上 : よい。

P161　　駐日代表部

駐日政　722-70　　1965.2.27.

受信 : 外務部長官

題目 : 法的地位問題に関する協定案作成

1. 在日韓人の法的地位問題に関してこの間委員会で討議された成果と、永住権を子子孫孫に付与するが、退去強制事由と処遇に関しては協定発効後 5 年という時点の前後に出生した者を区別して、別途に規定するという前提の下で別添のように第 1 案及び第 2 案を作成しました。

2. 第 1 案は JAW-0253 号第 3 号で報告したような内容で作成したもので、第 2 案は従前のわが側案(外亜北 722-234(64.1.17.付))を土台にして作成したものです。
3. 第 1 案及び第 2 案を検討修正して、日本側に提出するわが側案を至急確定して回示して下さるよう請訓します。

有添 : 法的地位協定案第 1 案　1 部
〃　　　第 2 案 1 部　終り
駐日大使　　金東祚

P162　(第 1 案)　　65.3.4.日本側に提出された。

韓国側　提案（64.4.22.）

日本国に居住する大韓民国国民の
法的地位と処遇に関する協定(案)

1965.2.27

大韓民国と日本国は、

太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民が日本国に居住するようになった歴史的背景の特殊性を考慮して、

彼らと彼らの子孫に特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが韓日両国民間の友好増進のために寄与することを認め、

したがって次のように協定した。

第 1 条

日本国政府は 1945.8.15 以前から日本国に継続して居住する大韓民国国民とその直系卑属に対して、日本国での永住権を付与する。

第 2 条

1. 第 1 条に規定された者で日本国に永住しようとする者は、両国政府が合意する手続きに沿って、本協定の発効日から 5 年以内に日本国政府に永住申請書を提出しなければならない。
2. 本協定第 1 条に規定された者で本協定の発効発生日から 4 年 10 ヵ月を経過する日以後に出生する者に対しては、本条第 1 項の規定に係わらず永住申請書の提出期間を、出生日から 6 ヵ月以内とする。
3. 本条の規定によって日本国政府に永住申請書を提出するにおいては、如何なる手数料も徴収されない。

第 3 条

1. 本協定第 1 条及び第 2 条の規定により日本国に永住する大韓民国国民で、1945.8.15 以前から日本国に継続して居住する者及び 1945.8.16 以後本協定の発効発生日から 5 年の期間が経過する日までに出生するその直系卑属は、本協定の効力発生日以後の行為により、次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。
   (1) 内乱に関する罪または外患に関する罪を犯し、禁錮以上刑を受けた者、ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。
   (2) 営利の目的で麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、3 年以上の懲役または禁錮の刑を

受けた者。

または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、本協定の発効後3回以上刑を受けた者、または本協定発効前に麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し 3 回以上刑に処せられた者で、本協定発効後 2 回以上刑を受けた者。

ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。

⑶ ⑴及び⑵に規定された者を除き、7 年を超過する禁錮または懲役の刑を受けた者。

⑷ 国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為、その他国交に関する罪に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大な利益を阻害することと認められる者、ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。

2. 未成年時の行為に依って、本条第 1 項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。

第 4 条

1. 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は権利自体の性質上、日本国民にだけ許容される権利を除いては、日本国民と同等な待遇を受ける。

2. (1) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は、日本国民と同等に義務教育を受けることができる。

(2) 本項(1)の規定によって義務教育を受けた者が上級学校へ進学するにおいては、日本国民と均等な機会が付与される。

(3) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」が設立する私立学校で、大韓民国の指定を受ける場合には同学校終了者に対して、日本国政府は上級学校進学において、外国での同級な学校終了者と同等な資格を認定することとする。

3. (1)本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は、日本国民と同等な社会保障の恩恵を受けられる。

(2) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は、生活保護法に関する日本国法令の適用を当分の間受けられる。

4. (1) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」が、大韓民国に永住する目的で帰国する時には、そのすべての財産を課税なく搬出できる。

(2) 本項(1)に規定された帰国者の財産搬出及び送金の手続き及び方法に関しては、別途に両国政府が協議して決める。

第 5 条

1. 本協定第 1 条に規定された者で、本協定の効力発生日以後から 5 年の期間が経過する日以後に出生する者は、成年に達する時までは本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」と同等な待遇を受ける。

2. 本条第 1 項に規定された者の成年後の退去強制事由及び処遇に関しては、一般外国人より有利な待遇を付与するように、両国政府が本協定発効後継続協議して決めるようにする。

P166　(第 2 案)

日本国に居住する大韓民国国民の
法的地位と処遇に関する協定(案)

1965.2.26

大韓民国と日本国は、

太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民が日本国に居住するようになった歴史的背景の特殊性を考慮して、
彼らと彼らの子孫に特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが韓日両国民間の友好増進のために寄与することを認め、
したがって次のように協定した。

第１条
次に規定された大韓民国国民は、本協定の決めるところに従って日本国に永住できる。
1. 1945.8.15 以前から日本国に継続して居住している者。
2. 本条第１項に規定された者の直系卑属で、1945.8.16 から本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、日本国に継続して居住する者。

第２条
1. 第１条に規定された者で日本国に永住しようとする者は、本協定の発効日から５年以内に、両国政府が合意する手続きに沿って、日本国政府に永住申請書を提出しなければならない。
2. 本条の規定によって日本国政府に永住申請書を提出するにおいては、如何なる手数料も徴収されない。
3. 第１条第２項に規定された者で、本協定の発効発生日から４年 10 ヵ月を経過する日以後に出生した者に対しては、本条第１項の規定に係わらず永住申請書の提出期間を、出生日から６ヵ月以内とする。

第３条
1. 本協定第１条及び第２条の規定により日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為により、次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。
   (1) 内乱に関する罪または外患に関する罪を犯し、禁錮以上刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。
   (2) 営利の目的で麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、３年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。
   または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、本協定の発効後３回以上刑を受けた者、または本協定発効前に麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し３回以上刑に処せられた者で、本協定発効後２回以上刑を受けた者。
   ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。
   (3) (1)及び(2)に規定された者を除き、７年を超過する禁錮または懲役の刑を受けた者。
   (4) 国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為、または国交に関する罪に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大な利益を阻害するものと認められる者。
2. 未成年時の行為に依って、本条第１項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。

第４条
本協定第１条及び第２条の規定により日本国に永住する者は、権利自体の性質上日本国民だけに許容される権利を除いては、日本国民と同等な待遇を受ける。

第5条

1. 本協定第1条及び第2条の規定により日本国に永住する者は、日本国民と同等に義務教育を受けられる。
2. 本条第1項の規定によって義務教育を受ける者が上級学校へ進学するにおいては、日本国民と均等な機会が付与される。
3. 本協定第1条及び第2条の規定により日本国に永住する者が設立する私立学校で、大韓民国の指定を受ける場合には同学校終了者に対して、日本国政府は上級学校進学において、外国での同級な学校終了者と同等な資格を認定することとする。

第6条

1. 本協定第1条及び第2条の規定により日本国に永住する者は、日本国民と同等な社会保障の恩恵を受けられる。
2. 本協定第1条及び第2条の規定により日本国に永住する者は、生活保護法に関する日本国法令の適用を当分の間受けられる。

第7条

1. 本協定第1条及び第2条の規定により日本国に永住する者が、大韓民国に永住する目的で帰国する時には、そのすべての財産を課税なく搬出できる。
2. 本条第1項に規定された帰国者の財産搬出及び送金の手続き及び方法に関しては、別途に両国政府が協議して決める。

第8条

1. 本協定第1条及び第2条の規定により日本国に永住する者の直系卑属で、本協定の効力発生日から5年の期間が経過する日以後に出生する者は、成年に達する時まで継続して日本国に居住できるし、その者の退去強制事由及び処遇に関しては、本協定第1条及び第2条の規定された者と同等な待遇を受ける。
2. 本条第1項の者が成年に達した後1年以内に、日本国での永住許可を申請する場合には、その者の永住は許可される。
3. 本協定第1条及び第2条の規定により日本国に永住する者の、成年後の退去強制事由及び処遇に関しては、一般外国人より有利な待遇を付与するように、両国政府が本協定発効後継続協議して決めるようにする。

P170 大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-02393
日時 : 65.2.28.14:40

受信人 : 駐日大使
対 : JAW-02533

1. 対号請訓の件に関しては最初の日本案である「外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大利益を阻害することと認められる者」が貫徹されるように、高位級会談等を通じて折衝して下さい。
2. 上記のような折衝を通じても解決が見られない場合には、請訓した内容通りに合意することを諒承する。(外亜北)

長官

P171　　　　　　　　　　　大韓民国外務部

着信暗号電報　　　　　　　　　　　　　　　　番号 ：JAW-03009
日時 ：65.3.2.10:33

受信人 ： 外務部長官　貴下
発信人 ： 駐日大使
対 ：WJA-02393

対号電文第 1 項に「外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大利益を阻害することと認められる者」が貫徹されるように折衝しろとなっていますが、QUATATION の内容が「外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為(または国交に関する罪)に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大利益を阻害することと認められる者」の MISTYPING ではないかと思料されるので、この点 CLARIFY して下さるよう願います。(駐日政-外亜北)

P172　　　　　　　　　　　大韓民国外務部

発信電報　　　　　　　　　　　　　　　　番号 ：WJA-03013
日時 ：65.3.2.18:10

受信人 ： 駐日大使
対 ： 駐日政 722-70

1. 対号で請訓した法的地位協定案第 1 及び第 2 を原則的に承認する。
2. 日本側に対する提示においては、第 1 案を先に提示するようにして下さい。

長官

P173　　　　　　　　　　　大韓民国外務部

発信電報　　　　　　　　　　　　　　　　番号 ：WJA-03014
日時 ：65.3.2.18:10

受信人 ： 駐日大使
対 ：JAW-03009
連 ：WJA-02393

連号第 1 項の請訓の QUATATION の内容は「外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為、その他国交に関する罪に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大利益を阻害することと認められる者」を言おうとしたもので、連号内容は錯誤だったことを通知する。(外亜北)

長官

P174　　　　　15.　15 次 1965.3.1

P175　　　　　　　駐日代表部

駐日政　722-79　　　　　　　　　　　　1965.3.5.
受信 ： 外務部長官
題目 ： 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 15 次　会議録

1965.3.1.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 ： 同会議録　2 部。

駐日大使　　金東祚

P176.　第７次韓日全面会談　法的地位委員会
第 15 次会議　会議録

1.日時：　1965.3.1. 14:30-16:30
2.場所：　霞友会館
3.出席者:

韓国側	方　熙	代表
	李坰浩	代表
	呉在熙	条約課長
	権泰雄	専門委員
	安世勲	補佐
日本側	新谷　正夫	民事局長
	家弓吉巳	民事局第五課長
	池上努	入管局参事官
	谷口禎一	条約課事務官
	佐伯	法規課事務官
	鶴田剛	北東ア課事務官

4.討議内容
方熙：その間厚生省と処遇問題に対して協議してみたのか。
池上：予算関係で厚生省側が忙しく、まだ会えていない。
方公使：処遇問題に関して大臣にも協議してみたのか。
池上：それも忙しくて協議する余裕がなかった。特に厚生省は処遇関係が全体に亘っていて、予算審議が終わってから話せるようになりそうだ。
権委員：退去強制事由第４項目に対して、既に合意した点は報告して結末が出たのか。
谷口：表現だけが少し変わりそうだ。そして退去強制事由第４項において国交の罪は、われわれから見た時は第４項から分離する代わりに第１項に追加するのはどうか?と見ている。
李代表：退去強制事由第 1 項目である内乱、外患罪に関しては既に論議して終わったのに、これに追加して国交の罪を規定するなら、1 項目から騒擾罪を外す代わりに追加したものと見られ良くないので、第４項目の中に規定して欲しい。
池上：私も李代表のような考えなのだが、条約局でやたら困難に考えるからだ。
方代表：次の会議の時再び羅入りして出すのか。
佐伯：李代表が言った通りに第４項目を整理して、次の会議の時文案を作成して提出する。
新谷：今日は過般会議の時、韓国側で提議した内容、即ち協定発効５年以後に出生する者の永住権の範囲に対して討議するようにしよう。
池上：前回の会議で韓国側が提議した内容の内、1 項で「1945 年の終戦日以前から継続して日本国に在留する者、及びその子孫で協定発効後５年までに出生した者の子孫で、協定発効後5 年以後に出生する者」と言ったが、協定発効後５年までに出生した者の子孫まで共に規定するのは、少しわれわれとしておかしいと思う。
李代表 :我々の考えは原則的に永住権は、 1945 年終戦日当時から継続居住した者と、その子孫に皆付与せよというものだ。ただし、1945 年終戦日当時から継続居住した者及びその子孫で協定発効後５年までに出生した者の法的地位と、5 年以後に出生する者の法的地位とは内容が違う。発効以後５年までに出生した者は既に合意した通りに協定永住権が付与されるし、彼らに対する退去強制と処遇は今決めるとして、協定発効以後 5 年になる翌日から出生する者に対しては永住権だけ付与することにして、彼らの退去強制と処遇は協定発効後 25 年間に両国

政府が協議しようというのだ。しかし日本側がその表現が少しぎこちないと見るならその意見を聞き、われわれの提案を次に条文化して再び整理し提出してあげる。

新谷 ： 韓国側の提案で言う「協定発効文後 5 年以外に 20 年とは」何を言うものなのか。

李代表 ：「20 年とは」協定発効後 5 年以後に最初に出生した者が成年になる時までを言うのであり、その時までに両国政府の協議で彼らの退去強制と処遇が協議されなければならないということだ。

池上 ： 韓国側の提案に対してわれわれの解答を与えるには、総理大臣にまで上げて話し最終決断を貰わなければならないと思う。

方代表 ： この問題はこの程度論議して、他のことを話そう。

池上 ： われわれから見る時、協定発効以後 5 年になる日以後に出生する者に対して、両国が協議するというのは、今から25年以後のことで予測するのが難しいから、この者たちに対しては付属文書に規定したらどうかと思う。

李代表 :われわれもそこ頃になれば情勢が多く変わると思う。

池上 ： そしてこれは少し別の話だが、国民健康保険に対して韓国側に対して聞きたいのは、相互主義の立場から今後、韓国でも関係法律を在韓日本人に対して考慮するなら、われわれとして内国民待遇をしてあげられると思うし、現在生活保護を受けている者に対しては適用できないということを述べる。

李代表 ： この問題に対しては、生活保護を受けている者や、戦後入国者とは分離して考えてみるようしよう。また韓国でのこれに対する立法展望は、現在では確答し難い。

鶴田 ： 韓国の相互主義の見地からしてくれるなら、厚生省等各省でも予算関係等を配慮してくれる気勢を見せているという。

方代表 ：

李代表 ： それならわが案の子孫に対する永住権と処遇の 3 個項目に対して、日本側の考えはどうか。

新谷 ： まだ内部的折衝ができず、確実に対立**(回答?)**できないが、次の時に話す。

李代表 ： それなら日本側としては確答できないと言うから、この問題の討議は後回しにして、次は韓国側提案から抜けていた前文を提出して、これに対して話そう。

権委員 ：(協定前文を手渡し、一度読んで上げる)

池上 ： 一応聞いてみると前回、椎名外相訪韓時の共同コミュニケに出た内容と同じだ。

呉課長 ： そうだ。これに対しては日本でも、その表現に対して評判が良かったものと聞いている。

池上 ： われわれの案には「特定」という文句があるが、韓国案にはない。

李代表 ：「特定な」韓国人という表現は、対象者を必要以上に限定する印象を与えて不可だ。前文の内容は既に昨年に作成したものだが、これを模倣した基本条約が先に仮調印され、内容が全く同じに見えるのだ。

新谷 ： われわれも別に異議がないので条約局でもう一度検討してみるようにする。

李代表 ： 協定前文と本文で、太平洋戦争の戦闘が終結した日をわれわれは 1945.8.15.と見て、日本側は 1945.9.2.と見るが、これに対しては協定文には「太平洋戦争の戦闘が終了した日」と決め、各各自国の立場で解釈するようにしよう。

池上 ： われわれとしては全ての協定や法律に 1945.9.2.と規定されていて困難だ。

李代表: われわれとしては 1945.8.15.から同年 1945.9.2.の間に日本に入って来た人がいないものと見るので、8.15 と 9.2 を見て争うのは何の実益がないことなので、「戦闘が終了した日」と決め、各各有利なように解釈しても構わないということだ。

池上 ： 実際は問題ではないだろうが、立法上前例を壊すので問題だから、われわれで条約局に任せて検討させる。
鶴田 ： われわれとしては1945.9.2.日本が降伏文書に調印し、同日にS.C.A.Pの布告第1号が出て、日本と韓国との関係が切れたので、一応 1945.9.2.が正しいと見る。
新谷 ：ミズーリ艦上での調印式で韓国に関しても、ポツダム宣言の受諾で統治権の範囲に対して言及されたの見られるので、1945.9.2.が正しいと思う。
池上 ： そうだ。1945.8.9.はポツダム宣言を受諾したし、1945.8.15.になって天皇制を維持する条件で無条件降伏をしたもので、1945.9.20.**(1945.9.2.の誤り?)**で形式的に見た時、無条件降伏がなり戦闘が終了したのだ。
李代表 ： われわれの見解は違う。実益のない問題で両側が理論を展開するより、太平洋戦争の戦闘が終了した日にしよう。
谷口 ： 李代表の提案をわれわれも検討してみる。
佐伯 ： 条約局長と話すことになるので、すぐに解答するのは難しい。
池上 ：だから今から論議することは、子孫の永住権付与範囲、退去強制事由第４項、処遇問題が残ったと思う。
方代表 :次の会議は何時するのか。
佐伯 ： まず決めて、事情があれば延期しよう。
李代表 ： まず 3 月 3 日(水)14：30 に決め、内部事情で駄目なら連絡して 3 月 4 日(木)10:30 にしよう。
新谷 ： よい。
鶴田 ： 新聞発表は。
李代表 ： 韓国側が提案した協定前文に対して相互論議したとしよう。
新谷 ： よい。

P183 16. 16 次 1965.3.4

P184 駐日代表部

駐日政 722-81 1965.3.8.
受信 ： 外務部長官
題目 ： 第７次全面会談 法的地位委員会 第 16 次 会議録

1965.3.4.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。
別添 ： 同会議録 2 部。
駐日大使 金東祚

P185. 第７次韓日全面会談 法的地位委員会
第 16 次会議 会議録

1.日時 ： 1965.3.4. 11:00-12:20
2.場所 ： 霞友会館
3.出席者:

韓国側 方 熙 代表
李坰浩 代表
呉在熙 条約課長

権泰雄　専門委員
安世勲　補佐
日本側　八木正男　入管局長
家弓吉巳　民事局第五課長
谷口禎一　条約課事務官
佐伯　法規課事務官
鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容

八木：その間法的地位問題の内、退去強制事由と処遇問題等に対して外務省側の準備ができたのか?

佐伯：それほど準備ができていない。

李代表：退去強制事由第4項目に対する日本側提案に沿って本国に請訓したところ、訓令が来たが、日本側で本当に固執するなら受け入れるようにしろという内容だった。だから退去強制事由第4項目に対しては合意したことにして、細かい条文作成は後に回すことにし、これを整理してみると「外国の元首、外交使節、またはその公館に対する犯罪行為に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大な利益を阻害することと認められる者、または国交に関する罪に依って禁固以上の刑に処された者」になるだろう。

方代表：　退去強制事由第4項目である「外交上の重大な利益を阻害」したことの内、「国交に関する罪」に対しては既に合意した通りに、退去強制事由第1項目に追加しないで、第4項目に置くことで合意したことにしておこう。

八木：よい。そして処遇問題に対しては池上参事官が関係実務者と折衝中にあるが、厚生省だけでも3局にかかる問題なのでとても時間もかかり、今後場合によっては本委員会に実務者を出席させてみようかと思う。現在池上参事官は課長級と会って協議しているが、昨日衆議院で予算審議も終わったので、協議が進展するだろうと思う。

方代表：　協定前文の時点問題はじう考えているのか?

佐伯：条約局長と会って論議しようとしたが、国会の関係で局長に会えず今尚できなかった。今日午後には話ができることと思う。

鶴田：韓国の対日請求権8項目を見ると1945.8.9日が基準になっているので、時点問題は後にもっと検討してみよう。

方代表：時点に対して上手く合意ができなければ、わが案のように太平洋戦争の戦闘終了日にしたら良いのではないか?

佐伯：一度条約局長と会い協議して解答する。

方代表：　明日午後までに結論が出るか? 明日午後に結論が出れば、明日午後に会議を、そうならなければ明後日午前に会議を開くようにしよう。

佐伯：われわれも協議をした後、文書を作成しなければならないし、現在参議院での審議関係で明日午後までは結論を出すのが難しいだろう。明日中に結論が出ると思う。

八木：韓国側として「時点」に対して1945.8.15.にする時と1945.9.2.にするのにおいて、何か実際利益があるものなのか?

李代表：われわれとしては1945.8.9.にしようが8.15.にしようが9.2.になろうが、実際利益はないものと思う。ただ理論上9.2.を受け入れるのは難しい。

佐伯：われわれとしても「時点」に対して早急に結論を出して確答するよう努力する。

方代表：昨日首席代表間会合でわれわれが書いておいたように言って、3.20日頃法的地位問題を仮調印すると新聞に報道されたが、われわれとしては早期妥結の希望は披歴したが、新聞に断定的に記事が取り扱われて困難だ。

李代表：協定前文に対してはどう考えるのか?
佐伯：大体で良いと思う。ただ前文に時点を置く目的が何なのか?考えてみた。
鶴田：協定前文を見ると去る 2.20 日基本条約仮調印後の共同声明から削除したものが含まれているようだから、その点検討する必要があると思う。
呉課長：前回共同宣言から削除したものは、条約形式で規定するのが良いと見て削除しただけだ。
谷口：前回の共同宣言を読む。(一度共同宣言を読む)
方代表：それなら過般会議時まで未解決で残して置いた 3 個の問題の内、退去強制事由第４項目「外交上の重大な利益」は今日合意に至ったし、協定前文の「時点」は次に話すことにして、去る 14 次会議でわれわれがメモで書いてあげた子孫の永住権付与範囲に関連して、われわれの案を今日提出する。合意議事録は後でまた出す。まず見て翻訳し、次に相互検討してみることにしよう。
李代表：以前に提案した韓国側案には協定前文がなかった。そして今日提案したわが案第 1 条には、1945 年終戦当時から継続して日本国に居住した者と、その子子孫孫に永住権をあげるよう規定して前に置き、協定発効後 5 年になった翌日から出生する者の退去強制事由及び処遇に関しては、協定後両国政府が継続協議するように第 5 条第 2 項に規定し、金大使が話した通りにしたし、また池上氏が憂慮した論理の矛盾なく上手く整頓されたので、その形式において満足すると思う。
権委員：それではわが案を提出する。(案を手渡した後、一度朗読する)
李代表：条文が簡潔になったと思う。
谷口：韓国の正式案になったものなのか?
李代表：ひとつの討議資料と考えれば良い。即ち、今まで話したことを整理して出したものだ。
佐伯：われわれもわが案を整理して出す。退去強制事由に対しては既に合意できたので、条文の配列だけ後に協議して決めれば良いだろう。
李代表：今回のわが案では国籍確認は削除した。日本側はこれに満足するだろうと思う。
鶴田：既に基本条約で話ができたものなので、法的地位で規定することはないと考えていた。
方代表：この次の会議は何時するのか?
八木：何時頃わが案が準備できるのか?
佐伯：退去強制事由は既に整理されたと思う。わが案をひとつの討議資料として提出するのか?正式案として提出するのか、もっと協議してみなければならない。
李代表：退去強制事由に対しては相互協議して条文を作成しておいてもよいと思う。
八木：新聞に報道されたように、法的地位に対して仮調印できるように要綱を決められるようになるだろうか?
方代表：首席代表間会合でも、漁業問題に対しては要綱を出せると話ができたが、法的地位問題はそんな話がなかった。日本側は池上参事官出張前に案を出せるのか?
鶴田：池上参事官が出張で欠席しても、実質的に仕事を進行できる。
八木：合意議事録も仮調印するようになると一緒にすることになるのか?
李代表：合意議事録と協定本文が合致しないと完全なものにならない。昨年 4.22.提出した案に合意議事録が含まれていたが、今日提案した案と関連して内容が修正されなければならない部分があるので、合意議事録も再び整理して提出する。そして協定文は韓国語、日本語、英語 3 ヶ国語で作成されるだろうが、解釈に異議がある時英文が基本になるので、英文も整理されなければならない。
呉課長：前回の基本条約のように仮調印することになければ、英文でするのが良いだろうから、その時まで英文が整理されなければならないだろう。

方代表 :次の会議は何時するのか?
佐伯 : 次の会議を今週にするなら、退去強制事由程度を論議するしかない。
方代表 :日本側が明日までに内部準備ができたに土曜日午前 10:30 にして、今日のわが案と退去強制に対して準備ができなければ、来週月曜日 14:30 にするよう一応決めておいて、金曜日の午後までに連絡してくれ。
八木 : そうしよう。
鶴田 : 新聞発表は?
李代表 : われわれが文書で案を提出したことと、退去強制事由第４項目で合意を見て、退去強制事由は皆合意したとしよう。
八木 : よい。

P191 (第 1 案) 65.3.4.日本側に提出された。

日本国に居住する大韓民国国民の
法的地位と処遇に関する協定(案)
1965.2.27

大韓民国と日本国は、
太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民が日本国に居住するようになった歴史的背景の特殊性を考慮して、
彼らと彼らの子孫に特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが韓日両国民間の友好増進のために寄与することを認め、
したがって次のように協定した。

第 1 条
日本国政府は 1945.8.15 以前から日本国に継続して居住する大韓民国国民とその直系卑属に対して、日本国での永住権を付与する。

第 2 条
1. 第 1 条に規定された者で日本国に永住しようとする者は、両国政府が合意する手続きに沿って、本協定の発効日から 5 年以内に日本国政府に永住申請書を提出しなければならない。
2. 本協定第 1 条に規定された者で本協定の発効発生日から 4 年 10 ヵ月を経過する日以後に出生する者に対しては、本条第 1 項の規定に係わらず永住申請書の提出期間を、出生日から 6 ヵ月以内とする。
3. 本条の規定によって日本国政府に永住申請書を提出するにおいては、如何なる手数料も徴収されない。

第 3 条
1. 本協定第 1 条及び第 2 条の規定により日本国に永住する大韓民国国民で、1945.8.15 以前から日本国に継続して居住する者及び 1945.8.16 以後本協定の発効発生日から 5 年の期間が経過する日までに出生するその直系卑属は、本協定の効力発生日以後の行為により、次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。
   (1) 内乱に関する罪または外患に関する罪を犯し、禁錮以上刑を受けた者、ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。

⑵ 営利の目的で麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、3 年以上の懲役または禁錮の刑を受けた者。

または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、本協定の発効後 3 回以上刑を受けた者、または本協定発効前に麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し 3 回以上刑に処せられた者で、本協定発効後 2 回以上刑を受けた者。

ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。

⑶ ⑴及び⑵に規定された者を除き、7 年を超過する禁錮または懲役の刑を受けた者。

⑷ 国家の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為、その他国交に関する罪に依って禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大な利益を阻害することと認められる者、ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。

2. 未成年時の行為に依って、本条第 1 項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。

第 4 条

1. 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は権利自体の性質上、日本国民にだけ許容される権利を除いては、日本国民と同等な待遇を受ける。

2. (1) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は、日本国民と同等に義務教育を受けることができる。

(2) 本項(1)の規定によって義務教育を受けた者が上級学校へ進学するにおいては、日本国民と均等な機会が付与される。

(3) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」が設立する私立学校で、大韓民国の指定を受ける場合には同学校終了者に対して、日本国政府は上級学校進学において、外国での同級な学校終了者と同等な資格を認定することとする。

3. (1)本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は、日本国民と同等な社会保障の恩恵を受けられる。

(2) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」は、生活保護法に関する日本国法令の適用を当分の間受けられる。

4. (1) 本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」が、大韓民国に永住する目的で帰国する時には、そのすべての財産を課税なく搬出できる。

(2) 本項(1)に規定された帰国者の財産搬出及び送金の手続き及び方法に関しては、別途に両国政府が協議して決める。

第 5 条

1. 本協定第 1 条に規定された者で、本協定の効力発生日以後から 5 年の期間が経過する日以後に出生する者は、成年に達する時までは本協定「第 3 条第 1 項に規定された者」と同等な待遇を受ける。

2. 本条第 1 項に規定された者の成年後の退去強制事由及び処遇に関しては、一般外国人より有利な待遇を付与するように、両国政府が本協定発効後継続協議して決めるようにする。

P195　　　　　　　大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-03160
日時 : 65.3.9.11:55

受信人 : 外務部長官　貴下
発信人 : 駐日大使

1.法的地位委員会の今後の討議過程において、わが側が合意議事録を日本側に提示しなければならない場合(JAW-03064 号 4(2)参照)には、(1)外亜北 722-234(64.4.17)別添 1 の「合意議事録案」の内、4 の「協定上の永住権者の子孫は日本国籍取得」の規定だけを削除し、残り 5 個の項目は従前の規定通りに、(2)同「合意議事録案」で把握されている協定案条項の数字をわが側協定案第 1 案のト案に符合するように修正し、これを日本側に提示しようと請訓します。

2. 前記 1 のように修正されたわが側「合意議事録案」は、次のパウチ便で送付します。

P196 駐日代表部

駐日政 722-86 1965.3.10.

受信 : 外務部長官

題目 : 合意議事録及び日本側案送付

連 : JAW-03160

連号電文で請訓した法的地位「合意議事録」及び第 17 次法的地位委員会で日本側が提出した退去強制事由に関する文書㊟を別添のように送付します。

別添 : 1. 合意議事録 1 部

2. 日本側案 1 部 (㊟第 17 次会議録に綴る)

駐日大使 金東祚

P197 合意議事録(案)

1965.3.

1.(継続居住の定義) 協定第 1 条の「日本国に継続して居住する者」というのは「日本国に生活の根拠を持っている者」を意味する。

2.(永住申請者の国籍証明) 協定第 2 条の規定により永住申請書を提出した者の内、その国籍がはっきりしない者に限って大韓民国政府はその国籍が証明されるように協調する。

3.(退去強制においての人道的措置) 日本国政府は協定第 3 条第 1 項に規定された事由に該当する者という理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成を勘案して人道的考慮をする。

4.(戦後入国者の処遇)

(1)太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可を得ている者の内、日本国に相当な期間居住した者に対しては、日本国内法による永住を許可することにする。

(2)(1)に規定された者の内、日本国での居住期間が相当な期間に達しない者に対しては、今後も在留できる資格を継続認定することとする。

⑶ 太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可は得ていないが、本協定発効日まで 2 年以上居住した者に対しては、その居住実績を参酌して在留を許可するようにする。

5.(離散家族の再会) 日本国政府は本協定第 1 条に規定された永住権者の直系卑属、または配偶者として日本国外に居住する者に対しては、日本国での居住を許可することとする。

P199 17. 17 次 1965.3.8

P200　　　　　　　　　　駐日代表部

駐日政　722-89　　　　　　　　　　　　　　　1965.3.11.

受信 ： 外務部長官

題目 ： 第７次全面会談　法的地位委員会　第 17 次　会議録

1965.3.8.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 ： 同会議録　2 部　　終り。

駐日大使　　金東祚

P201　　　　　　　　第７次韓日全面会談　法的地位委員会

第 17 次会議　会議録

1.日時 ：　1965.3.8. 14:30-17:40

2.場所 ：　　霞友会館

3.出席者:

韓国側　　方　熙　代表

李坰浩　代表

呉在熙　条約課長

権泰雄　専門委員

安世勲　　補佐

日本側　　八木正男　入管局長

新谷 正夫　民事局長

家弓吉巳　民事局第五課長

菅沼　入管局総務課長

佐伯　　法規課事務官

鶴田剛　　北東ア課事務官

4.討議内容

新谷 ： わが案の一部を提出する。(退去強制事由 1 項、諸項に関する日本側案を提出した。)

李代表 ： 退去強制事由第 1 項と第 4 項ではないのか。

佐伯 ： そうだ。残る第 2 及び第 3 項に対しては、次にわが案を提出する時、出すだろう。条文作成段階に行っては、現在の項目の順序が変わるだろうと信じる。

李代表 :日本側案第 4 項目末尾の「・・・その他の者」の「その他」は何を意味するのか。

佐伯 ： 「その他」とは国交の罪を犯した以外の者を言うためのものだ。

李代表 ： 退去強制事由第 4 項目においては、前段の国交の罪に該当しようが、後段の部分に該当しようが、そのどのひとつの場合に当然退去強制できるものなのに、「その他」という言葉をわざわざ付けて、他のことを意味するような印象を見せる必要があるのか。「その他」を削除しなければならない。

佐伯 ： しかし前段の国交に関する罪と区別するために、「その他」というのを付けた方が確実になる。韓国側が本当にそう見るならば、もう一度再検討して見る。

李代表 :また第４項目中間に「外国の元首、外交使節または公館・・・」の「公館」は、当初論議する時は「外国元首、外交使節またはその公館・・・」と話されたのに、「その」が抜けたのはどういうことか。

佐伯 ： そうか。

呉課長 ： 今まで論議したところでは、「公館」を外交上の意味から見ていた。日本側でどう解

釈するか分からない。公館の概念は解釈によって変わるかも知れないので、明確にしておかなければならないだろう。

佐伯：「公館」とは一般国際法上、外交使節の公館を意味し、大使館、公使館、領事館と通商代表部を言う。

李代表：外交使節なら公館長を意味するので、「その公館」なら大使館または公使館を意味するだろうし、その反面ただ「公館」なら領事館も含まれるだろう。しかし前回合意時には「その公館」と合意しておいて、今になってただ「公館」とすることになれば、話が違うではないか。

鶴田：これに対してはまだ具体的に議論をできなかった。

佐伯：われわれとしてはこれは新しい事実と見て、帰って議論して次に回答する。回答自体では表現がもう少し変わるかも知れない。

李代表 :日本側案第 1 項、第 4 項に全て「日本国の刑法が改正される場合には、その改正後の法律による」と括弧の中で規定しているが、もしも刑法が改正されて国交の罪に「外交上の重大な利益を阻害する」と認められる後段の犯罪行為、即ち、外国元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為が含まれるなら、外交使節の公館に対する単純な窃盗等も含まれる怖れがあり、同時に現在までわれわれが現在まで論議したことが死文化するではないか。だから括弧の中に規定したものは当然削除したなければならないと思う。

佐伯：これも再び検討してみる。

李代表：この問題に対しては当初われわれとしては General Clause と反対していて、国交の罪だけを含むと論議して来たが、外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為に対して日本側が、「外交上の重大な利益を阻害」することに限定することで同意することで互いに合意ができたのに、「刑法が改正されたら、その時の法律による」という日本側の主張通りにするならば、その前提条件が相異することになる。だから現行法による国交の罪を意味したり、または刑法が改正されたら再協議するようにとよう。

佐伯：条約文に英文で書く関係で、そう表現してみた。韓国側が以上言った 3 つは帰って議論して、次に回答する。

方代表：以上言った 3 つに対して、日本側はいつ頃回答できるのか。そして協定前文に対しても、何時までに回答できるのか。

佐伯: 明日一日はかかるだろう、そして協定前文は韓国側案通りにするのは困難で、われわれとして案を提出する。そして協定前文の「時点」に対しても、太平洋戦争の戦闘終結の日にするのは困難で、今の状態では 1945.9.2.にすることを固守する。

李代表：太平洋戦争の戦闘が終結した日というのが良くないか。

佐伯：色々と解釈できる。日本の終戦からの立法体制上から見て 1945.9.2.と決めるのが不可避で、また日本にいる韓人の法的地位処理という面からも妥当だと思う。

李代表 :ひとつの妥協策として協定本文には「時点」を「太平洋戦争の戦闘終結の日」と表示し、付属文書で日本側は 1945.9.2.と、わが側は 1945.8.15.と諒解すると各各規定するのはどうだろうか。

佐伯: 一度内部的に論議してみる。しかし 1945.8.15.は不合理だと思う。

新谷：日本が協定を施行する時に、太平洋戦争の戦闘終結の日を 1945.9.2.に見るとしても、韓国側がその日を 1945.8.15.にしてくれと要求して来るのではないではないか。

李代表 :そうだ。

新谷：それなら合意議事録に、日本国内の手続き上では 1945.9.2.に基準を置いて永住権を上げるということを、韓国政府は諒解するという意味で規定したら良いと信じる。

佐伯：とにかくわれわれは一度検討してみる。

方代表：厚生省との話はどう進展したのか。
鶴田：事務的に折衝をしているが、まだ結論が出ていない。もっと上部と議論しようと思う。しかし困難な点が多くあり、特に医療問題において赤字が多いために国民健康保険、国民年金等においては、在日韓人が加入金すら出していないのだから困難だというものだ。その上に市町村で規定するので難色を見せていて、もっと折衝しなくてはならない。
方代表 :どれ位もっとかかるのか、文部省とも議論できたのか。
鶴田：もっとかかりそうだ。それで処遇問題は今日話さない。
八木：韓国が案を出したのだから、われわれも案を提出するようにしよう。
佐伯：準備する。
八木：永住権の付与範囲に対して、協定発効後 5 年までと一応合意したのは、従来内部的に合意できたのではなく、前任小川局長が単独で出したものであり、理論上の根拠が薄弱なので、必ずこれに従わなければならないか疑問だ。こちらの法務次官も、協定発効後 5 年までに出生した者に永住権を上げる問題は、知らないと言うのに。
李代表： それは長期間協議した結果なったものだった。当初日本側は平和条約時まで出生した者に、わが側は本協定発効後 20 年までに出生した者に永住権を付与するように各各主張したのだが、日本側が協定発効時まで譲歩し、両側の主張が接近して来ていた。ところで、わが側が協定発効時まで出生した者に適用すれば、永住権申請を 3 年だけにすると仮定する時に、その間に出生する者は一緒に申請できるようにしなければならないのではないか。と主張するに至り、日本側の主張線平和条約時と、われわれの主張線協定発効後 20 年の中間地点が大体協定発効後 5 年になり、この線で合意したものであり、日本側が昨年 3 月に修正案を提出した時にも合意したままだったのに、こんなに明白な交渉過程と、これに沿った日本側の提案内容を日本の法務次官が知らないと言うのは理解できない。
佐伯：それはひとつの討議資料だった。
李代表 :それはどこまでもその時まで合意したものだが、討議資料だと固執するなら変更できると言うのか。
佐伯：前回の韓国側案では、永住権を代代に付与しろというのではなかったか。
李代表 :そうだ。協定発効後 5 年までに出生した者には、退去強制と処遇の内容が優待されたことを前提に、永住権を付与することで合意したのであり、それ以後の者に対しては、日本側は子息の代まで永住権を付与しようというもので、われわれは子子孫孫に永住権を付与するが、成年に達するまでは父母と同一に待遇せよというものだったし、成年になった以後の問題に対しては、新しい案では協定発効後 25 年、即ち協定発効後 5 年になる翌日から生まれる子が成年に達する前に、両国政府が協議しようというものだった。だからこれは永住権者の範囲に対する両側の合意を無視した提案ではなく、合意を前提に未解決点に関するわが側主張を押しだした提案だから、日本側がこのような経緯に照らして誤解しないよう望む。
佐伯：両側が互いに合意はできたと言うが、その立脚していた前提が相異していた。
八木：6 次会談で合意したとしても、7 次会談では再出発して、これを無視して新しく話できるので、6 次会談当時の合意に拘束されることなく、協定発効後 5 年までに出生した子に永住権を与えない新しい案をだすこともできるのである。
李代表 :それならば 7 次会談で合意したのは退去強制事由だけなのに、話にならない。
八木：6 次会談末期に小川局長が韓国側案に対して相当激憤したと聞いた。昨年 3 月まで論議して合意したものを持って出発することにしたのに、韓国が昨年 4 月に出した案を見ると後退したものだと聞いていた。
李代表 :それはあの時まで話された内、わが案から退去強制事由の内、騒擾罪が削除され、7

年を超過する刑を 10 年に、そして協定発効後 5 年以後に出生する子に対して、その父母、即ち協定永住権者の退去強制に準じる退去強制事由を付与せよという 3 つの点にあった。しかしわれわれが 7 次会談を始めながら、われわれのこれまでの主張点を撤回し誠意を見せて来たのに、これまで話できたものを白紙化しようというのは全く理屈に合わない。

方代表 :本人が本委員会の首席代表に就任して以来、小川局長が激憤した以上 3 つの点に対して、充分にわれわれとして誠意を見せ新しく出発したではないか。

鶴田 : 子子孫孫に永住権を付与しろというのは明確に韓国側案が後退したことを意味する。

李代表 :くり返しその経緯を説明するが、永住権の付与範囲を協定発効後 5 年までで一応合意したが、われわれが子孫問題を引き出すと日本側は子息にだけ付与しようと言うので、われわれがそうなると孫は法的地位が不安定なので、日本政府が彼らを退去させる目的でなければ、孫やその子孫にまで永住権を与えるように主張したし、日本側も理解を持ってこれを論議してみるとして、協定発効後 5 年になる翌日から出生した子に対する問題は、一応その論議をしたが、両側の合意ができなかったのに過ぎないのに、これに対して韓国側が合意を無視した、後退をしたかのように言えば困難だ。また今回椎名外相訪韓時、金大使が子子孫孫に永住権をあげることを主張し、永住権をあげるが彼らに対する退去強制と処遇は「協定後の両国政府合意」に回すことにしたのに対して、日本外相と後宮局長も賛成したと言うので、われわれの案を正式に出す前にわれわれとしては首席代表間会合で、また本委員会で話を先にして、その次に案を出したのではなかったか。

八木 : われわれとしては韓国側が強硬な案を提出するに至り、協定発効後 5 年までに出生した子に永住権をあげるように合意したのも、わが案から削除することを考慮するか、とまで思った。今日の朝権団長が本人を訪ねて来て話すには、協定ができたら日本はわれわれをあらゆる手段で退去強制するだろうと言うので、本人は協定発効後 5 年までに出生した子は問題がなく、それ以後に出生した子でも成年までは父母と同一な待遇を受けるから、協定発効後 5 年になった翌日から生まれた子で、一番早く成年になるのは 1990 年になると仮定できる。その時になれば国際情勢も多く変わるだろうし、父母の方も子息が成人になり、独自に判断して自分の進む道を選ぶようにすれば良いではないかと答えてあげたし、在日韓人が全て追い出されるものと考えているが、そうではないと言った。またさっき本人が 6 次会談と 7 次は関係がないから、6 次会談で合意したものも 7 次会談では白紙化できると言ったのは、その真意は韓国側が強硬な案を押しだしたので、われわれも交渉技術上そういう方向で案をだそうとしただけだ。

李代表 :事実は前回われわれが案を二個作成した。ひとつは従来まで合意したり話された線から若干修正したものであり、子孫に永住権を与えるが退去強制と処遇も協定発効後**(時?)**に再協議しようというものだったし、他のひとつは日本外相訪韓後金大使が日本外相と日本アジア州局長と議論したことがあり、新しい案を作成しろと言うので同一な内容を新しい体制に変更した新しい案を作成したものだが、前回会議で提出したのは後者のものだった。

鶴田 : 前回首席代表間会合で話した時には、金大使が永住権に対して言及するに至り、日本側で一度検討してみると言っただけだ。

李代表 :それなら今日にでも行って、金大使の話を上部で議論して確認してみればよいではないか。

呉課長 : ソウルの会談では、永住権は代代に付与するが、退去強制と処遇は一般外国人より有利にしてくれと話ができた。

方代表 :われわれが昨年 4 月に 1 次案を提出して、その後われわれが 7 次会談で誠意を見せたし、今回首席代表間会合で一度打診したし、本委員会で一度説明があった後、提出したものであることをくり返し強調する。

八木 ： われわれとしては今までの討議経緯を知らずに誤解した。
李代表 :韓国側としては既に協定発効後 5 年までは合意したし、それ以後の子孫に対することは継続論議しようという前提で、前回案を提出したものであることを知ってくれ。
佐伯 ： われわれとしては協定発効後 5 年までの合意において、条件を付けて合意したものと聞いている。
李代表 :もう少し具体的に話せば、協定発効後 5 年までは合意できたし、5 年以後に対しては合意できたのではなく、継続合意**(協議?)**が残されているのである。
鶴田 ： 処遇においても 6 次会談で折衝して、生活保護だけをすることで両側が合意し、残りの社会保障問題は論議しないことで合意したことを知っているのか。
李代表 :処遇においてわれわれが「生活保護」だけを提案したというのは今初めて聞く。
佐伯 ： できるだけ互いに文書を交換して論議しないと、後に問題になる。われわれとしては今から討議の基礎になる案を提出する。
呉課長 ： 金大使の構想は会談を速く妥結するための妥結策として提案されたものだった。
李代表 :われわれは子孫の永住権の付与範囲が合意すれば、その他の問題も速く解決できるだろうと思う。今週首席代表間会合で金大使提案を日本側は確認検討してみなければならないだろう。
方代表 :この次の会議の時は案を提出するのか。
佐伯 ： 一週間はかかるだろう。
方代表 :それなら今日の会議の劈頭で話した、退去強制事由第 4 項と時点の話は結論を話してくれるのか。
佐伯 ： 早ければ明後日頃結論が出るだろう。
八木 ： 時間が多くかかるので処遇の内、社会保障は生活保護、教育は義務教育程度にまず置いて、他の問題を論議しながら会議を進行して行こう。
方代表 :次の会議は 10 日(水)10:30 に決め、内部準備関係で駄目なら連絡して 11 日(木)10:30 にするようにしよう。
八木 ： よい。
鶴田 ： 新聞発表は。
李代表 ： 子孫に対する永住権の付与範囲に対して相互論議を交換したとしよう。
菅沼 ： よい。

P212　　18.　18 次 1965.3.10

P213　　駐日代表部

駐日政　722-91　　1965.3.13.

受信 ： 外務部長官

題目 ： 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 18 次　会議録

1965.3.10.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 ： 同会議録　2 部　終り。

駐日大使　　金東祚

P214　　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会

第 18 次会議　会議録

1.日時 :　 1965.3.10. 10:30-12:00
2.場所 :　　霞友会館
3.出席者:

韓国側　方　熙　代表
　　　　李坰浩　代表
　　　　呉在熙　条約課長
　　　　権泰雄　専門委員
　　　　安世勲　補佐
日本側　八木正男　入管局長
　　　　新谷 正夫　民事局長
　　　　家弓吉巳　民事局第五課長
　　　　菅沼　入管局総務課長
　　　　池上努　入管局参事官
　　　　佐伯　法規課事務官
　　　　鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : それでは今日は何から始めるのか?

佐伯 : 前回の会議でわれわれが提出した案に関連して、「外交使節の公館」の定義に対しては、「外交関係に関するウィーン条約」にその定義が「所有者が誰かを問わず、使節団のために使用される建物、またはその一部、またはこれに付属する土地(使節団の長の住居である建物、所在を含む)言う」となっているので、外交使節団の公館を意味する内容として付属文書で規定したらどうか?と思う。

呉課長 : ひとつ質問するが、日本も同条約を批准し、批准書を寄託したのか?

佐伯 :1964.6 月に批准し、批准書を寄託した。

呉課長 : われわれは署名だけして、まだ批准しないでいる。

佐伯 : 同条約の規定に依拠解釈する時には、大使館または公使館だけを意味し、領事館や通商代表部は含まれないということになる。

李代表 :日本側が「公館」を「外交使節」の公館に修正し、大使館または公使館と、大使または公使の邸宅だけを意味し、領事館や通商代表部を意味しないなら、われわれも大体よいものと見る。

佐伯 : そして既に提出した案の内、括弧の中に規定された「刑法が改正された時･･･」に対しては、われわれとしては当然だと見る。第 4 項目の「その他の者」表現は協定文を英文で表現する関係上そうなったものだ。

李代表 : 英文で表現するために第 4 項目の「その他の者」と仕方なくするというのは不合理だ。現在、韓国語、日本語で各各表現しているので、まずは韓国語と日本語で正確に表現するべきではないか?また日本側の第 1、4 項目の括弧の中にある「日本国の刑法が改正された場合には、その改正された法律の規定に依る」という語句を削除できないと固執するならば、われわれとしては「本協定発効当時の日本国刑法に規定された国交に関する罪」と確実にするのが良いと思う。

佐伯 : 実際に刑法が改正されたら、それに依拠するのは当然なことだ。

李代表 :われわれが退去強制事由第 4 項目に合意したのは、現在の日本国の刑法の規定に立脚して合意したのである。したがって刑法が改正されれば条約の内容も実質的に変わるのだから、日本の刑法が改正されたら両側が再び協議したり、または改正前の法規を基準にして条約を解釈しなければならないのではないか?日本側が強いて字句表現に固執するなら、条文作成においてわれわれの主張通りに表現しようと言うのだ。

八木 ： 今後刑法が改正されたら大体どういうことを想像するものか?
李代表 :現在退去強制事由第４項目の内、後段の「外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為」は国交の罪が改正されれば、これを含まれることもあるが、そうなるとその犯罪行為に対して「日本国の重大な外交上の利益が阻害」されたのか?の余否を質す必要がなくなる。そうなると現在までわれわれが互いに真摯に論議した、全てのことが死文化するからだ。
新谷 ： 今、日本の刑法を改正しようとしている。
八木 ： 現在、条約締結後にその内容に含まれる国内法が改正されたら、その新旧法の適用関係はどうか?
佐伯 ： 国内法が改正されたら新らしいものに従うようになっている。ましてやこの問題は在日韓人の問題ではないか?
呉課長 ： それは条約締結当時、締約国の内ある一国に任せ場合にそうなるがろうが、一般的にそうではない。
李代表 :原則論から見ても日本側主張に従えないし、また現実的に見ても今後日本の刑法が改正されるのはあり得ることなのに、今までこの問題だけでも前段に国交の罪と、後段に「外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為」となっているのが、国交の罪が改正され、後段のものが全部国交の罪に含まれることも予想できる。それならば長期間論議して来たことの意義がなくなってしまうので、協定が改正されたらその時になって再協議をするようにしなければならない。われわれがこれまで論議したのは、現行の日本国刑法に立脚しているのではないのか?
佐伯 ： しかし日本は法令が改正されたら、それに依拠するのが原則だ。
八木 ： 従来は将来法が改正される問題に対して論議しなかったのか?
鶴田 ： 論議して合意したことはないが、われわれは韓国側がこの点に関して別に異議がないと思っていた。
李代表 :従来相互論議した時は、将来法が改正されるとう問題は考慮しなかった。われわれが論議する根拠は、どこまでも現行法令だ。麻薬犯だけでも、従来韓国側が麻薬類取締に関する法律に違反し、2 年以上の刑に処せられた者と主張していて、その後に刑法の麻薬犯の刑量が加重され、2 年以上を 3 年以上に修正して合意したことがある。
八木 ： しかし今後刑法が改正云々することを協定文に規定するならば、協定後刑法が改正され皆追い出されると言って、韓日会談を悪宣伝する側に悪用される怖れはあると思う。
李代表 :そういう怖れは充分にある。われわれが協定が締結する前に、論議途上で日本刑法が改正されたらそれに依拠するのか、一旦協定が締結した後に刑法が改正された時、それに依拠するというのは理屈に合わない。
家弓 ： 韓国側の主張は、協定後刑法が改正されたら再協議する用意はあるということか?
李代表 :用意はある。
佐伯 ： 退去強制に対しては、両側が立脚した前提が全く相違している。
李代表 :現行法律を基準に協定文を作成しようと論議して来たのに、日本の国内法が改正されたらこれに依拠しなければならないなら、条約の実質的内容が変わるので、その時になって事実の変更に沿った再協議があるべきで、協議ない内容の実質的変更があり得るのか?
佐伯 ： 協定文句の中に特別な規定がない限り、問題になった当時の法律を適用しなければならないだろう。
呉課長 ： われわれは正反対だ。協定に今後改正法律に依拠すると明記する前には、発効時の法律に依拠するというのが原則だ。
池上 ： 退去強制を論議した当時、例えば外患、内乱罪を話した時は、その罪名という点で話をしただろう?その刑量に照らして考えたのではないではないか?
李代表 :違う。刑量をある程度考慮しながら話したものだ。例えば退去強制事由の麻薬犯に対

して、営利を目的とする場合 3 年で合意して協定に規定したのに、法律が改正され最低刑が 5 年になったなら、協定で 3 年と合意したのは無意味になるではないか?だから罪名と同時に刑量も考慮しながら討議して来たのだ。
佐伯 : 結局話してみても互いに立脚している前提が相異なので、これからこの問題を論議して明白にしておかなければならないだろう。
李代表 :われわれとしては協定に規定されたものだけを持って施行し、情勢が変わったらその時になって相互協議しなければならないと思う。日本側が提出した退去強制事由第 1、4 項目の括弧の中に「刑法が改正・・」云々と規定したものは削除しなければならないし、もしも日本側がこれを削除しない場合、われわれは合意できない。逆にこれを削除して、「協定発効当時の日本国の刑法に規定された」と規定しなければならない。
八木 : 互いに立場が違うので、相互協議してみよう。そして従来にこういうことが条約としてあるのか?例を挙げられるか?
池上 : 条約の中の「日本国の法令に・・」依拠しなければならないというのは、改正された後の日本国の法律に依拠するということか。
李代表 :その場合には条約発効当時の法律に依拠するという意味だ。
八木 : この論理に対する論争は重要なことなので、良く論議されることを望む。
李代表 :われわれもこの点は明確にして置こうと思う。日本側が主張を固執するなら、今まで話したことを全て白紙化することになる。日本国が締結した他の国との条約は、われわれとは関係がない。過去や将来が問題ではなく、現在の在日韓人の法的地位が討議の基準にならなければならず、将来になって事情が変われば、条約を改正するのではないか?
呉課長 : 私の私見から見た時には、本質的なことが問題になるなら知らず、論争する必要がないと思う。
李代表 :私の個人的な考えでは日本側が案にこういうことを明記しなければ、逆に順胆に合意できることなのに、こういうことを規定することで逆に会議の進展や雰囲気を悪化させたと思う。
家弓 : われわれとしては当然だと思ったので明記した。
八木 : それなら協定本文に規定するのは止めて、われわれがもしもこの問題に関して合意したものを規定するとしても、合意議事録程度に規定することだと思う。この程度で今日は終わろう。
池上 : よい。次の会議は?
李代表 :12 日(金)14:30 に決め、内部準備ができなければまた連絡しよう。
池上 : よい。

P219　　19.　19 次 1965.3.15

P220　　駐日代表部

駐日政　722-95　　1965.3.17.
受信 : 外務部長官
題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 19 次　会議録

1965.3.15.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。
別添 : 同会議録　2 部　終り。
駐日大使　金東祚

P221　　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会

第 19 次会議　会議録

1.日時 :　 1965.3.15. 14:30-15:00
2.場所 :　　 霞友会館
3.出席者:

韓国側　方 熙　代表
　　　　李埛浩 代表
　　　　呉在熙 条約課長
　　　　権泰雄　専門委員
　　　　安世勲　 補佐
日本側　八木正男 入管局長
　　　　新谷 正夫 民事局長
　　　　家弓吉巳 民事局第五課長
　　　　池上努 入管局参事官
　　　　鶴田剛　 北東ア課事務官

4.討議内容
方代表 : 前回日本側が準備して出すことにした案は今日出すことにするのか?
八木 : 外務省では案をじゅんびしたが法務省がまだ検討できず、今日は提出できない。明日中に検討を完了して 17 日(水)会議時に提出しようと思う。
鶴田 : 前回の会議で言った、第 6 次会談予備折衝で両側が確認した合意点、及び未合意点に関する文書はこれだ。
(一度上記文書を提示して読んでみた)
李代表 :読んでみると、処遇においては「生活保護」だけを韓国側が主張したのではなく、その時までに一応「生活保護」に対して原則的に合意したもので、他のことを主張しなかったという意味には解釈できない。
鶴田 : しかしその当時としてはそれだけを主張したことを意味し、各委員会別に合意、未合意点を確認したものだった。
李代表 :当時のわが代表団や外務部としては、そんな記憶がないと言う。私がその文書を見ても、「生活保護」以外の社会保障に関する主張をしないという意味には見えない。
八木 : 処遇に関することも案に含まれるのか?
池上 : 厚生省では処遇に関して官房長室で総合的に調整して回答することにしたから、今週中には何か反応があるだろうと思う。
方代表 :それなら 17 日提出する案には、処遇に関することが含まれないのか?
鶴田 : 今まで論議した程度でも入れなければならない。英文でできた案も準備中にある。
八木 : われわれが内部的な準備状況を見て、17 日の午前になるか午後になるか連絡する。法的地位に対する韓国の国内の反響はどうか?
権委員 : 国内では別に反響はない。こちら民団では相当に注視している。
八木 :今日はこの程度で終わろう。
鶴田 : 新聞発表は?
方代表 :前回の会議に続いて「永住権の範囲」に対して論議したとしよう。
池上 : よい。 終り

P224　　　　20. 20 次 1965.3.17

P225　　　　　　　　　　駐日代表部

駐日政　722-100　　　　　　　　　　　　　　　1965.3.20.

受信 : 外務部長官

題目 : 第７次全面会談　法的地位委員会　第 20 次　会議録

1965.3.17.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録　2 部　　終り。

駐日大使　　金東祚

P226　　　　　　　第７次韓日全面会談　法的地位委員会

第 20 次会議　会議録

1.日時 :　1965.3.17. 14:30-17:00

2.場所 :　　霞友会館

3.出席者:

韓国側　方　熙　代表

李坰浩　代表

権泰雄　専門委員

安世勲　補佐

日本側　八木正男　入管局長

新谷　正夫　民事局長

松永　外務省条約課長

家弓吉巳　民事局第五課長

池上努　入管局参事官

谷口禛一　条約課事務官

鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : 今日は約束した通りにわが案を提出するが、条約課長が案に対して説明する。少しわが案が堅苦しいところもあることを先に言う。

方代表 : もう都内の各新聞に報道されて見当はつけている。

松永 : 案に対して説明するが、問題の内容よりはわが案の全趣旨に対して簡略に説明をする。併せてわが案が遅く準備されたことに対して申し訳なく思う。長期間慎重に検討していて遅れた。内容はどこまでも、今まで討議したものを基礎にした。国際通年上自国に滞留する外国人に対する待遇は、どこまでも国内管轄権に属する。外交官に対する特権免除と、条約によって外国軍が駐屯するのに随伴する特権免除の付与は、これに対する例外だと言える。

このような点に照らして在日韓人の問題も、どこまでも日本国の管轄権に属するものであり、上記の例外ではない。しかし周知のように在日韓人の歴史的特殊性に照らして、韓日国交正常化のための韓日会談でこの問題が論議され、両国が協定を結んで在日韓人に特殊な地位を付与するようになり論議中にある。即ち、わが政府としては在日韓人に特殊な地位を付与することを将来において約束することになるのである。このような観点からこれまで相互論議した線で案を作成したが、このような考慮からその表現を直した所もある。

表題を英文解釈関係その他色々な面から考慮し、法的地位というのは表現が可笑しく、「待遇」と表現して、韓国政府に対して在日韓人を特殊に待遇するという点で取扱ってみようとする。

(以下、全文、第 1 条以下本文と合意議事録、日本側書簡及び韓国側書簡を朗読説明した)

八木 : 15 日(月)に一度わが案を見た時はとても簡単なようだったが、今見ると日本側がこれまで本委員会で論議した全てのことを網羅したものだ。

方代表 : 過般首席代表間会合で、李長官来日時に法的地位に関する協定を仮調印しようという話が出た時、永住権の付与において「子子孫孫」に与えなければならないというわれわれの主張に対し、高位層間の折衝に任せて、その他の問題は本委員会で論議し、可能な限り接近させるように話があったので、今後問題を合意して狭める方向で進展させよう。

松永 : 今般のわが案では、過般二度にかけて提出した案から多く訂正された部分がある。まず退去強制事由第 1、第 2 項目において、われわれが従来「日本の刑法が改正される場合には、改正法律に依拠する」というのに対して相互間異論があったので、今回の案ではこれを取り、また「その他の者」を「刑に処せられた者」と修正した。

李代表 :日本側案に対するわれわれの全体的意見は次の会議で言うことにして、今日はまずわれわれが疑問に思う幾つかの点に対して問う。

第一、協定の表題が 3 度の案、提出の度に変わったのだが、1 次案では「・・・特定な大韓民国国民の法的地位に関する・・・」に、2 次案では「・・・・・・特定な大韓民国国民の法律上の地位に関する・・・」、今回の案では「・・・大韓民国国民の待遇に関する・・・」となっていて、日本側案の表題に表示された「法的地位」と「法律上の地位」と「待遇」の三つの語句の意味の差異が何なのか説明して欲しい。

松永 : 協定で規定される内容に沿って変わるものである。過般提出したものは討議資料でだったということを念頭に置いて欲しい。われわれとしては法的地位や法律上の地位という概念が不明瞭で、日本政府が付与する待遇なので、「・・・大韓民国国民の待遇に関する」というのがより明確な概念に見えたので、このように表現した。

李代表 :協定で規定されて与えられる待遇」なら、即ち「両国の規定によって付与される法的地位」でなくて何なのか?

松永 : われわれは協定がなくても与えられる待遇だと見て、特にこれは日本政府が日本にいる韓国人の取扱い問題だという観点から見たので待遇と表現したのだが、勿論内容的には法的地位だ。

李代表 : 日本政府が日本にいる韓人を独自に取扱う問題ではなく、二国家間の条約によって在日韓人の地位を法的に決める待遇なので、法的地位ではないか?だから 3 個の案の前文の中に異なって表現されたように、実質的にその表現の内容に差異もあると思う。そして「特定な」と言うと制限的だという、韓国側の主張に沿って「一定な」と表現したのか?

松永 : そうだ。

李代表 :今回の案の前文の中に「第 3 国の国民」というのは、前回の案の前文に「その他外国人」としたのと、どんな点で違うのか?

松永 : われわれは第 3 国国民と言わないと、日本国と韓国を除く外国人が明確になると見たからだ。

李代表 :英文で表現するとどうなるのか?

松永 : The Third Party となるだろう。

李代表 :第 1 条 1 項に「申請をした時は日本国に永住することが許可される」という表現は、「申請をすれば当然許可される」という意味か?

松永 : 当然に許可されるという意味だ。

李代表 : 第 1 条 3 項の「協定発効後 5 年になる翌日から出生する者」に対する規定が、昨年 3 月案の第 4 条 1 項と比較した時違う。ところで「30 日以内に申請をした時には日本国での在留が許可される」というのは余りに無理な規定ではないか?

松永 : 昨年の 3 月案と今回の案の内容は同じだ。ただ申請期間が短いというのは考慮できる。

池上：申請をしなければならないというのは当然な話だ。外国人に対する在留許可は日本付与する資格なので、申請をしなければならないのでは?
八木：韓国側としてこれに対する他の意見があるのか?
李代表:申請期間も勿論短い。色々事情があるではないか?旅行その他色々な事情で申請が遅延する可能性も多いのに、30 日以内に申請をできなければ、未成年時に父母と同じ永住もできないというのは過酷だ。
松永：協定第 1 条 2 項と同条 3 項も、皆申請期間を 30 日に全く同じに規定されている。
李代表：第 1 条 1 項の申請期間は 5 年ではないか。
松永：第 1 条 1 項の申請期間を 5 年にしたのは一般的なもので、第 2 項、第 3 項は特定的なものなので比較できない。現在在日韓人の子孫が毎年 1 万名出生していると知っているが、出生申告も出生後 30 日以前にするようになり、良く施行している。
李代表:出生申告をしなければどうなるのか?
池上：退去強制されるだろう。しかしまだ人道的考慮をしてしなかった。
李代表:それなら最初から永住申請期間を長くするのがよいではないか。次に第 3 条 1 項(b)の「外交使節団の公館」という概念と、「外交使節の公館」とは、その概念の差異はどんな点にあるのか?
松永：施設は個人を意味し、使節団は集団を意味する。これはウィーン条約の定義を引用したものだ。
李代表：外交使節の公館と限定したらどうだろう。そしてここに領事館を含めなければならないのでは?確実に表現するのが良いと思う。
松永：領事館を含まない。外交使節の公館も外交使節団の公館も、同じ意味だ。
池上：確実に表現しようとしてウィーン条約の定義を引用したのではないか?
李代表：「外交使節の公館」と「外交使節団の公館」の概念が同じなら、「外交使節の公館」と表現しよう。ウィーン条約の定義もよいが、われわれが相互議論して定義を規定すれば良いのではないか?
松永：そうだ。韓国側の趣旨が、外交使節団の長である公館長の公館とその邸宅という意味で規定しようというのなら、一度われわれも検討してみる。
李代表:次に第 1 条 1 項(C)において麻薬犯に対して、前段の「3 年以上」には執行猶予云々規定し、後段の常習犯に対しては規定していないが、われわれは会議の討議経過から見て、後段にも執行猶予に対して規定しなければならないと思う。
池上：後段は常習犯を意味し、執行猶予を規定することと話ができた記憶はない。
李代表:われわれは麻薬犯全体に対して、執行猶予を規定することにしたことと確信している。日本側がこの問題を上記のように不明確に考えるなら、明確に規定するようにする。次に第 3 条の「妥当な考慮」をするという意味がはっきりしないが、これを英語でどう表現するのか?
松永：Due Consideration になるだろう。
李代表：Due Process なら法で定める手続きという意味だが、Due Consideration とするなら日本の法令に定める考慮をするという意味なのか ?はっきりしない。
池上：日本の法令で定めるところに従って考慮するという意味だ。前にはわが案の付属文書に規定するものを、今回の案では協定第 3 条に原則だけでも規定したものだ。
李代表：本文にそんな規定をするには、もっと確実に規定しておくことがよいのではないか?今後この点をもっと論議してみることを提議する。そして第 4 条は当然な話ではないか?特別法である韓日協定に規定がないものを、一般法である日本入管令が適用されるのは当然なのに、何のためにこんな規定をしなくてはならないか判らない。第 4 上のような漠然

とした規定を置いて、誤解をもたらす事例があってはならない。例えば永住許可を協定に依拠､付与されても別に在留許可を受けなければならないのか､と疑う人が多いだろうに、必要ない規定を置くのは止めよう。この点に関連してひとつ聞きたいが、在日韓人で永住許可を受けた者が外国に留学した場合、そのような留学生には再入国期間をどの程度許可するのか?

池上： 最高 1 年だ。

李代表： それでは永住権を付与されたのが無意味ではないか?留学を終えて帰って来て安定して暮らせるようにしなくてはならないのでは。

池上： そんな留学するだけの能力のある人ならば、日本でなくて他の国に行って暮らしても良いだろう。

方代表 :韓国人を戦争前、倭政時代には日本の学校に入れさせなくしたのに、今度は韓国の学校や外国の学校に入れさせないのだから笑い話だ。

李代表 :日本の入管令の根本趣旨として再入国期間に対して制限するのはわかるが、これを一律的に永住許可を貰った者にまで同一に適用するのは不合理なので、この点に関する特別な規定を付属文書に置かなければならない。

次に合意議事録の第 1 条に依拠、永住権の申請時、韓国国籍を保有した証明文書を提出する問題は必要ない。大韓民国国民だから申請するのではないか?昨年 3 月案と違うではないか?前の法案ではどこまでも選択的だったのに､この法案は証明書提出が原則になっているので困難だ。

池上：しかし両者間に差異はない。

李代表 :前回まで話されたのは、1,000 名であれ申請者を総括的にして、代表部に国籍証明を要請して来れば、わが政府が協調するようにしたものだから、表現を変えるようにしよう。個別的申請をするのが困難で事務分量が多いので、総括的申請を原則にするように規定しよう。次の検討時にもっと話ししよう。

李代表 :日本側書簡第 1 には公立の小学校または中学校入学に対して規定したが、高等学校と大学に対しては認めないという趣旨か?

池上：現在、義務教育が中学までなのでこのように規定をしたものであり、高校以上の進学を差別するという趣旨ではない。

李代表 :そういうことなら高校以上の進学において、差別待遇をしないと規定すれば良いではないか?

八木：一度その表現を考えてみる。

李代表 :以上が今日提示してくれた日本側案の疑義に対して、われわれが疑問に思ったことだ。全体的に見た時､日本案と韓国案の内容の差異を調整する問題は､次から検討して行こう。

松永：よい。

八木：韓国側の意見を次の会議時に言うのか?

李代表 :そうだ。われわれの立場は去る 3 月 4 日に提出したわれわれの最終案に皆含まれているので、それを見ても良いのではないか? 協定発効後 5 年になる翌日から出生する者の永住権の範囲は､短い時間で上手く合意できないから､これを後に回して合意することをして､両側の主張の差異を狭めて行くようにしよう。

八木：協定前文から逐条的に論議して行こう｡われわれの案も最終案だ。

李代表 :それもひとつの方法だ。上手く行かないものは放って置いて、上手く合意できるものから検討して行こう。

方代表 :日本側としてはどういうものが最も検討が容易に合意すると見るのか?

八木：第 1 条の永住権付与範囲は大きな差がないのではないか?

李代表 :第 1 条の永住権を「子子孫孫」に付与する問題を高位層政治的折衝に渡すとすれば、退去強制が一番合意し易い問題だと思うから、退去強制から話そう。
方代表 :まず処遇から話そう。処遇問題の厚生省との話は終わったのか?
池上 : まだ内部調整が終わっていない。
松永 : 今日出した案に含まれる処遇の外にもう出るものがないと思うが、韓国側が意見を出せばわれわれも応じて論議する。
方代表 :それなら次はまず処遇に対して論議しよう。
八木 : 明日 18 日(水) 14:30 にできるか?
方代表 :よい。
鶴田 : 新聞発表は?
方代表 : 日本側が案を出し、疑問になる点に対して韓国側が質問したとしよう。
八木: よい。

담당	과장	국장	차관	장관	공람	동북아주과
					3월 18일	

極秘

（四〇・三・一七）

日本国に在留する大韓民国国民の待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）

日本国及び大韓民国は、

日本国に在留する一定の大韓民国国民が、ある種の事項について、日本国に在留する第三国の国民と異なる待遇を与えられることが、両国間及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを考慮し、

よつて、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、次に掲げる者が、この協定の効力発生の日から五年以内に、この協定の実施のため同政府が定める手続に従い申

1460

1127

235

請を行なつたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 大韓民国国民であつて、千九百四十五年九月二日以前から申請の時まで引き続き日本国に在留しているもの

(b) (a)に掲げる者の直系卑属である大韓民国国民であつて、千九百四十五年九月三日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で生まれ、その後申請の時まで引き続き日本国に在留しているもの

2 1(b)に掲げる者であつて、この協定の効力発生の日から四年十一箇月を経過した日の後に生まれたものについては、1の規定にかかわらず、前記の申請の期限を出生の日から三十日以内とする。

3 日本国政府は、1の規定に従い永住することを許可された者の

1462

1128

子であつて、この協定の効力発生の日から五年を経過した日の後に日本国で生まれた大韓民国国民であるものが、その出生の日から三十日以内に、この協定の実施のため同政府が定める手続に従い申請を行なつたときは、満二十年に達するまでの間引き続き日本国に在留することを許可する。

4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

第二条

1 第一条1の規定に従い永住することを許可された者並びに同条3の規定に従い在留することを許可された者は、この協定の効力発生の日以後次に掲げるいずれかの者となつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

3

(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪を犯したことにより禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に付和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）

(b) 日本国において国交に関する罪を犯したことにより禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又は外交使節団の公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 営利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関

4

1130　　1464

278

する日本国の法令に違反して、この協定の効力発生の日以後三回（ただし、この協定の効力発生の日の前に三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

第三条

日本国政府及び大韓民国政府は、第一条1の規定に従い永住することを許可された者の日本国における教育及び生活保護に関する事項並びに第一条1に従い永住することを許可されたか又はそのための申請を行なう資格を有する者で日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国するものが帰国時に携行する財産及びその帰国者が

1131　　1465

24

日本国において所有する資金の大韓民国への送金に関する事項について は、妥当な考慮を払うものとする。

第四条

この協定に基づいて永住し又は在留することを許可された大韓民国国民は、この協定に定める事項以外の事項については、すべての外国人に同様に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第五条

1　この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに　　　で交換されるものとする。この協定は批准書の交換の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

6

1132　1466

240

2　この協定は、この協定により利益を享有する者がいなくなったときに終了する。

以上の証拠として、下名は、この協定に署名した。

千九百六十　年　月　日に　　で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の正文による。

7

1133　　1467

241

極秘

（昭四〇・三・一七）

日本国に在留する大韓民国国民の待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

日本国政府及び大韓民国政府のそれぞれの代表者は、本日署名された日本国に在留する大韓民国国民の待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第一条に関し、

第一条の規定に基づいて申請を行なう者が、その申請の際に、大韓民国の国籍を保有していることを証明する文書を提出することができないときは、大韓民国政府がその者について大韓民国の国籍を保有していることを確認する文書がこれに代わるものとみなされる。

1134　　1468

242

第二条に関し、

1 第二条1(b)にいう「外交使節団の公館」とは、所有者のいかんを問わず、外交使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地（外交使節団の長の住居であるこれらのものを含む。）をいう。

2 日本国政府は、第二条1(c)又は(d)に掲げる者の日本国からの退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成その他の事情に照らして人道的考慮を払う。

1469

1135

243

極秘
35部ノ内　号

（四〇・三・一七）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本　　は、本日署名された日本国に在留する大韓民国国民の待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定第三条に関し、日本国政府が実行可能な限り次のことのために必要な措置を執ることを閣下に通報する光栄を有します。

1　第一条の規定に従い永住することを許可された者がその子を日本国の公の小学校又は中学校に入学させることを希望する場合には、その入学が認められること。

2　第一条の規定に従い永住することを許可された者が、日本国国民が受けている生活保護と同様の生活保護を従前どおり当分の間

1136　　1470

244

享受することができること。

3　第三条1に掲げる者であつて、日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国するものに関し、

(a)　その所有する携帯品、引越荷物及び職業用具を携行すること。

(b)　その所有する資金を、法令に従い、一世帯あたり百八十万円までに限り、携行（大韓民国への送金を含む。）し、及び百八十万円をこえるものについては、大韓民国に送金すること。

本　は、以上を申し進めるに際し、閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十　年　月　日

1137　1471

245

（韓国側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本　　は、本日署名された日本国に在留する大韓民国国民の待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定第三条に関する本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本　　は、さらに、大韓民国政府が日本国に在留する大韓民国国民の生活を安定させ、及び貧困者を救済するため、日本国政府の要請に応じ、できる限り同政府に協力するための措置を日本国政府とともに検討する用意を有することを閣下に通報する光栄を有します。

1138　　1472

246

本 は、以上を申し進めるに際し、閣下に向かつて敬意を表します。

1473

1133

247

P248　　　　21.　21 次 1965.3.18

P249　　　　駐日代表部
駐日政　722-102　　　　1965.3.22.
受信 : 外務部長官
題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 21 次　会議録

1965.3.18.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。
別添 : 同会議録　2 部　終り。
駐日大使　金東祚

P250　　　　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会
第 21 次会議　会議録

1.日時 :　1965.3.18. 14:30-16:20
2.場所 :　霞友会館
3.出席者:

韓国側	方 熙	代表
	李坰浩	代表
	安世勳	補佐
日本側	八木正男	入管局長
	新谷 正夫	民事局長
	家弓吉巳	民事局第五課長
	池上努	入管局参事官
	谷口禎一	条約課事務官
	佐伯	法規課事務官
	鶴田剛	北東ア課事務官

4.討議内容
方代表 : 今日は昨日決めた通りに「処遇」に対して論議するようにしよう。
李代表 :日本側案第 3 条後段に処遇と関連して、「妥当な考慮をするようにする」の「妥当な考慮」というのは曖昧な表現なので、適切な他の言葉で表現すると良い。
八木 : 他に良い表現があるのか?言ってみろ。
李代表 : 今すぐに何だとは言えないが、余りに曖昧な概念なので具体的に表現するようにしよう。
池上 : 協定本文第 3 条の規定を除いて具体的なものにし、「ノート」へ入れるか交換公文にしたらどうだろう?
李代表 : やはり「処遇」に対して原則的な規定を本文に入れなければならない。日本の意図もわかるが、もう少し適切な表現があるだろうと思う。
池上 : 「貧国者に対する生活保護」は協定本文に規定する性質のものにならず、日本側書簡に含ませた。
李代表 : われわれから見る時には、「処遇」に対して本文に規定できないのなら、最小限度合意議事録にでも規定しなければならないと考える。在日韓人に対する処遇が良くなると、対外的に説得するのに良い印象を与えそうだ。
八木 : 韓国側としては適当な表現を考えてみたのか?

李代表 : われわれも考慮してみる。そして「処遇」に対しては積極的に考慮するという意味で表現したらどうか?と思う。もうひとつ質問することは、日本側案はその形式において協定本文、合意議事録及び書簡に区分しているが、合意議事録と書簡とはどう区別しているのか?

谷口 : 合意議事録は協定本文に規定されたものの内、その定義を細目的に明確にしたもので、「書簡」は協定の施行のために日本政府が一方的に約束する事項を韓国政府に通報し、これに対して韓国政府が書簡を受領したという内容になるのである。

李代表 : 合意議事録と書簡を区別することなく、書簡に含まれた内容を合意議事録に規定したらどうか?

谷口 : 理論上できないことはないが、われわれとしては体裁を分別するのが良いと思ったので別に規定した。

李代表 : われわれから見る時には、協定本文や合意議事録に規定すれば重要視するのに反して、書簡に規定すると軽率に取扱うようで、協定の拘束力や施行力という点から、書簡はいかにも効力が軽いように見えないか?憂慮される。だから一般国民に対する印象を考慮して、全て書簡に含まれた内容も合意議事録に規定するようにしよう。

谷口 : くり返し話すのだが、合意議事録は特定な定義に対して交渉を通じて論議した結果、合意を見たものであり、書簡は日本国政府が協定に関連して施行する措置の通報という内容だ。

李代表 :われわれの案も見てもわかるように、われわれの主張は処遇に対して協定本文に規定しようというものなのに、日本側が本当にそうならば、処遇に対して 3 条に「妥当な考慮」とだけ規定するのではなく、大体原則だけ決め、細かいことは合意議事録で決めるとしなければならないのではないか?法律においてその施行令が随行するように、これまで論議して来たものの内、本文に原則を規定し、その他の細目的なことは合意議事録で規定するのが体裁上でも整然としていると思う。

鶴田 : 交換公文で規定したらどうか?

八木 : 条約において交換公文形式があるのか?

佐伯 : 書簡の交換を交換公文と言う。

李代表 :　わが案は既に見てわかるだろうが、合意議事録には日本側書簡に含まれた内容が皆入っている。だから合意議事録には、協定本文に規定されたものの定義や解釈を明確に規定するだけでなく、日本側の書簡に含まれた内容も規定して形式的にその体裁を備えるのが良いと思う。

谷口 : しかし昨日も言及したが、教育は国内管轄権の問題なので余り細かく合意議事録に規定するのは不適当だと思う。

李代表 : くり返し話すが、日本側の書簡の内容に表示されたものも、合意議事録に規定しようと言うのだ。特に国会の批准問題においても、これでは説得が上手くできない。

谷口 : われわれも今日韓国側が言った意見を参考にして、もっと検討してみる。

鶴田 : 具体的に「妥当な考慮」を、他にどう表現しようというのか?

池上 : 「妥当な考慮」と言うが、「妥当」とは何を意味するのか?基準がなくては納得が行かないと思う。

佐伯 : 適当な表現をするようにしてみる。

池上 : 却って「協定前文の精神に調応して」という風に規定したらどうか?

新谷 : 「合意議事録」という文字そのままに、両側の意志が合意した内容の記録を意味するのではないのか?

佐伯 : われわれとしては昨日提出した案に含まれた合意議事録の外に、もっと合意議事録に規

定することがあると思う。
李代表：書簡を日本政府が施行する措置の通報だと言うから、合意議事録を両国政府が協議して合致した意志の表示だと見れば、書簡も日本政府が通告し、韓国政府が承認するという点で両国政府の意志の合致なので、日本側の書簡に表示された内容を合意議事録に表示しても良いではないか?
谷口：大体の場合、条約の本文は簡単に規定して、合意議事録に詳細に規定し、その他もっと細かいことを書簡に規定するものだ。一度内部的検討をする。
方代表：処遇において「生活保護」は協定本文に入れた方がましでないか?
池上：日本国政府が配慮を施すという面から一方的なものと見て、書簡に皆規定した。
李代表：われわれとしては協定本文に入れられないのなら、合意議事録にでも規定しなければならないと考える。
鶴田：韓国側からこんな意見があったということを上部に報告して一度検討してみる。
新谷：他委員会の進展事項はどうなのか?他委員会と歩調を合わせなければならないのでは?
方代表：漁業委員会も多く合意できている模様ではないか?
李代表：教育問題において「公立の小学校、中学校進学に・・・入学が認められる」と言ったが、高等学校以上進学は認められないのか?韓国側案のように規定したらどうか?
鶴田：差別するという趣旨ではない。韓国側の意見を考慮するように検討してみる。
李代表：国民健康保険等に対しては何も規定されてないので、次の会議時には確答をできるのか?
方代表：とにかくこの週の内に厚生省と話が終わるのなら、次の週に話ししよう。
八木：合意議事録を 2 個部分に、例えば A、B と別けて規定したらどうか?
李代表：それは困難だ。
方代表：われわれの案を見て、われわれの主張点を理解してくれると信じる。永住権の付与範囲は後に回すとしても、処遇が昨日の日本側の程度で規定されるなら困難だ。ましてや明日 19 日には民団大会が開かれるのに、法的地位に対する関心が至大だ。民団の反発が多いので、その事情を理解してくれるよう願う。
八木：韓国政府は何時、われわれの案を検討するのか?
方代表：今日、権泰雄専門委員が直接持って行った。
八木： 新しく本部に請訓することはないのか?
李代表：われわれの案が最終案なので別に必要ない。
池上：次の会議は遅くとも 23 日(火)李外務部長官が来る前に開かなければならないのではないか?われわれもその間に処遇に対して、もっと内部的準備をする。だから 22 日(月)14:30 はどうか?
方代表 :よい。それなら主に処遇に対して話そう。
鶴田：新聞発表は?
方代表 :処遇に対して意見交換をしたとしよう。
新谷：よい。

P256 22. 22 次 1965.3.22

P257 大韓民国外務部

着信暗号電報 「至急」 番号：JAW-03450
日時：65.3.22.10:30

受信人：外務部長官 貴下

発信人 : 首席代表

外務部長官来日時に法的地位問題に対して論議が予想されますが、第 20 次会議時日本側が提示した案に対して、わが側の検討結果を早急に電文で指示して下さるよう願います。今日同会議は 14:30 に開催されることを添言します。(駐日政-外亜北)

P258　大韓民国外務部

発信電報　番号 : WJA-03351

日時 : 65.3.22.10:59

受信人 : 駐日大使

法的地位問題に関する新しい訓令を、今日 65.3.22.渡日する延亜州局長便で送付することを通報する。(外亜北)　長官

P259　大韓民国外務部

発信電報　番号 : WJA-03355

日時 : 65.3.22.12:20

受信人 : 駐日大使

対: JAW-03450

対号電文で要請された法的地位問題に関しては WJA-03351 を参酌して下さい。(外亜北)

長官

P260　大韓民国外務部

着信暗号電報　番号 : JAW-03457

日時 : 65.3.22.13:40

受信人 : 外務部長官　貴下

発信人 : 首席代表

対: WJA-03351

今日 22 日法的地位委員会が日本側の準備関係で 15:30 に開催することになったので、延亜州局長が持参する訓令の要綱だけでも早急に指示して下さるよう願います。(駐日政-外亜北)

P261　起案紙

起案者　東北亜州課　権泰雄

起案年月日　1965.3.20.

分類記号　文書番号　外亜北　722-911

経由受信参照　駐日大使

発信　長官

題目　法的地位問題に関する訓令

法的地位問題において韓日両側はその間の討議結果を参酌し、各各新しい協定案を作成し提示したが(韓国側 : 65.3.4. 日本側 : 65.3.17.)、同韓日両国案に表れた両側の意見の差異を調整するために、別添のように解決方案を訓令します。

有添 : 法的地位問題に関する訓令 1 部。　終

P64　外 務 部

外亜北　722-911　1965.3.22.

受信　駐日大使
題目　法的地位問題に関する訓令

法的地位問題において韓日両側はその間の討議結果を参酌し、各各新しい協定案を作成し提示したが(韓国側 : 65.3.4. 日本側 : 65.3.17.)、同韓日両国案に表れた両側の意見の差異を調整するために、別添のように解決方案を訓令します。

有添 : 法的地位問題に関する訓令 1部。　終

外務部長官　李東元

P263　　法的地位問題に関する訓令

65.3.21.

1. 協定の名称に関しては日本側の案通りに「待遇」に関する協定とする。
2. 前文に関しては日本側案を討議の基礎とするが、
 (1) 「第3国の国民と相違した待遇」は「第3国の国民より好意的な(Favourable)待遇」と表現するようにする。
 (2) 「・・・待遇を付与することなく、両国間及び両国国民間の友好関係の増進」は、「・・・待遇を付与することが必要だと認定し、このような待遇を付与することが両国間及び両国国民間の友好関係増進」と分離表現するようにする。
 (3) わが側案前文の「歴史的背景の特殊性」は可能ならば簡潔に言及するようにするが、その表現方式と文案は現地代表団の裁量に依る。(例 : 「・・・一定な大韓民国国民の特殊な事情を考慮し、彼らに特定な事項に対して・・・」)
 (4) その他前文の文案をわが側に有利に表現する問題は、現地代表団の裁量に依る。(例 : 日本側案「在留」を「居住」に、日本側案「特定な事項に対して」の削除余否等)
3. 永住権の付与範囲に関して
 (1) 第1案として、わが側案第1条及び第5条を、日本側が受諾するよう政治的に推進する。
 (2) 第2案として次のように修正されたわが側案第1条とわが側案第5条を、日本側が受諾するよう政治的に推進する。

 第1条の修正

 (a) 日本国政府は 1945.8.15 以前から日本国に継続して居住する大韓民国国民とその直系卑属で、1945.8.16 から本協定の発効発生日から5年の期間が経過する日までに出生する者に対して、日本国での永住権を付与する。

 (b) 本協定の発効発生日から5年が経過する日以後に出生する前記(a)の直系卑属は、成年に達する時までは継続して日本国に居住できるし、日本側案第2条に規定された退去強制事由に該当する場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。

 (c) 前記(b)の者が成年に達した後6ヵ月(または3ヵ月)以内に日本国での永住を申請する場合には、その者の永住は許可される。ただし、暴力主義的破壊活動(文案は64.3.6.付日本側案第4条2の規定を参照)をした場合には例外とする。

 (3) 前記(1)及び(2)の政治的解決が不可能な場合には、日本側案第1条を討議の基礎とするが、協定発効後5年以後に出生した子の成年後の地位を、64.3.6.付日本側案第4条2の規定の趣旨に沿って再び追加規定し、同第4条2の規定を最大限にわが側に有利な条件で表現するようにする。(例 :「素行が善良な者」の削除、「貧困または疾病」以外の例外事由の追加規定)

 前記(子)以後の子孫に対する永住権、退去強制事由及び処遇問題に関しては協定発効後、一般外国人より有利な待遇を付与するように、継続して協議して決めるという意を付属文書に規定

するようにする。

4. 日本側案第 1 条に関して
   (1) 1945.9.2.は中和的な表現に対置して、その具体的な日付をわが側は 1945.8.15.と解釈するようにする。
   ⑵ 第 1 条 1(b)の「・・・5 年以内に日本国で出生して」と関連して、一時海外旅行に日本国以外で出生する者の救済措置を付属文書に規定するようにする。
   (3) 第 1 条 2 の「4 年 11 ヵ月」と「30 日以内」は、1 次的に「4 年 6 ヵ月」と「6 ヵ月以内」とするが、仕方ない場合には「4 年 9 ヵ月」と「3 ヵ月以内」とするようにする。
   (4) 第 1 条には、64.3.6.付日本側案第 4 条 2 の規定の趣旨が 4 で追加されなければならないものである。(前記 3 の(3)参照)
   (5) 第 1 条のその他の表現方式は現地代表団の裁量で、わが側に最も有利に修正するように推進する。(例 :「この協定の実施のために同政府が決める手続きに沿って」の表現の内、「同政府が」の削除等)
5. 退去強制事由に関しては日本側案第 2 条の規定を討議の基礎とするが、
   (1) 第 2 条 1 の「・・・この協定の効力発生以後、次に規定された者」を、従前のわが側の立場通りに「・・・この協定の効力発生日以後の行為に依って」と表現するようにする。
   (2) 未成年時の行為による退去強制に関しては、わが側案第 3 条 2 の規定を置くようにする。
   (3) 日本側案第 2 条 1(b)の「外交使節団」の表現に関しては、その範囲を限定的に付属文書に規定することを前提とし、日本側の表現に通りにする。
   (4) その他 3 個項目に関しては、日本側の文案通りにする。
6. 処遇問題に関しては、わが側案第 4 条に規定された方向で推進するが、
   ⑴ わが側案第 4 条 2 の⑶は、現在在日韓国人が既に設立した私立学校で、まだ認可を受けられないでいる学校(例 : 東京韓国学園)に対する、日本政府による学校認可を条件にして、撤回するようにする。
   ⑵ 社会保障に関して、日本側が第 13 次法的地位委員会(65.2.23.)で提示した 5 個の制度の内、在日僑胞が特に要望する制度を可能な限り最大限に認めることを前提として、わが側案第 4 条 3 の(1)のような一般的な規定する撤回し、列挙主義的な表現方式で対置できる。
   ⑶ 永住権付与範囲に関して前記 3 の⑶の方式で妥結する場合には、協定発効後 5 年以後に出生する子に対しても処遇条項が適用されるように規定する。
7. 日本側案第 4 条及び第 5 条 2 項の規定はこれを規定する必要がないので、これを削除するようにする。
8. 戦後入国者問題に関しては、外亜北 722-768(65.1.25 付)訓令 7 の趣旨に沿って推進するようにする。
9. 「継続居住の定義」、「永住権申請者の国籍証明」、「離散家族の再会」等の内容は、わが側合意議事録案(JAW-03160 号参照)によって推進するようにする。

P268　　駐日代表部

駐日政　722-106　　1965.3.24.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 22 次　会議録

1965.3.22.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録　2 部　　終り。

駐日大使　　金東祚

P269　　　　　　　　　　第７次韓日全面会談　法的地位委員会
第 22 次会議　会議録

1.日時 :　 1965.3.22. 14:30-17:00
2.場所 :　　霞友会館
3.出席者:

韓国側　方　熙　代表
李坰浩　代表
権　逸　顧問
崔侊洙　専門委員
呉在熙　条約課長
安世勲　補佐
金潤沢　事務官

日本側　八木正男　入管局長
新谷　正夫　民事局長
中村　入管局次長
家弓吉巳　民事局第五課長
池上努　入管局参事官
谷口禎一　条約課事務官
佐伯　法規課事務官
鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : 前回われわれが提出した案に対して韓国側の論評をしてくれるか?

方代表 : われわれは今日処遇に関して、この間日本側で内部調整もできただろうから一緒に論議しようと思う。

李代表 :日本側に対する論評よりも、過般会議で約束した通りに処遇に対して話そう。準備ができなかったのか?

八木 : 事務レベルで出せる案は前回の案が最終案なのでこれ以上譲歩できないし、永住権の付与においていわゆる「子孫」問題が解決できない限り、「処遇」に対してこれ以上進展がないだろう。

権顧問 : 処遇に関連して民団を代表する立場として幾つか言おうと思う。わが民団としては法的地位問題において、第一、子孫の永住権、第二、社会保障問題、第三、戦後入国者問題を最も重要視している。子孫の永住権は何よりも重要視しているが、特に社会保障問題は生活上絶対われわれに必要なものだ。なのに社会保障の適用を最も受けなければならない必要があるわれわれが、社会保障を受けられないでいる。個別的に見る時は国民健康保険法、国民年金法、戦傷戦没者遺家族等援護法、生活法住宅関係と保険関係の法等があるが、これらは現在も厚生省の通達方式で施行されているのだから、一律的に皆見てくれるのは困難だとしても、重要なものは保障されなければならないし、永住権が付与されながら社会保障ができなくては無意味だと思う。この社会保障問題はそんなに多い予算がかかる問題でもないので、見てくれるなら見られるものである。国民健康保険のようなものは現在、ある市町村では適用されている所もある。だから大局的な見地から適用されるのを望む。また私見で話すのは相互主義の原則から日本側でこの問題に対して考慮してくれるなら、将来在韓する日本人に対してもそういう方が適用されるようになると思う。

方代表 :前にも話してみたことだが、「社会保障」に対してはこれ以上良くなるものがないの

か?
八木 : そうだ。戦傷、戦没者遺家族等援護法のようなものは、請求権問題で解決できる問題ではないか?
崔委員 : この問題は請求権とは別個の問題だ。
中村 : 戦傷、戦没者遺家族等援護法に対しては今、日本にいる韓人だけを見てくれと言うのか?
権顧問 : そうだ。
八木 :しかし韓国人以外にもマレーシア、フィリピン人等色々な人たちがいるではないか?われわれも辛い事情があることは判るが、われわれ事務レベルではこれ以上もっとだせるものがない。
権顧問 : 日本側は政治的妥結云々を言うが、高位層間折衝も事務レベルで気運を造成しなければならないと思う。今回の会議を契機に友好ムードを造成しなければ、そうでないと正常化会談が無意味になり、同時に将来両国に対して不幸にしかならないのだから、日本側が良く考えることを望む。
谷口 : 韓国側が言う「生活保護」対象者や、「戦傷戦没者遺家族等」は、その統計を具体的に持っているのか?
権顧問 : 良くわからない。しかし毎年その対象者は減少していると思う。
鶴田 : そうではない。対象者は減るかも知れないが、給与金額は 5 年前に比べて倍に増えているという。毎年 1 人 6 万円位と聞いている。
権顧問 : われわれは民団を通して「生活保護」を受けることを、将来退去強制される理由にもなるから受けないように P.R.している。それなのに朝総連は生活保護を多くの人が貰えば、日本が再軍備できないようになると可能な限り、これを貰おうとしている。だから在日韓人に対しても社会保障を適用する大原則を立てるようにしよう。
方代表 :午前の会議で上部と議論して検討するというのはどうなったのか?
谷口 :いくつか検討した。協定の形式において合意議事録と書簡に対しては区分せずに、可能な限り違う形式の文書にして、同一に規定することを検討中である。
方代表 :「妥当な考慮」はどうするのか?
八木 : 「充分な考慮」はどうだろう?韓国側の考えは?
李代表 :具体的に論議はしなかったが、「充分な考慮」が「妥当な考慮」よりはましだと思う。
権顧問 :同時に今日、この場所を借りてひと言言いたいのは、入管令違反事犯などが多いが、これはどこまでも韓日両国に国交がないところから生じた犯罪で、恩赦的見地から協定発効と同時に皆、人道的考慮から安定した生活をできるようにして欲しい。われわれも今後はこのようなことがないように相互協力しよう。
八木 : それは法的地位問題協定に規定しなくても、協定ができれば韓日両国が友好の精神に立脚して自然に解決される問題だ。
中村 : しかしわれわれが知っているところでは、韓日で妥結ができたら密航者も恩赦的に考慮するだろうと、現在も多くの人が密航して来ていると聞いた。
権顧問 : われわれの話はこちらに来て何年も暮らした実績のある人に対して考慮して欲しいというものだ。
方代表 : 社会保障に対して、もっと論議することはないのか?
八木 : われわれとしては最終案を出したものだ。韓国側で特別な意見があって話をするのなら応じる。
方代表 : 明日また会議できるか?または水曜日にしたらどうか?
新谷 : 今日月曜日は参議院各委員会が休会だが、明日は各委員会が開かれるので困難なようだ。
八木 : われわれとしては別にする話がない。

李代表 :われわれは今日、日本側がこの間各省と処遇に関して論議したことを今日話すと言って来たのだったが、全然進展がなかった。だから次の会議からは協定前文から逐条的に論議するようにしよう。
鶴田 : 李長官が来られたら水曜日は困難だと思う。
李代表 : 事務レベルでは論議できると思う。
方代表 :それなら明日することとするが、駄目なら明後日水曜日 10:00 にしよう。
八木 : よい。
権顧問 : もうひとつわが民団として話すのは、現在在日韓人が不動産を売買するのにおいては、外国人財産取得令の例外の恩恵で主務大臣の許可が必要ないのだが、今後協定ができたら一般外国人と同じに売買するにおいて、いちいち主務大臣の許可を受けなくてはならないと、朝総連系で悪宣伝をし会談を妨害しているので、現在のように協定後にも外国人財産取得令の効力が継続すると、協定本文や合意議事録に規定したらと思う。
李代表 : 外国人財産取得令によると外国人が不動産を売買しようとすれば、原則的に通産大臣の許可を必要とするが、同令付則の規定に従って政令が制定され、現在在日韓人は 80 余国の外国人と同じく、不動産の売買に主務大臣の許可を必要としないでいる。しかし協定ができると韓国人は、不動産の売買に主務大臣の許可を受けなくてはならないと悪宣伝をしているのだ。昨年本人が地方出張時にも、このような虚偽宣伝がひどかった。

特に朝総連は無知な人たちを相手に、このような虚偽宣伝をするので困難だ。だから現行法令の効力の存続性を協定上で規定するのもひとつの方法だ。
権顧問 : 上記法令は閣令なので、協定合意議事録のようなものに既得権を尊重する程度に規定しよう。
八木 : われわれの案第四条のような、一般的規定では駄目なのか?
李代表 : 一般外国人よりも不利に待遇しないと規定する前には駄目だ。
権顧問 : 協定によって永住権を付与される者に対する再入国の期間は、どの程度にしてくれるのか?それが権利として再入国を要求できるのか?
八木 : 再入国の期間内に帰って来れば良く、権利として見ることはできない。
池上 : 再入国期間は最大で一年だ。
権顧問 : 永住権は権利なのか?許可なのか?
八木 : われわれとしてはどこまでも永住を許可するものと見る。
池上 : 協定ができると皆退去強制されると悪宣伝するというが、そういう心配はない。
方代表 : それなら今日はこの程度で終わろう。
八木 : よい。新聞発表は?
李代表 : 両側案を基礎にして論議し、処遇を話したとしよう。
池上 : よい。

P246　23.　23 次 1965.3.23

P247　大韓民国外務部

着信暗号電報　番号 : JAW-03494
日時 : 65.3.23.19:49

受信人 : 外務部長官　貴下
発信人 : 首席代表

第 23 次法的地位委員会報告

1. 今日会合では両側が提出した案を基礎にして、協定の名称、前文及び退去強制事由に対して意見を交換した。
2. 協定の名称に対する意見交換内容：
   (1) 日本側案の「待遇」と表示された語句をわが側は「法的地位と待遇」とすることを主張したのに対して、日本側は「法的」という余りに包括的な意味を表示するので、現在提出された「待遇」というのが妥当だと難色を表示したが、一度もっと検討するとした。
   (2) 日本側案の協定の名称と前文の「在留」という語句を、「居住する」という言葉で規定するのがわれわれとしてはより明確で、内部説得にも容易だと言うと、日本側はこれを考慮する用意があるとした。
3.前文に対する意見交換内容：
   (1) 日本側案前文の「ある種類の事項に関して」という文句を削除しようと主張したところ、これを考慮してみるとした。
   (2) 前文の「第 3 国の国民と異なる待遇」を「第 3 国の国民より好意的な待遇」と規定しようと言ったのに対して、日本側は第 3 国の国民に対して不利な待遇をするかのような印象を与え困難だと言い、「第 3 国の国民と異なる待遇」という言葉を削除しようと言った。両側は「日本国で平和で安全な生活をできるように好意的な待遇をすること」という風な文句を修正して再考することにした。
   (3) 次に「・・・待遇」を付与することが必要だと認め、また「このような待遇を付与することが両国間及び両国国民間の友好関係の増進」は、「・・・待遇を付与することが必要だと認定し、このような待遇を付与することが両国間及び両国国民**(間)**の友好関係増進」に分離させて規定しようと言ったのに対して、日本側は(2)項の問題と共にこの問題は、両側が再考して次に討議決定しようとした。
4. 退去強制事由に対する意見交換内容
   (1) 日本側案第 2 条の 1 項の「本協定の効力発生日以後、次に規定された者になった場合」を、「・・・この協定の効力発生日以後の行為に依って・・・」と規定しようと言ったのに対して、日本側はこれを受け入れられないと言ったが、わが側は適応対象者がごく少数で、また発効以後の行為だけを問題視するなら、在日韓人に納得させるのに良いと言ったのに対して、日本側は協定本文はその後ろに置いて、合意議事録に韓国側の主張通りに「第 2 条第 1 項の退去強制事由は本協定発効後の行為に依って刑に処せられた者だけを意味する」という風に規定することを提議して来たところ、これに同意するのが可だと考えられるのでこの点、訓令して下さるように願う。
   (2) 日本側案第 2 条の 1 項(B)の「外交使節団の公館」に関しては、「外交使節団」の定義も合意議事録に規定するのに合意した。
   (3) 日本側案第 2 条の 1 項(C)の麻薬犯に関して、「執行猶予の言い渡しを受けた者を除く」という語句を後段にも適用することを論議したが、日本側がこれを適用しないことを強力に主張するので、これを○申してみるとした。
5. 日本側案第 1 条の内、「1945.9.2.」の字句に対してだけ討議したところ、これを 1945.終戦日と表示するが、日本側はこれを 9.2.で、韓国側は 8.15.で諒解するという意で合意議事録に規定しようと言うのに対して、これを合意し再検討することにした。
6. 次の会議は外相会議事情を考慮して開催するが、明日 24 日は開催不可能と言うので 25 日に開催するが、相互連絡して時間を決めることにした。(駐日政-外亜北)
(首席代表)

(4) 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行なつた者

第四条

1 第二条の規定に基づいて永住の許可を与えられた者の子であつて、日本国で生まれ、かつ、大韓民国国民であるものは、日本国政府の定める手続に従うことを条件として成年に達するまで引き続き日本国に在留することができ、及び第三条に掲げるいずれかの者となつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

2 1の規定に基づいて日本国に在留する者が成年に達した日から三十日以内に永住許可を申請したときは、その者が行が善良であり、かつ、日本国法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがない限り、永住を許可され、及び貧困又は疾病を理由として日本国からの退去を強制されない。

1509

1172

280

P282　　　　　　　　　　駐日代表部

駐日政　722-108　　　　　　　　　　　　　　1965.3.25.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 23 次　会議録

1965.3.23.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録　2 部　　終り。

駐日大使　　金東祚

P283　　　　　　　　　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会

第 23 次会議　会議録

1.日時 :　1965.3.23. 15:00-17:40

2.場所 :　　霞友会館

3.出席者:

韓国側　方 熙　代表

李坰浩　代表

崔侊洙　専門委員

安世勲　補佐

金潤沢　事務官

日本側　八木正男　入管局長

新谷 正夫　民事局長

家弓吉巳　民事局第五課長

池上努　入管局参事官

佐伯　　法規課事務官

鶴田剛　　北東ア課事務官

4.討議内容

李代表 :それなら今日の会合では両側案を基礎にして、前文から意見を交換しよう。

第一に協定の名称に対して、日本側案には「待遇」と規定されているが、昨年 3.6.の日本側案には「法律上の地位」と規定されており、それ以前の日本側案には「法的地位」と規定されていて、日本側案が出る時毎にその名称が違うが、「待遇」と「法律上の地位」と「法的地位」の差異は何なのか?勿論名称はどこまでも形式であり内容が重要だと言うが、名称も良く決めなければならない。

第二に名称と前文の中に「在留する」という語句があるが、われわれは「居住する」と表示するのが良いと思う。

池上 : 「法律上の地位」は日本の法律上の地位と同じで不適当で、「法的地位」は何の意味か明白でないという意見があり、「待遇」としたものだ。次に入管令を始め法令述後として皆、「在留する」という言葉を使用している。

李代表 :「待遇」よりは「法的地位」にしなければならないと考えるし、日本側が望むなら「法的地位と待遇」にしても良い。そして日本側が「在留する」という表現を必ず使わなければならない理由がないなら、「居住する」と表示しよう。

佐伯 :「居住する」と表示すると法律的に問題になり、法制局の審議時に問題になる。

八木 : 韓国側だけ「居住する」と規定すれば良いのではないか?

佐伯 : 英語では「在留する」を Reside と表現する。

李代表 : 英語では「居住する」も「在留する」も Reside になるが、韓国語と日本語の表現が同じになるべきではないのか? 法制局の審議は外務省当局の説得にかかっていたのではなかったのか?
方代表 : 「在留」なら短期間の滞在を、「居住」なら長期間の滞在を意味するようだが、わが国ではこういう場合「居住」という用語を使うので、「居住」というのがより概念が明確で、内部説得にも容易だ。
池上 : 「外国人登録法」には「居住」という用語があることはある。
鶴田 : 韓国が通常「居住」を使う関係とか、色々事情があるならば一度考慮する用意がある。
李代表 : くり返し言うが、協定の名称を「待遇」とするのに対しては、内容から見たら構わないかも知れないが、名称が三回変わった。日本側第一次案では「法的地位」に、第二次案では「法律上の地位」に、今回の案では「待遇」と規定したし、これまでも本委員会の名称は外部的に「法的地位委員会」と知られているではないか?だから協定の名称を「法的地位と待遇」と規定するようにしよう。
池上 : 「法的地位」は事実は法律用語ではない。それで我々の大臣が替わる度に説明するのに汲々としていた。「法的地位」という言葉は 4 次会談時から使われるに至り、第 1 次会談の時は「国籍問題」と呼称されたのだが、余りに国籍を強調するようで「法的地位」としたのである。
崔委員 : 第 4 次会談の時、両側が出した英文の中に既に Legal States and Treatment となっていた。
方代表 : できるなら今日この会合で決められるものは決めるようにしよう。本当に決められないものは次まで期間を置いて検討するようにしよう。
池上 : 「在留する」を「居住する」に表現するのは考慮する余地があるが、「待遇」を「法的地位と待遇」と表現するのは考慮する余地がない。
新谷 : 「法的地位」というのは余りに包括的な内容みたいに見えるので、現在提出された「待遇」というのが名称として妥当だと思う。
崔委員 :これまで法的地位委員会と言って「法的地位」というのがひとつの象徴になったのに、「法的地位」という言葉を取ったら頭が取れたようで、13 年余りもした会議の結果が何の内容もないように見えるので、納得させるのが困難だ。
方代表 : もう一度検討してみるのを望む。
李代表 : 次に前文の中に「第 3 国の国民と異なる待遇」と初め出たが、これを「第 3 国の国民より好意的な待遇」と規定したらどうか?過去の日本側案には「特別な」と規定されたのに、今回の案に表示された「異なる待遇」と、過去の案の「特別な待遇」との差異は何なのか?
池上 : 韓国側の主張通りに規定すると、第 3 国の国民に対して不利な待遇をするかのような印象を与え、そのように規定しないで「第 3 国の国民と異なる待遇」を削除し、「韓人が安住することを保障する」程度に規定したらどうだろう?
李代表 : それなら「大韓民国国民に好意的な待遇」としたらどうなのか?
池上 : 前回椎名外相訪韓時の韓日両国外相の共同宣言の内容を取って、「平和な・・・安住するのを希望する」と規定したらどうだろう?
方代表 : 両側案の前文内容と共同宣言内容を共に比較して、適当な表現をするようにしよう。
池上 : 検討をしなければならないが、韓国側案が出て来る歴史的背景の特殊性を表現することだけは困難だ。
崔委員 : しかし協定が締結されるようになった経緯は調応してある程度挿入しなければならないと思う。
李代表 : また前文の「ある種類の事項に対しては」不必要な表現なので削除するようにしよう。

池上 : 前文でなくても各条項で具体的に規定して考えることだ。
方代表 : 少し前に話した通りに両側案を基礎にして、その上に共同宣言を参酌して抜くものは抜き、入れるものは入れるようにして良く準備しよう。
池上 : これまで相互出た話で互いに理解するようになったので、直して表現するようにしよう。
李代表 : 前文の中の「・・・待遇を付与することが、両国間及び両国国民間の友好関係の増進」を、「・・・待遇を付与することが必要だと認定し、またこのような待遇を付与することが両国間及び両国国民間の友好関係の増進」と分離表現したらどうだろう?
佐伯 : われわれの前文の趣旨と韓国側趣旨は同じだと思う。
李代表 : 両側案を比較して取捨選択したらよいのではないか?
佐伯 : この問題は少し前に話した「第 3 国の国民と異なる待遇」というのと関連して検討し、良いように表現してみる。
李代表 : それなら協定前文はこの程度に論議して、日本側案第 1 条は高位級の政治的折衝に回し、日本側案第 2 条の 1 項の退去強制事由に対する見解の差異に対して論議しよう。
池上 : その前に太平洋戦争の終了日に対する見解の差異に対して論議しよう。この日を 1945 年 9 月 2 日と日本側は解釈するが、平和条約の発効日と解釈する説もある。だから太平洋戦争の終了日とすると不明確だ。
李代表 : それなら 1945 年の終戦の日にしよう。
新谷 : それなら前に話したように、付属文書の「太平洋戦争戦闘終了の日」を日本は 1945.9.2. に、韓国は 1945.8.15.と解釈するという趣旨で規定すれば良いと思う。
佐伯 : もう一度検討しよう。
李代表 : 日本側案第 2 条退去強制事由は大体合意できたのだが、同条第 1 項(b)の「外交使節団の公館」に対して、日本側の合意議事録だけで持ってはその定義が曖昧なので「外交使節団」の定義も明確にしておこう。
佐伯 : 韓国側は「外交使節団の長の邸宅」だけを意味しようとするのか?
李代表 :違う。大使館、公使館とその公館長の邸宅を意味するように規定しようと思う。しかし日本側案の合意議事録では「外交使節団」の定義が不明確なので、これも明白に決めようという趣旨だ。
池上 : ウィーン条約を持っても充分ではないのか?
李代表 : 細かく言えば「外交使節団の公館」の「外交使節団」の定義さえ曖昧だから、これも明確に規定して、その次に「外交使節団の公館」の定義を決めようという意だ。上記趣旨を簡略に合意議事録に規定すれば良いだろう。
佐伯 : よい。そうしよう。
李代表 : 次に日本側案第 2 条 1 項(c)の麻薬犯において前段と後段に分かれるが、「前段の営利犯」には「執行猶予の言い渡しを受けた者を除く」と規定し、後段のいわゆる常習者には適用しないとなっているが、後段の場合にも「執行猶予言い渡し者」は適用するよう明示しよう。
新谷 : 後段の場合は 3 回以上の刑を受けた者の場合なので、既にその性質において、執行猶予の言い渡しを受けられるのは初犯時に限られるから、別に重要性がないのではないか。前段と区分して後段は適用しないのが妥当だと思う。再考を望む。
李代表 : 日本側がこの点に固執するなら、われわれも請訓してみる。そして日本側案第 2 条 1 項に「本協定の効力発生日以後、次に規定された者になった場合」を、「・・・この協定の効力発生日以後の行為に依って」と規定しよう。日本側案通りに決めると解釈上曖昧な点があって困難だ。また実例から見ても、協定発効以前に内乱罪を犯し起訴された者は、協定発効後裁判判決で退去されるので、協定発効で両国が友好関係を強化するという趣旨か

ら見ても不当だ。
池上 : 法務省としては大きく困難だ。
新谷 : 協定発効を前後して、このような範疇に該当する者は多くないだろうと思う。
李代表 : 協定を前後して該当する者もごく少数なので、恩赦的に考慮することを望む。1957年韓日覚書交換で退去強制を保留している現象なのに、協定発効以前の犯法行為によって協定発効と同時に退去させられたのでは、われわれは内部的に説得するのが困難だ。
池上 : わが法体系や施行上で、退去強制を協定発効以後の犯罪行為に限るというのは困難だ。
李代表 :それでも一度検討してみろ。
新谷 : この協定規定によると今、毎年麻薬犯で 10 名、7 年を超過する者で 20 名ほどが退去強制される対象者と見ている。
李代表 :それなら協定本文第 2 条第 1 項の「協定発効以後の行為に依って・・・」と決めたらどうか?
池上 : 検討してみる。しかし本文には困難で、合意議事録は構わないかと思う。
李代表 :それなら協定本文は日本側提案通りに「・・・協定効力発生以後、次に規定された者になった・・・」として、合意議事録に「第 2 条第 1 項の退去強制事由は本協定発効以後の行為に依って刑に処せられた者だけを意味する」という風に決め、互いに内部的にもう一度検討しよう。
池上 : よい。そうするようにしよう。
李代表 :それなら今日はこの程度で終わろう。次の会議は?
鶴田 : 明日は外相会談で法的地位問題が論議されるので開くのは難しそうだ。
八木 : それなら明日か明後日、適当な時を相互連絡して決めよう。
李代表 :よい。新聞発表は両側案を基礎にして、前文と退去強制事由に対して論議したとしよう。
八木 : よい。

P290　　大韓民国外務部

発信電報　　番号 : WJA-03413
日時 : 65.3.24.16:30

受信人 : 駐日大使
対 : JAW-03494

1. 対号 2.(1)の協定名称に関しては、可及的なら「法的地位と待遇」にするよう交渉されるよう願う。
2. イ、対号 4.(1)の退去強制事由に関しては対号のように、協定本文には規定せずに、合意議事録で「第 2 条 1 項の退去強制事由は本協定発効後の行為に依って刑に処せられた者だけを意味する」と規定することを諒承する。
   ロ、対号 4.(3)の麻薬犯に関しては、可及的なら「執行猶予の言い渡しを受けた者を除く」という但し書き規定を、後段にも適用させるようことを努力して下さい。
   ハ、対号 5.の「終戦日」に関しては、協定文に「1945 年終戦日」とだけ表示して、合意議事録に両側が考える日付を規定する方式は、取らないようにして下さい。(外亜北)

長官

P291　　24.　24 次 1965.4.16

P292　　駐日代表部

駐日政　722-117　　　　　　　　　　　　　　　1965.4.19.
受信 ： 外務部長官
題目 ： 第 7 次全面会談　法的地位委員会　第 24 次　会議録

1965.4.16.に開催された標記会談の会議録を別添のように送付します。
別添 ： 同会議録　2 部　　終り。
駐日大使　　金東祚

P293　第 7 次韓日全面会談　法的地位委員会
第 24 次会議　会議録

1.日時 ：　1965.4.16. 10:30-11:30
2.場所 ：　霞友会館
3.出席者:

韓国側　方 熙　代表
李坰浩　代表
呉在熙　専門委員
安世勲　補佐
金潤沢　事務官
日本側　八木正男　入管局長
新谷 正夫　民事局長
大和田　条約局参事官
家弓吉巳　民事局第五課長
谷口禎一　条約課事務官
佐伯　法規課事務官
鶴田剛　北東ア課事務官

4.討議内容
八木 ： 今後の会議進行をどうして行くのか?
李代表 :過般首席会談では第一に、処遇問題に関しては高位レベルで話そうとしたが、本委員会で論議できることは論議するのが良いと見て、第二、戦後入国者と離散家族の再会問題に対しては過般、外相共同声明でわが側の要望だけを一方的に挿入したが、これに対しても本委員会で論議されることを望み、同時に今後共同委員会のようなものを設置して、協定施行において異議がある時、処理するようにしたらと思う。第三、本委員会で解決されたり合意した点に対しては、協定文の基礎のために分科委員会のようなものを設置して、これに回付して協定文案を作成するようになることを望む。
　わが代表団 2 名が近々来るだろうから、分科委員会の構成において準備が備わるものと思う。戦後入国者と離散家族の再会問題に対しては、既に論議したこともあるので、これに併せて論議し、処遇に対しても本委員会で論議するようにしよう。
八木 ： われわれはまだ内部的に充分論議できなかった。処遇に関連して関係各省実務者を本委員会に出席させるのか?外務省側でこのような実務者たちと事前に打ち合わせた後、本委員会で論議するのが良いのか?色々方法があるだろうが、外務省アジア局の考えはどうなのか?私の考えでは各省実務者を本委員会に出席させ、また小委員会を設置して決定、または合意を見たものは協定文案を作成するようにして、会議を併行的に開催するのが良いと思う。
鶴田 ： 各省代表が既に決まっているので、そうするのが良いと思う。

呉委員 : 他の分科委員会では既に、協定文基礎のための小委員会を設置し、協定文作成に着手しているようなので、ここでも協定文基礎のための小委員会を設置して、協定文作成に着手したらどうだろう?

大和田 : 協定文は英文で先に作成するのか?

李代表 : 協定文は日本語と韓国語で先に作成し、これを両側が合意したら、再びこれを小委員会に回付して英文に翻訳させ、この翻訳が正確かを再びこの委員会で検討して再合意することにしよう。

大和田 : そういう方法が良いようだ。

八木 : 小委員会は何名で構成するのが良いだろうか?われわれとしては大和田参事官を囲んでWorking Group で小委員会を構成しようと思う。

方代表 :処遇は各省の事情を考慮して本委員会に出席させ、小委員会と併行開催するようにしよう。そして小委員会のメンバー構成は互いに適当に決めよう。

八木 :しかし時間的には本委員会と小委員会が同時開催されないよう、別途に開催するようにしよう。

大和田 : 例えば、本委員会を午前に開催して合意及び決定されたものがあれば、午後に小委員会で協定文案を作成するようにするのが良いことと思う。

李代表 :本委員会をもっと開催して、本会合で決定したものを小委員会に回付するのが良いようだ。本委員会で決定できないものを小委員会に渡しても進展はないだろうから、本委員会が先行しなければならないだろう。

八木 :よい。

方代表 :それなら本委員会をもう一度開催するようにしよう。

八木 : 次の会議からは人員も多いので、外務省のような所で開催するようにしよう。来週 21日(水)午後はどうだろう?

方代表 :よい。

八木 : それなら場所は後に連絡することにして、会議出席範囲は今日のこのメンバーでするのか?文部省実務者らも呼ぶのが良いのか?

方代表 :他部署代表の Level はどうで、会議に出席する準備が備わっているのか?

鶴田 : 大体課長クラスで、まだ具体的に折衝できなかった。

李代表 :次の会議で教育問題に対して論議することにして、文部省から出て来るようにしたらどうだろう?

八木 : まだ各省と折衝をできなかったので、まず次の会合は今日のこのメンバーで会うようにしよう。

鶴田 : 韓国側としては 4.3.合意事項に依拠した協定文案が作成されているのか?

李代表 : われわれは作成中である。しかし次の会合では協定前文から話そう。次の会合では協定前文から論議し、決定したものは英文に翻訳するようにしよう。

大和田 : よい。そしてわれわれは水曜日以前には協定文が準備できないが、水曜日の会合には準備でき次第相互協定文を交換するようにしよう。

方代表 :よい。

呉委員 : 新聞発表は、今後の会議の進行方法と来週の会合で相互協定文を出すようにしたとしよう。

八木: よい。　終り

P298　代表団案

日本国に居住する大韓民国国民の

法的地位と待遇に関する大韓民国と日本国間の協定(案)

1965.4.

大韓民国と日本国は、

日本国に居住する一定な大韓民国国民の特殊な事情を考慮して、

彼らと彼らの子孫に安定な生活を営為できるように、好意的な待遇を付与することが必要だと認定し、

またこのような待遇を付与することが両国間及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを認定し、

次のように協定した。

第1条

1. 日本国政府は次に規定された大韓民国国民が、この協定の実施のために決める手続きに沿って、日本国政府に永住を申請する時には、彼らの日本国での永住を許可することとする。
 (a) 1945年の終戦日以前から継続して日本国に居住する者。
 (b) (a) の直系卑属で、1945年の終戦日の翌日以後、この協定の効力発生日から5年が経過する日までに日本国で出生し、継続して日本国に居住する者。
 (c) (a)または(b)の子(息子、娘)で、 この協定の効力発生日から5年が経過した日以後に、日本国で出生する者。
2. 本条第1項に規定された者の永住申請期間は次のように定める。
 (a) 本条第1項(a)と(b)に規定された者は、この協定の効力発生日から5年以内に、日本国政府に永住を申請しなければならない。
 (b) 本条第1項(b)に規定された者で、この協定の効力発生日から4年6ヵ月を経過する日以後に出生する者に対しては、本条第2項(a)の規定に係わらず、永住申請の期間を出生日から6ヵ月以内とする。
 (c) 本条第1項(c)に規定された者の永住申請期間は、その出生日から6ヵ月以内とする。
3. 本条第2項に規定された永住の申請、またはその許可においては、如何なる名目の手数料も徴収されない。
4. 日本国政府は本条第1項により永住が許可された者の直系卑属で、日本国で出生する者の居住に関しては、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生日から25年の期間が経過する時までに協議をする。この協議においては、この協定の基礎になっている精神と目的を尊重することとする。

第2条

第1条第1項及び第2項の規定によって、日本国での永住が許可された者(永住許可の申請期間中においては、永住申請をする資格を持つ者を含む)は、この協定の効力発生日以後の行為により、次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯したことに因って禁錮以上の刑に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者、及び内乱に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く。)

(b) 日本国において国交に関する罪を犯したことに因って禁錮以上の刑に処せられた者、または外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為に依って禁固以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者。

(c) 営利を目的に麻薬類取締りに関する日本国の法令に違反し、無期または3年以上の懲役、または禁錮の刑を受けた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。)または麻薬類取締りに関する日本

国法令に違反し、本協定の発効日以後 3 回(ただし、この協定の効力発生日以前に 3 回以上刑に処せられた者に対しては 2 回) 以上刑に処せられた者。
(d) 日本国の法令に違反して、無期または 7 年を超過する懲役または禁錮の刑に処せられた者。

第 3 条
1. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は、如何なる場合にも、ある第 3 国の国民に付与される待遇より好意的な待遇を享有する。
2. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は、日本国での教育、生活保護及び国民健康保険等に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。
3. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者(永住許可の申請期間中においては、永住申請をする資格を持つ者を含む)で、日本国に永住する意思を放棄し大韓民国に帰国する者が、帰国時に携行する財産、及び彼が日本国で所有する資金の大韓民国への送金に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。

第 4 条
この協定は批准されなければならない。批准書は可能な限り早急に______で交換することとする。この協定は批准書の交換日から、30 日を経過する日に効力を発生する。
以上の証拠として、正当に委任受けた下記代表者は、この協定に署名した。
196　年　　月　　日______で同等に、正文である韓国語、日本語、及び英語によって、本書 2 通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の正文に依る。

P302　　　　　　　駐日代表部
駐日政　722-141　　　　　　　1965.5.4.
受信 : 外務部長官
題目 : 法的地位に関する日本側協定案　送付

1965.5.4.に開催された全面会談 29 次法的地位委員会で、日本側が提示した協定案を別添のように送付します。
別添 : 日本側協定案　3 部　　終り。
駐日大使　　金東祚

P303　　日本国に居住する大韓民国国民の
法的地位と待遇に関する大韓民国と
日本国間の協定(案)

1965.4.

大韓民国と日本国は、
日本国に居住する一定な大韓民国国民の特殊な事情を考慮し、彼らにる第 3 国の国民より好意的な待遇を付与することが必要だと認定し、
このような待遇を付与することが両国間、及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを認定し、
したがって、次のように協定した。

第 1 条
1.　日本国政府は次に規定された大韓民国国民が、本協定の効力発生日から 5 年以内に、本協定

の実施のために決める手続きに沿って、日本国での永住を申請する時には、これを許可することとする。

(a) 1945 年の終戦日以前から日本国に継続して居住する者。

(b) (a) の直系卑属で、1945 年の終戦日以後、この協定の効力発生日から 5 年以内に日本国で出生し、継続して居住する者。

(c) (a)及び(b)の子(息子)で、 この協定の効力発生日から 5 年が経過した日以後に、日本国で出生した者。

2.本条第 1 項(b)に規定された者で、この協定の効力発生日から 4 年 9 ヵ月を経過した日以後に出生した者、及び本条第 1 項(c)に規定された者は、本条第 1 項の規定に係わらず、永住申請期間を出生日から 3 ヵ月以内とする。

3. 本条の規定による永住申請及び許可に対しては、如何なる手数料も徴収されない。

第 2 条

1. 日本国政府は、第 1 条の規定によって永住が許可された者の直系卑属で、日本国で日本国で出生した者の居住に関して(大韓民国政府の要請があれば)、本協定の効力発生日から25年を経過する時までは、協議を行う用意がある。

2. 本条第 1 項の協議においては、本協定の基礎になっている精神と目的を尊重することとする。

第 3 条

1. 本条の規定により日本国での永住が許可された者は、本協定の効力発生日以後の行為により、次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者、及び内乱に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く。)

(b) 日本国において国交に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者、及び外国の元首、外交使節、またはその公館に対する犯罪行為に依って、禁固以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者。

(c) 営利の目的で麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反し、無期または 3 年以上の懲役、または禁錮に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。)及び麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反し、本協定の効力発生日以後 3 回(ただし、本協定の効力発生日以前に 3 回以上刑に処せられた者に対しては 2 回) 以上刑に処せられた者。

(d) 日本国の法令に違反して、無期または 7 年を超過する懲役または禁錮の刑に処せられた者。

第 4 条

1. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は、社会活動及び経済活動を行うにおいて、国籍による差別待遇を受けないし、如何なる場合にも、ある第 3 国の国民に付与される待遇よりも好意的な待遇を享有する。

2. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は、日本国での教育及び生活保護等に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。

3. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者(永住申請を行う有資格者を含む)で、日本国に永住する意思を放棄し、大韓民国に帰国する者が帰国時に携行する財産、及び彼が日本国で所有する資金の大韓民国への送金に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。

第5条

本協定は批准されなければならない。批准書は可能な限り早急に______で交換することとする。本協定は批准書の交換日から、30日を経過する日に効力を発生する。

以上の証拠として、正当に委任受けた下記代表者は、この協定に署名した。

196　年　　月　　日______で同等に、正文である韓国語、日本語、及び英語によって、本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の正文に依る。

P309　　　　　日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と
待遇に関する大韓民国と日本国間の協定
に対する合意議事録(案)

大韓民国政府及び日本国政府の各代表者は、今日署名された日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と待遇に関する、大韓民国と日本国間の協定の交渉過程で到達した、次の諒解を記録する。

第1条に関して、

1. 第1条第1項の(a)及び(b)で言う「日本国に継続して居住する者」というのは、日本国に生活の根拠を持っている者を言う。
2. 大韓民国政府は第1条の規定によって永住申請書を行う者の内、その国籍がはっきりしない者に限って、その国籍が証明されるように協調する。
3. 日本国政府は第1条の(b)及び(c)に規定された者で、日本国以外の地域で出生する者が、第2条第2項の規定に依拠して永住を申請する場合には、その者の出生当時の事情等を考慮して、これを許可するようにする。

第3条に関して、

1. 第3条第1項の(b)で言う「その公館」というのは、所有者の如何を問わず、外交使節のために使用されている建物、もしくはその一部及びこれに付属する土地を言う。
2. 日本国政府は第3条に規定された事由に該当する者という理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成またはその他の事情を勘案して、人道的な考慮をする。
3. 大韓民国政府は第3条の規定によって退去命令の措置を受けた者の引き受けに関して、日本国政府の要請に従って協力する。

第4条に関して、

1. 第4条第2項に関して、
   (a) 日本国政府は第1条の規定によって日本国に永住する者が、日本国の義務教育を受けるのを希望する場合には、これを認める。
   (b) 日本国の義務教育を受ける者が上級学校に進学するにおいては、日本国民と均等な機会が付与される。
   (c) 日本国政府は第1条の規定によって日本国に永住する者に対しては、生活保護(以下列挙すること)に関する日本国法令の恩恵を、日本国民と同等に受けられるよう措置する。
2. 第4条第3項に関して、
   (財産搬出と資金の送金事項を後に規定)

P309 別紙2　　　　法的地位問題に関する合意事項

1965.4.

李外務部長官と椎名大臣は次の事項に合意した。

1. 次に記載された大韓民国国民の永住申請を許可するようにする。
   A. 終戦以前から日本に居住する者。
   B. A.の直系卑属で終戦以後、両国間の協定発効 5 年以内に日本国で出生し、継続居住する者。
   C. A.及び B.の子で、両国間の協定発効 5 年が経過する日以後に、日本国で出生した者。
2. 日本国政府は 1.に依って永住が許可された者の直系卑属で、日本国で出生した者の居住に対して、大韓民国政府の要請があれば、両国間の協定発効後 25 年を経過する時まで、協議する用意がある。
   この協議においては、同協定の基礎になっている精神と目的を尊重する。
3. 1. に依って永住が許可された者の退去強制事由(両国間の協定発効以後の行為による)
   A. 日本国において内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者、及び内乱に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く。)
   B. 日本国において国交に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者、及び外国の元首、外交使節、またはその公館に対する犯罪行為に依って、禁固以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者。
   C. 営利の目的を持って麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反し、無期または 3 年以上の懲役、または禁錮に処せられた者(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く)、及び麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反し、本協定の効力発生日以後 3 回(ただし、本協定の効力発生の日以前に 3 回以上刑に処せられた者に対しては 2 回) 以上刑に処せられた者。
   D. 日本国の法令に違反して無期、または 7 年を超過する懲役、または禁錮の刑に処せられた者。
4. 退去命令の措置を受けた者の引き受けに関して、大韓民国政府は日本国政府の要請によって協力する。
5. 両国間の協定に含まれるその他の待遇に関する事項は、継続して論議する。

P312 諒解要綱

・・・年・・・月・・日にイニシャルした合意した 5 による李外務部長官と椎名外務大臣間の討議の過程において、次の事項が合意された。

1. 協定によって永住が許可された者の、日本国での教育及び生活保護に関する事項、また永住が許可された者(永住申請を行う有資格者を含む)が日本国で永住する意思を放棄し、大韓民国に帰国する時に携帯する財産、及び日本国において所有した資金の大韓民国への送金に関する事項に対しては、妥当な考慮がなされるものとする。
2. また上に関して可能な限り早急に、遅くとも協定が成立する時までに合意に達するために、継続討議する。

P313 (日本側提案)

1965.3.24.

協定在留者の成年後及び子孫の取扱いに関する書簡(案)

書簡で申し上げます。

本　　は、今日署名された日本国に在留する大韓民国国民の待遇に関する日本国と大韓民国間の協定に関連して、日本国政府が今日次のように署名を行ったことを、閣下に通報する栄光を持ちます。

「日本国に在留する大韓民国国民の待遇に関して日本国と大韓民国間の協定第1条3の規定に依拠、日本国に在留することが許可された者、及びその直系卑属に対して、日本国政府としては同協定の精神を充分尊重し、人道的な取り扱いをすると同時に、彼らが日本国の社会と調和した安定的な生活を営為できるよう、好意的な考慮をしたのは当然だ」

本　　は、以上のように申し上げるにおいて、閣下に対して再び敬意を表します。

年　　月　　日

韓国側　書簡(案)

書簡で申し上げます。

本　　は、今日付の次のような閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を持ちます。

本　　は、以上のように申し上げるにおいて、閣下に対して再び敬意を表します。

年　　月　　日

P315　　　　法的地位協定に含まれる一部規定の要綱

(1) 次に規定された大韓民国国民の永住申請を許可するようにする。
　A. 終戦以前から継続して日本国に居住する者。
　B. A.の直系卑属で終戦以後、協定発効5年以内に日本国で出生し、継続して居住する者。
　C. A.及びB.の子で、協定発効から5年が終わった以後に、日本国で出生した者。

(2) 日本国政府は、前記(1)項に依って永住を許可された者の直系卑属で、日本国で出生した者の居住に関しては、大韓民国政府の要請がある場合、協定発効後25年を経過するまでの期間においては、協議を行う。

この協議においては、この協定の基礎になっている精神及び目的を尊重することとする。

(3) 退去強制事由(協定発効以後の行為だけを対象にする)
　A. 内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯し、禁錮以上の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。
　B. 国交に関する罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者、及び外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為に依って、禁固以上の刑を受けた者で、日本国の外交上の重大な利益を害した者。
　C. 営利の目的で麻薬類取締りに関する日本国の法令に違反し、3年以上の禁錮、または懲役の刑を受けた者。ただし執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。または麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反し、本協定の効力発生日以後3回以上刑を受けた者、または本協定効力発効前に麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反し、3回以上刑に処せられた者で本協定発効後2回以上刑を受けた者。
　D. 日本国の法令に違反して、7年を超過する禁錮、または懲役の刑を受けた者。

(4) 協定に含まれるその他の待遇に関しては、継続討議することとする。

日本側 提案（64.3.6.）	韓国側 提案（64.4.22.）
日本国に在留する特定の大韓民国国民は**(の)**法的地位に関する協定案	日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と処遇に関する協定案
前文 日本国及び大韓民国は、 日本国に在留する特定の大韓民国国民に対して、特定な事項に関して日本国に在留するその他の外国人と違う、法律上の地位が付与されることが必要だと認めるので、 したがって次のように協定した。	前文 大韓民国及び日本国は、 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民及びその直系卑属が日本国に居住することになった歴史的背景に考慮して、 彼らに特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが必要だと認めるので、 したがって次のように協定した。
	第1条 本協定で「日本国に居住する大韓民国国民」というのは、大韓民国国籍法で規定された要件に該当する者を言う。
第1条 次に列挙する者で、第22条の永住許可を得た者は、日本国に永住できる。 (3) 1945年9月2日以前から継続して日本国に在留する大韓民国国民 (4) (1)で規定された者の直系卑属である大韓民国国民で、1945年9月3日以後この協定の効力発生日から5年の期間が経過する日までに日本国で出生し、その後継続して日本国に在留する者	第2条 次に規定された大韓民国国民は、本協定に定めるところにより、日本国に永住できる。 (1) 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する者。 (2) 本条第1項に規定された者の直系卑属で、太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、日本国に継続して居住する者
第2条 (1) 第1条に規定された者で日本国に永住しようとする者は、日本国政府に対して同政府が定める手続きに従って、この協定の効力発生日から5年以内に永住許可を申請し、その許可を受けなければならない。前記の申請及び許可に対しては、	第3条 (1) 第2条の規定に該当する者で日本国に永住しようとする者は、本協定の効力発生日から5年以内に、両国政府が合意する手続きに従って、日本国政府に永住申請書を提出しなければならない。 (2) 本条の規定によって日本国政府に永住申

手数料は徴収しないこととする。 (2) 第 1 条(2)に規定された者で、この協定の効力発生日から 4 年 11 月を経過する日以後に出生する者に対しては、1 の規定にも係わらず永住許可の申請期間を、出生日から 30 日以内とする。	請書を提出するにおいては、如何なる手数料も徴収されない。 (3) 第 2 条第 2 項に規定された者で、本協定の効力発生日から 4 年 10 月を経過する日以後に出生した者に対しては、本条 1 の規定にも係わらず永住許可の申請期間を、出生日から 6 ヵ月以内とする。
<u>第 3 条</u> 第 2 条の規定に依拠して永住許可を受けた者は、その者がこの協定の効力発生日以後、次に規定する者の内、どれかひとつに該当する者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。	<u>第 4 条</u> 本協定によって日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為によって、次の各号に規定する事由に該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。
(1) 内乱に関する罪、外患に関する罪または騒擾罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者 (執行猶予の言い渡しを受けた者及び内乱及び騒擾に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く)	(1) 内乱に関する罪または外患に関する罪を犯し、2 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。
(2) 営利の目的を持って麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、無期または 2 年以上の懲役、または禁錮に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く)及び麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、この協定の効力発生日以前に処せられた刑を含み、3 回以上刑に処せられた者。	(2) 営利の目的で麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、3 年以上の懲役または禁錮の刑を受けた者、または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して 2 回以上刑に処せられた者で、再び 3 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。
(3) 1.及び 2.に規定された者を除き、無期または 7 年を超過する禁錮、または懲役の刑に処せられた者。	(3) 凶悪な犯罪に因って 10 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。
(4) 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者	(4) 国交に関する罪を犯し、2 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。
	(5) 未成年時の行為に依って本条第 1 項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。
<u>第 4 条</u> (1) 第 2 条の規定に依拠して永住許可が付与された者の子で、日本国で出生しまた	<u>第 5 条</u> (1) 本協定第 2 条の規定に依って日本国に永住する者の直系卑属は、成年に達する時ま

大韓民国国民である者は、日本国政府が定める手続きに従うことを条件として、成年に達する時まで継続して日本国に在留できるし、また第3条に列挙されたある者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。	で継続して日本国に在留できる。
(2) (1)の規定に依拠して日本国に在留する者が、成年に達した日から 30 日以内に永住許可を申請した時には、その者は、素行が善良でまた日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを企図したり主張し、またはこれを企図したり主張する政党、その他の団体を結成したり、これに加入したことがない限り永住は許可されるし、また貧困または疾病を事由にして日本国からの退去を強制されない。	(2) 本条第 1 項の者が成年に達した後、1 年以内に日本国での永住許可を申請する場合には、第 4 条第 1 項に規定された事由がない限り、その者の永住は許可される。 (3) 本条第 2 項の規定に依って永住が許可された者の退去強制に関しては、第 4 条の規定に準じる。